

569-142



1200501517385

569

142

庫文造改
第一十三部 第二部

鏡 大

註校則義澤吉

版出社造改



10

納本

改造文庫
第二部 第三十一篇
大鏡
吉澤義則校註

21

改造社出版
圖書

569-142

例言

- 一、本書は古本三卷本系統である久原文庫所藏本大鏡を底本とした。
- 一、校訂に當つては、出來得る限り原本の體を崩さぬやうに留意したが、本來民衆的であるべき本文庫の性質上、假名遣の誤を正し、句讀、濁點を加へ、或は讀み難き假名を漢字に改むる等のことは止むを得なかつた。但し假名を漢字に改めたものは、全部傍訓を施してこれを區別することにした。
- 一、寫本にあり勝な誤字、脱字は原本の儘にして、一切之を改めなかつた。併しそれらは、讀者の便宜を思つて、他の同一系統の諸本に依つて校合したところを上欄に掲げておいた。
- 一、頭註は人名及び主要な出典に限つた。

昭和七年十一月

編者識

目次

例言

解題

久原本大鏡上卷

序

五十五代(文德天皇)

五十六代(清和天皇)

五十七代(陽成天皇)

五十八代(光孝天皇)

五十九代(宇多天皇)

六十代(醍醐天皇)

六十一代(朱雀天皇)……………三七

六十二代(村上天皇)……………三八

六十三代(冷泉天皇)……………四〇

六十四代(圓融天皇)……………四〇

六十五代(花山天皇)……………四四

六十六代(一條天皇)……………四七

六十七代(三條天皇)……………四八

六十八代(後一條天皇)……………五一

左大臣多嗣……………六二

太政大臣良房……………六三

右大臣良相……………六六

權中納言從二位左兵衛督長良……………六七

太政大臣基經……………六七

左大臣時平……………七一

左大臣仲平……………八九

太政大臣忠平……………九一

太政大臣實賴……………九五

太政大臣賴忠……………一〇一

左大臣師尹……………一〇八

久原本大鏡中卷

右大臣師輔……………一三七

太政大臣伊尹……………一六一

太政大臣兼通……………一八七

太政大臣爲光……………一九五

太政大臣公季……………一九九

太政大臣兼家……………二〇五

內大臣道隆……………二二六

左大臣道兼……………二四二

久原本大鏡下卷

太政大臣道長……………二四九

藤原氏の物語……………二七四

昔物語……………三〇二

解題

一、大鏡は、榮華物語とともに、平安末期になつて現れた假名文歴史物語の嚆矢である。文徳天皇の朝より、後一條天皇の萬壽二年まで十四代約百七十五年の記事が收められてゐる。初めに序があり、次いで帝紀として文徳天皇以下後一條天皇にいたる御略傳、列傳として左大臣冬嗣以下太政大臣道長まで二十人の藤原氏の攝關大臣の傳、最後に藤原氏の昔物語、それに加茂、石清水臨時祭の起源等の雜話が餘録としてつけ加へられてゐる。

題解

一、かうした列傳體の形式は代々君臣の事蹟の漠然たる羅列に終らず、その中に藤原道長一人の榮華の有様を敘述しようとする作者の意圖を明に看取することが出来る。作者が筆を萬壽二年に絶つたのも、一に道長の榮華の絶頂が同年に終るものであつたからであらう。即ち、道長の愛女小一條女御寛子、登花殿尙侍嬉子を失つたのがこの萬壽二年であり、その悲嘆のうち同四年には道長自身もまた薨去するに至つたからである。

一、一篇の趣向は、萬壽二年の雲林院の菩提講に、大宅世繼、夏山繁樹といふ百五十餘歳と百四十餘歳の老翁が相會し、世繼が主として語り、繁樹が合槌をうち、傍の青侍がこれを批判

する、その物語を本書の作者が筆録したといふ趣向になつてゐる。この奇警な小説的構成は甚だ人の興味を刺戟して、後世の歴史物語、水鏡、今鏡、増鏡等は悉くこの形式を踏襲することとなつた。

一、本書の成立年代は勿論萬壽二年ではない。前述した如くそれは作者の意圖を強調するたためであつたに過ぎない。で、その眞實の成立年代に就いては、藤岡博士は鳥羽天皇時代説を、萩野、關根、尾上氏等とともに白河天皇以後説をとつてをられる。又、その作者についても、尊卑分脈による藤原爲業説、井上通泰氏の源道方説、關根正直氏の源經信説、及び西岡虎之助氏の藤原能信説等が行はれてゐるが、何れも最後の決定を下すには至つてゐない。

一、大鏡には三卷本系統の古寫本と、八卷本系統の流布本とがある。古本はその記事が簡單であり、流布本は詳細であるが、後者は重複した箇所が間々あり、後人の加筆のあることは明白であらう。現在の三卷本系統のものは、宮内省圖書寮本、千葉胤明氏藏本、東京帝大史料編纂所本等をはじめ數本あるが、多くは零本で完本は尠い。久原文庫本を本書の底本とした所以である。なほ他に關根博士藏本の六卷本があるが、これは前記三卷本及び八卷本の中間に位するものであらう。

大鏡

久原本 大鏡 上卷

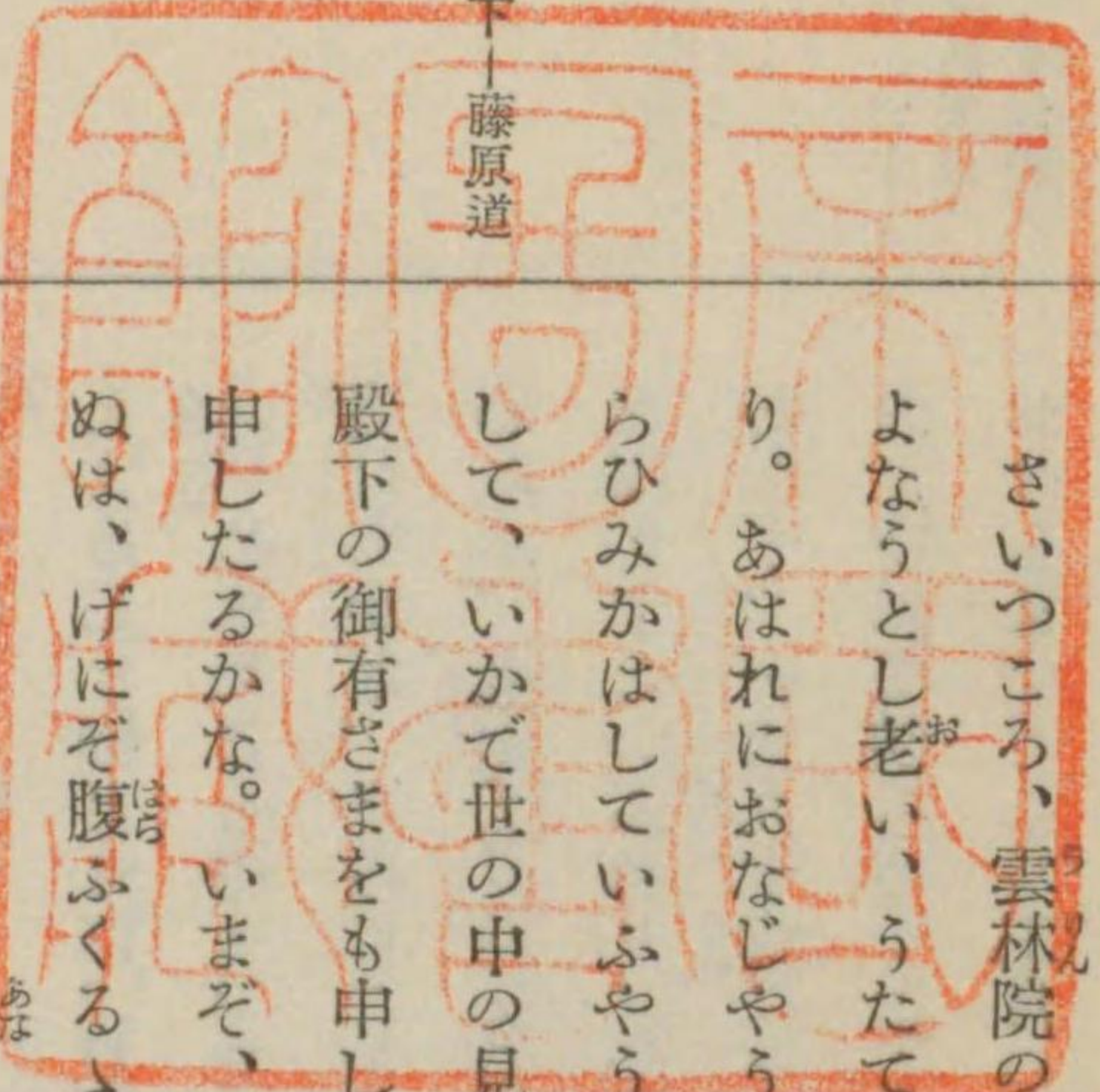
文德天皇	田邑	仁壽三	齊衡三	天安二
清和天皇	水尾	貞觀十八		
陽成天皇		元慶八		
光孝天皇	小松	仁和三		
宇多天皇	亭子	寬平九		
醍醐天皇		昌泰三	延喜廿二	延長八
朱雀天皇		承平七	天慶九	
村上天皇		天曆十	天德四	應和三
冷泉天皇		安和二		康保四
圓融天皇		天祿三	天延三	貞元二
花山天皇		寬和二		天元五
				永觀二

冬嗣	左大臣	良相	右大臣	基經	照宣公	仲平	左大臣	實賴	清慎公	師尹	左大臣
		西三條	太政大臣	杷	杷	小野宮	小一條				
良房	忠仁公	長良	中納言	時平	左大臣	忠平	貞信公	賴忠	廉義公		
	白川殿			院	本	太政大臣	太政大臣	三條			

一條天皇
 永延二 永祚一 正曆五 長德四 長保五 寬弘
 八
 三條天皇
 長和五
 後一條天皇
 寬仁四 治安三 萬壽二
 已上十四代 一百七十五年

○貞信公—忠平の諡
 號。
 ○母后の宮—光孝
 天皇の皇后、宇多天
 皇の御母、仲野親王
 の御女、班子。

○入道殿下—藤原道
 長。



さいつころ、雲林院の菩提講にまゐりて侍りしかば、れいの人よりはこ
 よなうとし老い、うたてげなる翁ふたり、姫といきあひて同じ所にぬめ
 り。あはれにおなじやうなる物のさまかなと見侍りしに、これら、うちわ
 らひみかはしていふやう、世繼としごろ、いかで、むかしの人にたいめん
 して、いかで世の中の見聞く事どもを、きこえあはせん、此の只今の入道
 殿下の御有さまをも申しあはせばやと思ひしに、あはれにうれしくもあひ
 申したるかな。いまぞ、心やすくよみぢもまかるべき。おぼしきこといは
 ぬは、げにぞ腹ふくるゝ心ちしける。かゝればこそ、むかしの人は、物い
 はまほしくなれば、穴をほりてはいひいれはべりけめとおぼえ侍る。かへ
 すがへすうれしくたいめんしたるかな。さてもいくつにかなり給ひぬ」と
 いへば、今ひとりのおきな、繁樹、いくつといふ事は、さらにおぼえ侍ら
 ず。但し、おのれは故太政のおとゞ貞信公の、藏人の少將と申しゝをりの
 小舎人わらは、大犬丸ぞかし。ぬしはその御時の母后の宮の御方のめしつ
 かひ、高名の大宅の世繼とぞいひ侍りしかしな。されば、ぬしの御年は、

○水尾のみかぎ—
五十六代清和天皇。
○十三代—清和天

おのれにはこよなうまさり給へらんかし。身づから、こわらはにて有りし時、ぬしは廿五六ばかりのをのこにてこそはいませしか」といふめれば、世繼よつぎしかしか、さ侍りしことなり。さてもぬしの御名みなはいかにぞや」といふめれば、繁しげき故太政大臣殿にて、元服つかうまつりし時、なんぢが姓はなにぞと、おほせられしかば、夏山となん申すと申しよを、やがて繁樹しげきとなんつけさせ給へりし」などいふに、いとあさましくなりぬ。たれもすこしよろしき物どもは、見おこせ、ゐよりなどしけり。年廿とし卅一ばかりなるなま侍さむらひめきたるものゝ、せちにちかくよりて、「いで、いと興けちあることいふ老ろう者ざたちかな。さらにこそ信まことぜられね」といへば、翁おきなふたり見かはしてあざわらふ。繁樹しげきとなるが方かたさまに見やりて、侍さむらひぬしはいくつといふことおほえずといふめり。此の翁おきなどもはおほえ給ふや」ととへば、世よさらにもあらず、一百九十ひゃくせうじ歳さいにぞ、ことしはなり侍りぬる。されば繁樹しげきは百八十ひゃくじゅうにおよびにて候まちらめ」とやさしく申すなり。世よおのれは水尾みづのをのみかどのおりおはしますとの正月しんげつのもちの日にうまれて侍れば、十三代にあひたてま

皇より後一條天皇迄
十三代。

○丙申—貞觀十八
年。

つりて侍るなり。けしうはさぶらはぬ年としなり。まことしと人おほさじ。されど、父ちちがなま學生がくせいにつかはれたてまつりて、下藤げらふなれども、都みやこほとりといふことば侍りつれば、目めを見給へて、産衣うぶぎぬにかきおきて侍りける、いまだ侍り。丙申ひのえさるの年としに侍り」と、いふもげにときこゆ。侍さむらひいまひとりの翁おきなのとしこそきかまほしけれ。うまれけん年としはしりたりや。それにて、いとやすくかぞへてん」といふめれば、繁しげきこれはまことの親おやにもそひ侍らず、こと人のもとにやしなはれて、十二三までそひ侍りしかば、はかはかしくも申さず。但、父ちちわれは子こうむわざもしらざりしに、主しゅの御ごつかひに、市いちへまかりしに、また私わたくしにも、錢ぜに十貫じゅうくわんをもちて侍りけるに、にくげもなきちごをいだきたる女の、これ人にはなたんとなんおもふ、子を十人までうみて、これは四十たりの子にて、いとゞ五月にさへうまれて、むつかしきなり、といひ侍りければ、このもたる錢ぜににかへてきにしなり」と。姓は何とかいふととひ侍りければ、「夏山」とは申しける。さて十三にてぞおほき大殿にはまるり侍りし」などいひて、世よさてもうれしく對面たいめんしたる

○これは四十たりの
—イこれはし十た
りの。
おほき大殿—貞信
公忠平。

かな。佛の御しるしなめり。年ごろ、こゝかしこの説經との、しれど、何かはとてまゐり侍らず、かしくおもひたちて侍りにけるがうれしき事」とて、世「そこにおはするは、そのをりの御人にやみてますらん」と、いふめれば、繁樹がいらへ、繁「いで、さも侍らず、それは、はや失せ侍りにしかば、これは、そののちあひそひて侍るわらはべなり。さては閣下はいかに」と、いふめれば、世繼がいらへ、世「それは侍りし時のなり。けふももろともまゐらんと、いでたち侍りつれど、わらはやみをして、あたり日に侍りつれば、くちをしうえ参り侍らずなりぬ」など、あはれにいひかたらひてなくめれど、なみだおつとも見えず。かくて講師まつ程に、われも人も、ひさしうつれづれなるに、此の翁おきなともいふやう、世「いでさうさうしきに、いざ給へ、むかしの物語して、このおはさう人々に、さはいにしへの世はかくこそありけれと、きかせたてまつらん」と、いふめれば、今ひとり、繁「しかしか、いと興ある事なり、いでおぼえ給へ、ときどきさるべき事のまじらへしけるも、うちおぼえ侍らんかし」といひて、

○人道殿下——道長。

いはんいはんとおもへるけしきども、いつしかときかまほしく、おくゆかしき心ちするに、そこらの人おほかりしかど、ものはかばかしく耳みみとむるもあらめど、人目めにあらはれて、此の侍さむらいぞよくきかんとあどうつめり。繁樹がいふやう、「世はいかに興あるものぞや、さりとても、翁おきなこそせうせうのことはおぼえ侍らめ、昔むかしさかしき帝みかどの御政まうりごとのをりは、國くにの中に、とし老いたる翁おきなをんなやあると、めしたづねて、いにしへのおきての有様ありさまを、とはせ給ひてこそ、奏することきこしめしあはせて、世のまつりごとは行おこなはしめ給ひけれ。されば、老いたる身はいとかしききものに侍り。わかき人たち、なあなづり給ひせ」とて、黒柿くろがしの骨九ほねくあるに、黄きなる紙かみはりたる扇あふぎをさしかくして、けしきだちわらふほど、さすがにをかし。世「まめやかに世繼よつぎが申さんと思ふことは、他事ことごとかは。たゞいまの入道殿下の御ありさまの、世にすぐれておはしますことを、道俗男女の御まへにて申さんと思ふが、いとことおほくなりて、あまたの帝みかど、后、また大臣公卿の御うへを、つゞくべき也。そのなかに、さいはひ人におはしますこの御有

○それさもあらふ一
「ふ」は「ぬ」の誤寫
であらう。

○當代——後一條天
皇。

様、申さんと思ふ程に、世中のことのかくれなくあらはるべきなり。つて
にうけたまはれば、法花經一部をときたてまつらんとてこそ、餘教をばと
き給ひけれ。それをなづけて五時教とはいふにこそあなれ。しかのごとく
に、入道殿の御さかえを申さんと思ふほどに、餘教のとかるゝといひつべ
し」などいふも、わざわざしく、ことごとしう聞ゆれど、いでや、さり
とも、何ばかりのことをかと思ふに、いみじうこそいひつゞけ侍りしか。
世「世間の攝政關白と申し、大臣公卿ときこゆる、いにしへ今の、みな此
の入道殿の御ありさまのやうにこそはおはしますらめとぞ、いまやうのち
ごどもは、おもふらんかし。されど、それさもあらふ事也。いひもてゆけ
ば、おなじ種一すぢにぞおはしあれど、門わかれぬれば、今の御心もちる
も、またそれにしたがひて、ことごとになりぬ。この世は、はじまりての
ち、帝は、まづ神の世七代をおきたてまつりて、神武天皇をはじめ奉りて、
當代まで六十八代にぞならせ給ひにける。すべからくは、神武天皇をはじ
め奉りて、つぎつぎの帝の御次第を、おぼえ申すべきなり。しかりといへ

○こまし——萬壽
二年。

ども、それは、いとぎゝみゝとほければ、たゞちかきほどより申さんとお
もふに侍り。文徳天皇と申すみかどおはしましき。その帝よりこなたの今
の帝まで、十四代にぞならせ給ひにける。世をかぞへ侍れば、そのみかど
位につかせ給ふ嘉祥三年庚午のとしより、ことしまでは、一百七十六年ば
かりにやなりぬらん。かけまくもかしこき君の御名を申すは、かたじけな
くさふらへども」とて、いひつゞけ侍りし。

一 五十五代

天安二年戊寅八月廿七日崩、季廿二、九月六日葬于田邑山
陵、號「田邑天皇」。

文徳天皇と申しける帝は、仁明天皇の第一の皇子なり。諱はみちやす。
母は、太皇太后藤原順子と申しき。その後左大臣贈正一位太政大臣多嗣の
大臣の御むすめなり。このみかど、天長四年丁未八月に生れ給ひて、御心
あきらかに、よく人をしろしめせり。承和九年壬戌二月廿六日に御元服、
おなじき八月四日春宮にたゝせ給ふ、御とし十六。嘉祥三年庚午三月廿一

○よひよひごごに—
—裏書参照。
○春やむかしの—
裏書参照。

日に位につかせ給ふ、御とし廿四。さて世をたもたせ給ふ事八年。御母后の御とし十九にてぞ、このみかどをうみたまつり給ふ。嘉祥三年四月に后にたゝせ給ふ。御とし四十二。齊衡元年甲戌の年、皇后宮にあがり給ふ。貞觀三年辛巳二月廿九日、御出家して灌頂などせさせ給へり。おなじき六年丙申正月七日、皇太后宮にあがり給ふ。これを五條の后と申す。伊勢物がたりに業平なりひらの中將の、「よひよひごとにうちもねなゝん」とよみ給ひけるは、この宮みやの御事なり。「春やむかしの」なども。

承平元年九月四日夕、參議實賴朝臣來也、談及古事諫云、文德天皇最愛惟高親王、于時太子幼冲、帝欲先立惟喬親王而太子長壯時還前繼洪基、時先太政大臣仰云、太子祖父爲朝重臣、帝憚未教、太政大臣憂云、欲便太子辭讓、是時藤原三仁文春天文、諫大臣曰、懸象無變、事必不遂焉、爰帝召信大臣、清談良久、乃命以下立惟喬親王之趣、信大臣奏曰、太子若有罪須教默更不還立、若無罪亦不可立他人、

臣敢奉諷、帝甚不説、事遂無變、無幾帝崩、太子繼位、後應天門有火、良相右大臣、伴大納言叶謀欲退信左大臣、共座陣座、時後太政大臣爲近衛中將兼參議、良相大臣急召之仰云、應天門失火左大臣所爲也、急就第召之、中將對云、太政大臣知之歟、良相大臣云、太政大臣偏信佛法、必不知行如此事、中將則知太政大臣不預知之由、報云、事是非憚、不蒙太政大臣庸分難輒承行、遂辭出、到職曹司具諮太政大臣、々々驚令入奏曰、左大臣是陛下之大功臣也、不明其罪忽致戮、未審因何事、若左大臣必可見誅、老臣先伏罪、帝初不知、皆大驚、壯報、詔以不知之由、於是夏遂定矣、爾後太政大臣薨、清和天皇爲之替中不舉樂也、

此等事皆左相公所説也

古今和歌集第十五曰

五條のきさいの宮のにしのたいにすみける人に、ほいにはあらで、ものいひわたりけるを、むつきの十日あまりになん、ほかへかくれにけ

る。ありどころはきゝけれど、え物もいはで、またのとしの春梅の花
ざかりに、月のおもしろかりける夜、こぞを戀ひて、かのにしのたい
にいきて、月のかたぶくまで、あばらなるいたじきにふせりて、よめ
りける

なりひら

月やあらぬ春や昔の春ならぬ我が身ひとつはもと
の身にして

伊勢物語

むかしをとこありけり。ひむがしの五條にしのびていきける。みそか
なるところなれば、かどからもえ入らで、わらはべのふみあけたるつ
いぢのくづれから、ありきけり。人さわがしくもあらねど、たびかさ
なりければ、あるじきゝつけて、そのかよひぢに人をすゑて、まもら
せければ、いきけれど、えあはでかへりにけり。さてよめる
人しれぬ我がかよひぢの關守はよひよひごとこにう

ちもねなゝん

とよめりければ、いといたうやみけり。あるじゆるしてけり。五條の
后にしのびてまゐりけるを、世のきこえありければ、せうとたちのま
もらせ給ひけるとぞ。

一 五十六代

つぎの帝みかど清和天皇と申しけり。文徳天皇の第四の皇子也。御母は皇太后
宮明子と申しき。太政大臣良房のおとゞの御むすめなり。此のみかどは、
嘉祥三年庚午三月廿五日、母かたの御おほぢおほきおとゞの小一條の家に
て、父帝みかどの位につかせ給へる五日といふ日、うまれ給へりけんこそ、いか
にをりさへはなやかにめでたかりけん、と、覺え侍れ。このみかどは、御心
いかにめでたかりけん、と、いつくしく、御かたちめでたくおはしましたける。
惟喬のみこの春宮あらそひし給ひけんも、この御ことゝこそおほゆれ。や

○明子——染殿の
后。○御おほぢおほきお
とゞ——御祖父太政
大臣良房。○父帝——文徳天
皇。○惟喬のみこ——文
徳天皇の第一皇子、
御母紀名虎の女。東
宮あらそひの事は二
十頁裏書参照。

○御母——明子。
○このみかど——清和天皇。

○智證大師——天台座主圓珍の諡名。

がてうまれ給へるとしの十一月十五日、つちのえいぬ、春宮に立たせ給ひて、天安二年戊寅八月廿七日、御とし九にて位につかせ給ふ。貞觀六年正月一日戊子御元服、御とし十五なり。世をたまたせ給ふ事十八年。おなじ十八年十一月廿九日、染殿の院にておりさせ給ふ。元慶三年五月八日御出家、みづの尾の帝と申す。この御すゑぞかし、いまの代に源氏の武者の族は。それもおほやけの御かためとこそはなるめれ。御母廿三にてこのみかどをうみ奉り給へり。貞觀六年甲申正月七日、皇后宮にあがり給ふ。后の位にて四十一年おはします。そめ殿の后と申す。その御ときの護持は智證大師におはします。天安二年にぞ唐よりかへりたまふ。

一 五十七代

つぎのみかど陽成天皇と申しき。これ、清和天皇の第一の皇子なり。御母、皇太后宮高子と申しき。權中納言贈正一位太政大臣長良の御むすめな

○釋迦如來の一年の——本朝文粹、大江朝綱作「言其尊儀、娑婆世界十善之主、計其寶算、釋迦如來一年之兄云々」。

○御母后——二條后高子。

○在中將——在五中將業平。下の裏書參照。

○基經——中納言長良の三男、二條后高子の御兄、下の傳に詳し。

○國經——長良の長男。

り。このみかど、貞觀十年戊子十二月十六日、染殿の院にてうまれ給へり。おなじ十一年己二月一日、御とし二にて春宮にたせ給ひて、おなじ十八年丙申十一月廿九日、位につかせ給ふ。御とし九歳。元慶六年壬寅正月二日御元服、御とし十五。世をしらせ給ふ事八年、くらゐおりさせ給ひて二條院にぞおはしましたしける。さて六十五年なれば、八十一にてかくれ給ふ。御法事の願文には、「釋迦如來の一年のこのかみ」ともつくられたるなり。智恵ふかく思ひよりけむと、興あれど、佛の御としよりは、御としたかしといふ心の、後世のせめとなんなれるとこそ、人の夢に見えけれ。御母后、清和のみかどよりは、九歳の御姉なり。廿七と申すとし、此の陽成院をばうみたてまつり給へる也。元慶元年丁酉正月に、后にたち給ひ、中宮と申す、御とし卅六。おなじ六年壬寅七月七日、皇后宮にあがり給ふ、御とし四十一。この宮の宮づかへしそめ給ひけんやうこそ、おぼつかなければ。いまだよごもりておはしける時、在中將のしのびてゐてかくしたてまつりけるを、御せうとの君たち、基經の大臣、國經の大納言などの、わかかお

○つまもこもれり―
―伊勢物語「むさし
野はけふはな焼きそ
若草のつまもこもれ
りわれもこもれり」
○神代のことも―
伊勢物語「大原やを
しほの松もけふこそ
は神代のこともおも
ひいづらめ」。

○見もせぬ人の―
古今集戀、在原業平、
「見ずもあらず見も
せぬ人のこひしくは
あやなくけふやなが
めくらさむ」。

はしけんほどの事なりけんかし、とりかへしにおはしたりけるをり、「つまもこもれり我もこもれり」とは、よみ給ひたるは、この御ことなれば、末の代「神代のこと」とは申しいで給ひけるぞかし。されば、よのつねの御かしづきにては、御覽しそめられ給はずやおはしけん、と、覺え侍る。もし、はなれぬ御なかにて、染殿の宮に、まゐりかよひなどし給ひけん程のことにやとぞ、おしはかられ侍る。およばぬ身に、かやうの事をさへ申すは、いとかたじけなきことなれど、これはみな、人のしろしめしたることなれば、いかなる人か、此のころ、古今、伊勢物がたりなど、おぼえさせ給はぬはあらんずる。「見もせぬ人のこひしきは」など申すことも、この御なからひのほどとこそは、うけたまはれ。すゑの世まで書きおき給ひけんおそろしきすきものなりかしな。いかにむかしは、中々にけしきあることも、をかしき事も、ありける物とて、うちわらふけしき、ことになりて、いとやさしげなり。二條の后と申すはこの御事なり。

業平

平城天皇孫、阿保親王第五子。母伊豆内親王。桓武天皇第七皇女也。

元慶四年^{庚子}五月廿八日卒去歲五十六。于時從四位上右近中將美濃權守。

自三五條后^二者十六年弟也。嘉祥三年^{庚午}三月廿一日仁明天皇崩年四十一。

同四月五條后爲^二皇太夫人^一年四十二。今年業平年廿六也。自三二條后^二者

十七年兄也。貞觀八年^{丙戌}十二月爲^二女御^一年廿五。

今年業平年四十二。今案於三二條后^二者、女御以前密通之、於三五條后^一

者、仁明天皇崩之後密通歟。

一 五十八代

つぎの帝^{みかど}、光孝天皇と申しき。仁明天皇の第三の皇子也。御母、贈皇太后宮藤原澤子、贈太政大臣總繼の御むすめ。この帝^{みかど}淳和天皇の御ときの天

長七年^{庚戌}、東六條の家にて生れ給ふ。御親^{おや}の深草のみかどの御時の承和三年^{丙辰}正月七日、四品し給ふ、御年七。嘉祥三年^{庚午}正月、中務卿に成り給ふ、

○深草のみかど―
仁明天皇。

御とし廿一。仁壽元年辛未十一月廿一日、三品にのぼり給ふ、御とし廿二。貞觀六年甲申正月十六日、上野大守かけさせ給ふ、御とし卅五。おなじ十二年庚寅二月七日、二品にのぼり給ふ、御とし四十一。おなじ十八年丙申十二月に、式部卿にならせ給ふ、御とし四十七。元慶六年壬寅正月七日、一品にのぼらせ給ふ、御とし五十。おなじ八年甲辰正月十三日、大宰帥かけ給ひて、二月四日位につき給ふ、年五十五。世をしらせ給ふ事四年。小松のみかどと申す。此の御時に、藤つぼのうへのつぼねの黒戸はあきたるとき、侍るは、まことにや。

一 五十九代

つぎの帝、亭子のみかどと申しき。小松天皇の御第三の皇子。御母、皇太后宮班子女王と申しき。二品式部卿贈一品太政大臣仲野親王の御むすめ也。貞觀九年丁亥五月五日、うまれさせ給ふ。元慶八年甲辰四月十三日、

○亭子のみかど——
宇多天皇。
○仲野親王——桓武
天皇皇子。

○右近衛中將時平——
基經の長男。傳は
下に詳し。
○橘よしとし——肥
前の人、出家して寛
連と號す。
○たびねの夢に——
大和物語、下の裏書
参照。

當代——宇多天皇。

○さはりの——イさ
はかりの。

源氏になり給ふ、御とし十八。仁和三年丁未八月廿六日、春宮にたゝせ給ふ。やがて同じ日位につかせ給ふ、御とし廿一。世をしらせ給ふ事十年。寛平元年己酉十一月廿一日己酉の日、加茂臨時のまつりはじまること、此の御ときよりなり。つかひには右近衛中將時平なり。昌泰元年戊午四月十日、御出家させ給ふ。備前椽橘よしとし、殿上にさぶらひけるが、入道して、修行の御ともにも、これのみぞつかうまつりける。されば熊野にても、ひねといふ所にて、「たびねの夢にみえつるは」とよむぞかし。人々になり給ふほどなどおぼつかなし、よくも覺え侍らず。御母、洞院の后と申す。此のみかどの源氏にならせ給ふ事、よく知らぬにや、王侍従とこそ申しけれ。陽成院の御時、殿上人にて、神社行幸には、舞人などさせ給ひたり。位つかせ給ひて後、陽成院をとほりて行幸ありけるに、陽成當代は家人にはあらずや」とぞ仰せられける。さはりの家人もたせ給へるみかども、ありがたきことぞかし。

宇多院

寛平九丁^巳七月五日、退位于朱雀院^{二年}。昌泰元年^{戊子}十月廿日、有^二競狩御幸、翌日幸^三吉野宮瀧、二年^未十月十四日、於^三仁和寺^二入道^{年三十三、法名金剛覺、}以^三權大僧都益信^二爲^三戒師、十五日於^三東大寺^二灌頂、十一月廿一日御^三行東大寺、廿四日於^三同寺^二受^三戒、同月依^三固辭^二停^三太上天皇號、同三年庚申十月御^三幸南山^二三十四、延喜五年^{乙未}九月七日、御^三幸金剛峯^二卅九、六年^{丙寅}十一月十七日、公家幸^三朱雀院^二加^三法皇四十算、加^三爵院司、七年丁卯十月、御^三幸熊野山、十一年^{辛未}六月十五日、召^三太戸等亭子院、行^三賜飲之禮^{有記、紀、納言作、}十五年^{乙亥}公家幸^三亭子院^二司、十六年^{丙子}三月八日、公家於^三朱雀院^二賀^三法皇五十算、年娶^三左大臣時平女^二、^{夔子可謂京極御息所是ナリ、}同廿年^{庚辰}月日生^三雅明親王^二、^{母夔子、}延長^二甲正月廿五日、法皇奉^レ賀^三今上四十算、賜^三卿食於百官、三十^西月日、生^三行明親王、^{母同雅明、}四十^丙十月十九日、法皇與^レ帝幸^三大井川、十二月十九日、京極御息所法皇六十算。

○三十——三年の誤か。
○四十——四年の誤か。

大和物語云

みかどおり給ひてまたのとしの秋、御ぐしおろし給ひて、所々に山ふませ給ひて、おこなひ給へり。備前椽にて橋のよしとしといふ人、うちにおはしける時、殿上したりけるを、御ぐしおろし給ひてければ、御ともにかしらおろしてけり。人にもしられ給はでありきたまふに、これなんおくれたてまつらで、さぶらひける。かゝる御ありきし給ふ事あしとて、うちの御使少將、中將これかれたづねつつ、御ともさぶらへとて、たてまつらせ給ひければ、たがひつゝありき給ひて、和泉のくにゝいたり給ひて、ひねといふところにおはします夜有りけり。いとこゝろぼそくあはれに、かすかにておはします事を思ひて、いとかなしかりけり。さてひねといふことを歌によめと、おほせられければ、かのよしとし大徳

古郷の旅寝の夢にみえつるはうらみやすらん又と
とはねば



と有りけるに、みな人なきてよまずなりにけり。その名をなん寛連大徳といひて、後までさぶらひける。

一 六十代

○御さし九歳——イ
寛平五年癸丑四月二
日に東宮に立たせ給
ふ、御さし九歳。
○伊衡中將——尊卑

つぎのみかど、醍醐天皇と申しき。これ、亭子太上法皇の第一の皇子におはします。御母、皇太后宮胤子と申しき。内大臣藤原高藤のおとゞの御むすめなり。仁和元年^巳正月十八日に生れ給ふ。御とし九歳。おなじ七年^卯正月十九日、十一歳にて御元服し給ふ。また、おなじ九年^丁七月三日、位につかせ給ふ、御とし十三。やがて、こよひよるのおとゞより、俄に御かうぶりたてまつりて、さしいでおはしましたりける。御手づからわざと、人の申すは、まことにや。さて、世をたもたせ給ふ事卅三年。この御時ぞかし、村上山朱雀院かの、生れおはしましたける御五十日のもちひ、殿上にいださせたまへるに、伊衡中將の和歌^{わか}つかうまつり給へるはとて、覺ゆめ

る。

一年にこよひかぞふる今よりは百年までの月影を見
ん

とよむぞかし。御返事、みかどのしおはしましたけん、かたじけなさよ。

いはひつることだまならば百年の後もつきせぬ月をこ
そみめ

御集など見給ふるこそ、いとなまめかしう、かやうのうたさへおはしまし
ける。

一 六十一代

つぎのみかど、朱雀院天皇と申しき。これ、醍醐のみかどの御十一の皇子なり。御母、皇太后宮穩子と申しき。太政大臣基經のおとゞの第四のむすめなり。此のみかど、延長元年^未七月四日生れさせ給ふ。おなじ三年^酉

分脈「敏行朝臣男、
伊衡、參議左近衛中
將、歌人。母從五位
上多治弟梶女」。

十月廿一日、春宮にたち給ふ、御とし三歳。おなじ八年庚寅九月廿二日、位につかせ給ふ、御とし八歳。承平七年正月四日御元服、御とし十五。世をたもたせ給ふ事十六年。

一 六十二代

○椿芳房——イ桂芳坊。

○御母后——藤原穩子。
○前房——前皇太子保明親王、醍醐天皇の第二皇子。

つぎのみかど、村上天皇と申しき。醍醐の帝の御十四の皇子也。御母、朱雀院のおなじ腹におはします。このみかど延長四年丙戌六月二日、椿芳房にて生れさせ給ふ。天慶三年庚子二月十五日御元服、御とし十五。おなじ七年甲辰四月廿日、春宮にたせ給ふ、御とし十九。おなじ九年丙午四月十三日、位につかせ給ふ、御年廿一。世をしらせ給ふ事廿一年。御母后、延喜三年癸亥前房生れさせ給ふ、御とし十九。同廿年庚辰女御宣旨くだり給ふ、御とし卅六。同じ廿三年癸未朱雀院生れさせ給ふ、とし月日五日、後のせんじかうぶらせ給ふ、御とし卅九。やがて、うみ奉り給ふ。おなじ月に后にも

たせ給ひけるにや。四十二にて村上は生れさせ給へり。后にたせ給ふ日は、先房の御ことを、宮のうちゆしがりて、申しいづる人もなかりけるに、かの御めの子に、大輔のきみといひける女房の、かくよみていだしたりける。

侘ぬれば今はと物をおもへども心に似ぬは涙なりけり

また御法事はて、人々まかりいづる日も、かくこそはよまれたり。

今はとてみ山を出づる時鳥いづれの里になかんとすらん

五月の事に侍りけり。げにいかにとおぼゆるふしぶし、末の世までつたはるばかりの事いひおく人、今に侍りかした。さてさて、さきの春宮におくられたまつりて、かぎりなくなげかせ給ふ。おなじとし朱雀院生れ給ひ、われ後にたせ給ひけんこそ、さまざま御なげき、御よろこび、かきませたる心ちつかうまつれ。世の太后とこれを申す。

○先房——保明親王。

○さきの春宮——保明親王。

○在衡——山蔭中納言の孫、粟田左大臣在衡、五條に住す。
 ○同年みかど——以下脱落。イ同じ年七月二十三日東宮に立たせ給ふ。應和三年癸亥二月廿八日御元服。御年十四。康保四年丁卯五月廿五日、御まし十八にて位につかせ給ふ。世をたもたせ給ふこと二年。寛弘八年辛庚十月廿四日、御まし六十二にてうせさせおはしましけるを、

一 六十三代

つぎのみかど、冷泉天皇と申しき。村上の天皇の第二の皇子なり。御母、皇后宮安子と申しき。右大臣師輔の大臣の第一のむすめ。このみかど、天曆四年庚戌五月廿四日、在衡のおとどの、いまだ從五位下にて、備前介ときこえたまへりしをりの、五條の家にうまれさせ給へり。同年みかど

一 六十四代

つぎのみかど、圓融院、村上第五の皇子也。御母、冷泉院のおなじ腹はらにおはします。このみかど、天徳三年己未三月二日生れさせ給ふ。このみかどの春宮にたゝせ給ふほどは、いときゝにくゝいみじきことどもこそ侍れな。これはみな人のしろしめしたる事なれば、こともながし、とゞめ侍り

三條院位につかせ給ふ年にて、大嘗會なごののびけるをぞ、折悪しと世の人申しける。
 ○母后——安子。
 ○このみかど——圓融天皇。
 ○女十の宮——選子内親王。下の裏書參照。

なん。安和二年己未八月十三日にこそは、位につかせ給ひけれ。御とし十一にて。さて、天祿三年癸卯正月三日御元服、御とし十四。世をたもたせ給ふ事十五年。母后の御とし廿三四にて、うちつゞきこのみかど、冷泉院とらみたてまつり給へり。いとやんごとなき御すくせなり。御母方のおほぢ、出雲守從五位下藤原經邦といひし人なり。末の世には賞せさせ給ひてこそは、贈三位し給ふと、うけたまはりしか。いませぬあとなれど、このよのひかりは、いと面目ありかし。なか后と申す、この御事なり。女十の宮うみたてまつり給ふたび、かくれさせ給へりし御なげきこそ、いとかなしくうけたまはりしか。村上御日記御覽じたる人もおはしますらん。ほのぼのつたへうけたまはるにも、およばぬこゝろにも、いとあはれに、かたじけなうさぶらふな。そのとゞまりおはします女宮こそは、大齋院さいいんよ。

選子、康保二年八月廿五日丁丑着袴、天仁三年六月日齋院年十五、長元四年月日依レ病辭退、歴三五十七年。

應和四年四月廿九日辰刻、使藏人文利問中宮、兼令問止產養否之由、還來申、伊尹朝臣申云、自今曉寅刻、氣息雖纒通、不可取存坐、更不可被行他事、即令召惟賢、々々參來、令文利申云、中宮氣已絕、但聞御身頗暖、依有事疑、不能參上、兼通朝臣有所令申、爲之如何、令仰云、若未終給以前參來者、早可參上、惟賢參上申云、兼通朝臣令申、候宮諸司官人等、若可被忌御穢者、不可令通、隨仰將進止、令仰云、聞此由悲嘆不知所爲、官人暫不可通內裏、亦遣文利問、中宮已刻文利還來申云、中宮已崩、加持僧等皆退下、皇后是前大臣藤原師輔朝臣第一女、諱安子、母故出羽守藤原經邦之女盛子也、帝藩之時、以天慶三年四月配令、爲儲貳之後、同八年正月以太第妃授從五位上、及于登帝位、爲女御、授從四位下、厥後頻進階級、天曆四年五月生男子、以同季七月立爲皇太子、々々初謁見之日、又授從二位、至于天德二年、以宋命爲皇后、以應和四年四月廿四日於主殿寮廳誕生女兒、

○伊尹朝——イ伊尹朝臣。

今日已刻終于同寮、時年卅八、在皇后位七歲、夫榮耀無常、運命在限、何處避之、誰人永存、然而弘仁以來、無爲正妃之皇后、當時殞命之者、令配偶之後廿有五年、共衾綯、同枕席、多經春秋、況聞嬰孩兒子比肩戀哭、先言淚下、何日何時敢慰心服乎、午刻春宮大夫藤原朝臣今學士齊光申云、皇太子今日欲參中宮、而已崩不遂臨問、須避正寢坐地下之可、而專無有其便之處、令仰可令坐西庇、未刻或人告曰、中宮今間蘇生云々、又遣文利問消息、文利還來申云、兼通朝臣申云、近侍女以薄紗掩御面、而如風吹、疑此氣息歟、又御體冷了、更以暖熱、仍召加持僧、猶令加持、又淨藏法師等卜可蘇生給之狀、故所行也、左衛門督藤原朝臣令文利申云、伊尹朝臣申、穢已入交內裏、惟賢參入、此令崩後也、兄弟等皆候此、春宮無候人歟、若有仰者一人參候春宮如何、即遣文利仰伊尹朝臣、參入可侍東宮、兼問今間消息、文利還來申云、伊尹朝等申御胸頗暖、雖在事疑更非可憑云々、入夜伊尹朝臣參

○せそんじ——世尊寺。伊尹の邸、後に寺とせし故いふ。

○をりをりおはしま

入、亥知呂伊尹朝臣語、暫退下凝華舎。

一 六十五代

つぎのみかど、花山天皇と申しき。冷泉院の第一のわこ也。御母、贈皇后宮懷子と申す。太政大臣伊尹のおとゞの第一の御むすめなり。此の帝、安和元年戊辰十月廿六日、母方の御おほぢの一條の御家にて生れさせ給ふとあるは、せそんじのことにや。その日は、冷泉院の御ときの大嘗會の御禊あり。おなじ二年己八月十三日、春宮にたゞせ給ふ、御とし二歳。天元五年壬午二月十九日、御元服させ給ふ、御とし十五。永觀二年甲申八月廿八日位につかせ給ふ、御とし十七。寛和二年丙戌六月廿二日の夜、あさましくさぶらひし事は、人にもしらせ給はで、みそかに花山寺におはしまして、御出家入道させ給へりしこそ、御とし十九。世をたもたせ給ふ事二年、その後廿二年はおはしましき。あはれなる事は、をりをりおはしま

しける——イおりおはしましける。

○粟田殿——兼家の子道兼、傳は下に詳し。
○春宮——懷仁親王、後に一條天皇。

○弘徽殿——法住寺爲光の女、恠子。

○さて、みかどより——イさて土御門より。

しける夜は、藤つぼのうへの御つぼねの小戸より、出でさせ給ひける。有明の月のいみじうあかよりければ、花山見證にこそ有りけれ、いかゞすべからん」とおほせられけるを、道兼さりとて、とまらせ給ふべきやう侍らず。神璽、寶劔わたり給ひぬるには」と、粟田殿さわがし申し給ひけるは、まだみかど出でさせおはしまさざりけるさきに、手づからとりて、春宮の御かたにわたし奉りてければ、かへりいらせ給はんことは、あるまじくおぼして、しか申させ給ひけるとぞ。さやけきかけを、まばゆくおぼしめしつるほどに、月のおもてにむら雲のかよりて、すこしくらがりゆきければ、花「わが出家は成就するなりけり」とおぼされて、あゆみ出でさせ給ふほどに、弘徽殿の女御のふみの、日比破りのこして、御目もえはなたず御覽じけるを、おぼし出で、花「しばし」とて、とりいらせおはしましかし。粟田殿の、道兼いかにおぼしめしならせおはしましぬるぞ。たゞ今すぎば、おのづから障もいまぞいできなんしも、そらなきし給ひけるは。さて、みかどよりひんがしざまにゐていだし參らせ給ふ。晴明が家のまへをわたら

○晴明——安倍晴明、天文博士。
○はらいくも——イハタハタミ。

○おごもにも——イ
おごも(兼家)にも。

○東三條——道兼の
父、東三條兼家。

せ給へば、みづからのこゑにて、手をおびたゞしくはらいくとうつなる。
晴明「帝みかどおりさせ給ふと見ゆる天變ありつるが、すでになりにけりと見ゆる
かな。参りて奏せん。車に装束さうぞくせよ」といふ聲を聞かせ給ひけん。さりとも、
あはれにおぼしめしけんかし。晴「かつがつ式神一人内裏へまゐれ」と
申しければ、目にはみえぬものゝ、戸をほしあけて、御うしろをや見参ら
せけん。式神「たゞいまこれよりすぎさせおはしますめり」と、いらへける
とかや。その、土御門町つちのみかどまち口なれば、御道みちなりけり。花山寺におはしましつ
きて、御くしおろさせ給ひてのちにぞ、栗田あした殿は、道兼「まかり出でて、お
ともにも、かはらぬすがた今一度みえ、かくと案内申して、かならずまゐ
り侍らん」と申し給ひければ、花「われをばはかるなりけり」とてこそ、な
かせ給ひけれ。あはれにかなしき事也な。日ごろかく、御弟子にて候はん
と、契ちぎりすかし申し給ひけんが、おそろしさよ。東三條は、もしさること
やし給ふと、あやうさに、さるべくおとなしき人々、何がし、かゞしとい
ふいみじき源氏の武者たちをこそ、おくりこそへられたりける。京の程は

かくれて、つゝみのわたりよりぞ、うちいで参りける。寺などには、もし
おして人などやなしたてまつるとて、一尺ばかりのかたなどもぬきかけ
てぞ、まもり申しけるとぞ。

一 六十六代

つぎのみかど、一條院と申しき。これ、圓融院の第一のわこなり。御母、
皇后詮子と申しき。太政大臣兼家のおとこの第二の御むすめなり。此のみ
かど、天元三年庚辰六月一日、兼家のおとこの東三條の家にて生れさせ給ふ。
春宮にたゞせ給ふ事、永觀二年甲申八月廿八日、御とし五歳さい。寛和二年丙六
月廿三日、位につかせ給ふ、御とし七歳さい。永祚二年庚寅正月五日御元服、御
とし十一。世よをたまたせ給ふ事廿五年。御母十九にてこのみかどをうみた
てまつり給ふ。東三條の女院とこれを申す。この御母は、攝津守藤原中正
のむすめなり。

一 六十七代

つぎのみかど、三條院と申す。これ、冷泉院第二皇子也。御母、贈皇后宮超子と申しき。太政大臣兼家の大臣の第一の御むすめなり。此のみかど、貞元々年丙子に生れさせ給ふ。寛和二年丙戌七月十六日、春宮にたゞせ、同日御元服、御とし十一。寛弘八年辛亥六月十三日、位につかせ給ふ、御とし卅六。世をたもたせ給ふ事五年。院にならせ給ひて、御目を御覽ぜざりしこそ、いとみじかりし。こと人の見たてまつるには、いさゝかかはらせ給ふ事、おはしまさざりければ、そらごとのやうにぞ御座有りける。御まなこなども、いときよらかにおはしましたしける。いかなるをりにか、時々は御覽ずるときもありけり。みすの編緒あむその見ゆるなども仰せられて、一品の宮のぼらせ給へりけるに、辨のめのとの、御ともにさぶらふが、さしぐしを左ひだりにさゝられたりければ、三條「あゆよ、なとくしはあしくさしたるぞ」とこ

○一品の宮——三條院皇女、陽明門院禎子内親王、母左大臣道長女妍子。
○辨のめのミ——加

賀守藤原順時女、母肥後守紀敦經女。
○このみや——禎子内親王。

○入道殿——藤原道長。

そ、仰せられけれ。このみやを、ことのほかに、かなしうしたてまつらせ給ひて、御ぐしのいとをかしげにおはしますを申させ給ひて、三條「かくうつくしくおはする御かみを、えみぬこそ、心うく口惜しけれ」とて、ほろほろとなかせ給ひけるこそ、あはれに侍れ。わたらせ給ひたることには、さるべきものをかならずたてまつらせ給ふ。三條院の御券をぐして、かへりわたらせ給へりけるを、入道殿御覽じて、道長「かしこくおはしける宮哉。をさなき御心に、ふるほぐとおぼしてうちすてさせ給はで、もてわたらせ給へるよ」と、興じ申させ給ひければ、乳母「まさなくも申させ給ふ物かな」とて、御めのとたちは、わらひ申させ給ひける。冷泉院も奉らせ給ひけれど、「むかしより、みかどの御領にてのみ候ふ所を、いまさらわたくし物になり侍らんは、たよりなきこと、おほやけものにてさぶらふべきなり」とて、かへし申させ給ふなれば、代々のわたり物にて、朱雀院の同じことに侍るべきにこそ。此の御目めのためには、よろづにつくろひおはしましたしけれど、そのしるしある事もなき、いとみじきことにて、もとより御かぜお

○大人道殿——兼家。

もくおはしますに、くすしどもの、醫師大に寒の水を御くしにいさせ給ふべき」と申しければ、氷ふたがりたる水を、おほくかけさせ給ひけるに、いとみじくふるひわなゝかせ給ひて、御聲もたがひおはしましたりけるなん、いとあはれにかなしく、人々も參らせけるとぞ、うけたまはりし。御やまひにより、金液丹といふくすりをめしたりけるを、そのくすりくひたる人は、かく目をなんやむと、人は申し、かど、桓算供奉の御物のけにあらはれて、申しけるは、物の怪御くびにのりゐて、左右のはねをうちおほひ申したるに、うちはぶきうごかすをりに、すこし御覽するなり」とこそ、いひ侍りけれ。御位さらせ給へりしことも、おほくは、中堂にのぼらせ給はんとなり。さりしかど、のぼらせ給ひて、さらにそのしるしおはしまさざりしこそ、くちをしかりしか。やがておはしまさずとも、すこししるしは有るべかりしことによ。されば、いと山やまの天狗てんこうのしたてまつるとこそ、さまざまに聞え侍れ。太秦うづまさにもこもり給へりき。扱あつか、佛の西よりひんがしの庇ひさしにこれはせられたるなり。御烏帽子あしほしせさせ給へりけるは、大入

○齋宮——三條院皇女當子。

○この院——三條院。

○入道殿——道長。

道殿にこそ、似にたてまつらせ給へりけれ。御こゝろばへ、いとなつかしう、おいらかにおはしまして、世の人いみじくこひ申すめり。道長齋宮くだらせ給ふわかれの御くし、さゝせ給ひては、かたみにみかへらせ給はぬことを、思ひかけぬに、この院はむかせ給へりしに、あやしと見奉りしものを」とぞ、入道殿おほせらるなれ。

一 六十八代

○當代——後一條天皇。

○土御門殿——道長の私邸、京極殿。
○御みしし四よ歳——伊同八年辛亥六月十三日東宮に立たせ給ひき、御みしし四よ歳。

つぎのみかど當代たうだい。一條院の第二王子なり。御母、今の入道殿下の第一の御むすめなり。皇太后宮彰子と申す。只今、誰かはおぼつかなくおぼし思ふ人はべらん。されど、まづすべらきの御事、申すさまにたがへ侍らぬ也。寛弘五年戊申九月十一日、土御門殿ちちみかどにて生れさせ給ふ、御とし四歳。長和五年丙辰正月廿九日、位につかせ給ひき、御とし九歳。寛仁二季戊午正月三日御元服、御とし十一。くらゐにつかせ給ひて十年にやならせ給ふらん。

○只今の入道殿下—道長。

○たゞ今の關白左大臣—道長の長男頼通。

○内大臣にて左大將—道長の三男、教通。

○大納言—道長の次男頼宗。公卿補任「八月二十九日(治安元年)兼東宮大夫」。

○中宮大夫—道長の四男能信。

○中納言—道長の六男長家。

○かしこしと申せは—イかしこしと申せ。

○一のみこ—敦康親王。

○二宮—敦成親王、後一條天皇。

ことしは、萬壽二年乙丑のとしとこそは申すめれ。おなじみかどと申せども、御うしろ見おほく、たのもしくおはします。御おほぢにて、只今の入道殿下、出家せさせ給へれど、世のおや、一切衆生を一子のごとくはぐみ思しめす。一の御をぢ、たゞ今の關白左大臣、一天下をまつりごちておはします。つぎつぎの御をぢと申す、内大臣にて左大將かけておはします。つぎつぎの御をぢと申すは、大納言、あるひは春宮大夫、中宮大夫、中納言などさまさまにておはします。かくのごとくにおはしましあへば、御うしろ見おほく、むかしも今も、みかどかしこしと申せば、臣あまたしてかたづけさせ奉る時は、かたづけ給ふ物也。されば、たゞ一天下は、わが御うしろ見のかぎりにて、おはしませば、いとたのもしくめでたきなり。むかし一條院の御なやみのをり、一條一のみこをなん春宮とすべけれど、うしろ見すべき人のなきにより、思ひかけざれば、二宮をばたて奉るなり」と、おほせられけるも、此の當代の御事よ。げにさることぞかし。帝王の御次第は、申さでもありぬべけれど、入道殿下の御榮花も、何によりひら

○おほつきに—イおほえ、つぎに。

○まで大臣なご—イまして大臣なご。

け給ふぞと思へば、まづみかど、後の御有さまを申す也。うゑ木は、根おほうしてつくりおふしたてまつればこそ、枝もしげりて、この果をもむすべや。しかれば、まづ帝王の御つゞきをおほつきに、大臣の御つゞきはあかさんとなりといへば、大犬丸をとこ、繁樹いでいで、いとみじうめでたしや。こゝらのすべらぎの御ありさまをだに、かゞみを懸け給へるに、まで大臣などの御事をば、とし比やみにむかひたるに、朝日のうらゝかにさし出でたるにあへん心ちもするかな。また翁が家の女どもの、もとなるくしげのかゞみの、影見がたくて、わきもしらずうちはためておきたるに、ならひて、みがける鏡にむかひて、我が身のかたちうつるに、かつはかげはづかしく、またいとめづらししきにも、似給へりや。いで興ありのわざや。さらに翁今十二年の命は、けふのびぬる心ちし侍り」と、いたくゆげつるを、見聞く人々、をこがましくをかしけれども、いひつゞくることども、おろかならずおそろしければ、物もいはでみな聞きあたり。大犬丸をとこ、繁いでき給ふや。歌ひとつつくりて侍る」といふめれば、世繼、「いと

興あることなり」とて、世承らん」といへば、繁樹いとやさしげにいひいづ。

あきらけきかどみにあへば過ぎにしも今行末のことも見えけり

といふめれば、世繼いたくかんじて、あまたび誦して、うめき返しすべらぎのあともつぎつきかくれなくあらたに見ゆる
ふる鏡かも

世「いまやうの葵、やつ花形の鏡、螺鈿の箱にいれたるに、むかひたる心ちし給ふや。いでや、それはさきらめけど、くもりやすくぞあるや。いかに、古郷の古代のかどみは、かねしろくて、人手ふれねどかくぞあかき」など、したり顔にわらふかほつき、繪にかまほしく見ゆ。あやしなから、さすがなるけつきて、をかしく、まことにめづらかになん。世繼「よしなし事よりは、まめやかなることを申しはてん。よくよく、誰も誰もきこしめせ。けふの講師の説法は、菩提のためと思し、また翁がとくことをば、

○只今の入道殿下—道長。

○たれの人かはかり—イたれの人かはかりおはせん。

日本紀をきくとおぼすばかりぞかし」といへば、僧俗、「げす説法、説經おほく承れど、かくめづらしき事、のたまふ人はさらにおはせぬなり」とて、年老いたる尼法師ども、ひたひに手をあて、信をなしつゝ聞きあたり。世「世繼はいとおそろしき翁に侍り、眞實の心おはせん人は、などかはづかしとおぼさざらん。世の中を見しり、うかべたてゝもちて侍る翁なり。目にも、耳にも、きゝあつめて侍る。よろづのこのなかに、只今の入道殿下の御ありさま、いにしへをきゝ、今を見侍るに、二もなく、三もなく、ならびなく、はかりなくおはします。たとへば、一乗の法のごとし。御ありさまの返すくめでたき也。世間の太政大臣、攝政、關白と申せど、はじめをはりめでたきことは、えおはしまさぬことなり。法文聖教のなかにものたまへたるは、魚の子おほかれど、實のうをとすることかたし。奄羅といふろ木あれど、このみとむすぶことかたしとこそはとき給ふなれ。天下、大臣、公卿の御なかに、此のたからの君のみこそは、世にめづらかにおはすめれ。今行衛も、たれの人かはかりおはせん、いと有がたくこそ侍

○この御門——イ古の御門。

れや。たれもたれも、心をとなへてきこしめせ。世にあることは、なにごとをか見のこし、きよのこし侍らん。この世繼よつぎが申すごとくはしも、知り給はぬ人々おほくおはすらん、となんおもひ侍る」といふめれば、人々すべてすべて申すべきにも侍らず」とて、聞きあへり。世「世はしまりてのち、大臣みなおはしけり。されど、左大臣、右大臣、内大臣、太政大臣と申す位、天下になりあつまり給へる、かぞへてみなおぼえ侍り。世はしまりてのち、今にいたるまで、左大臣卅人、右大臣五十四人、内大臣十二人なり。太政大臣は、この御門の御世にたはやすくおかせ給はざりけり。あるひは、みかどの御おほぢ、あるひは御をぢぞなり給ふめる。またしかのごとく、帝王ていの御おほぢ、をぢなどにて、御うしろみし給ふ大臣、納言、數おほくおはす。うせ給ひてのち、贈太政大臣などになり給へるたぐひ、あまたおはすめり。さやうのたぐひ、七人ばかりにやおはすらん。わざとの太政大臣は、なりがたく、すくなくぞおはする。神武天皇より卅七代にあたり給へる孝徳天皇と申すみかどの御代に、ならびに入省、百官、左右大臣、

内大臣なりはじめ給へらん。左大臣には、阿倍倉橋麿、右大臣には、蘇我山田石川麿、これは元明天皇の御おほぢ。石川丸大臣、孝徳天皇位につき給ひての元年乙大臣になり、五年己東夷ためにころされ給へりところそは。是はあまりあがりたることなり。内大臣には中臣鎌子の連むらじなり。年號いまだあらざれば、月日申しにくし。また卅九代にあたり給へるみかど、天智天皇こそは、はじめて太政大臣をばなし給へりけれ。それはやがて御第四の王子におはします大友皇子なり。正月に太政大臣になし、同じ十二月廿五日に位につかせ給ふ。天武天皇と申しき。代をしらせ給ふ事十五季。神武天皇より四十一代にあたり給ふ持統天皇、又太政大臣に高市王子をなし給へり。天武天皇王子也。此の二人の太政大臣は、やがてみかどと成り給へり。高市王子は大臣ながらうせ給ひにき。そのうち、太政大臣いと久しくたえ給へり。但、職員令に、太政大臣にはおぼろげの人はなすべからず、それなくばたゞにおかるべしところそはあなるは、おぼろげの位にも侍らぬにや。四十二代にあたり給ふ文武天皇の御ときに、年號さだまりたり。大

○藤原長房——イ藤原良房。

○閑院の大臣——藤原公季。

○大織冠——天智天皇の時の最上位階、こゝは藤原鎌足をさす。

○ふたりのおきざり

寶元年といふ。文德天皇の末のとし、齊衡四年丁二月十九日、みかどの御をぢ、左大臣從一位藤原長房のおとゞ太政大臣になり給ふ、御とし五十四。此の大臣こそは、はじめて攝政もし給へれば、やがてこれよりして、いまの閑院の大臣まで、太政大臣十一人つゞき給へり。但、これよりさき、大友皇子、高市皇子くはへて、十三人の太政大臣になり給ひぬる人は、うせて後、諡號といふものあり。されども、大友皇子やがてみかどにたち給へり。高市皇子、御いみ名おぼつかなし。また太政大臣といへど、出家しつればいみななし。されば、此の十一人つがせ給へる太政大臣達の御次第、有さま、はじめをはり、申し侍らんとおもふなり。流ながれをくみて、源みなもとをたづねてこそは、よく侍るべきを、大織冠よりはじめたてまつりて申すべけれど、それはあまりあがりて侍り。このきかせ給はん人々も、あなづり事には侍れど、何とはおぼされざらんものからとこそおほくて、講師おはしなばくちをし。されば、帝王の御ことも、文德の御時より申して侍れば、そのみかどの御おほぢのふたりのおとゞより、第六にあたり給ふ、世の人藤原

——イ鎌足のおきざり。

左さ子と申すこそ、冬嗣の事かところ申すめれ、その冬嗣の大臣より申し侍らん。そのなかに、思ふに、只今の入道殿、世にすぐれさせ給へり。」

左大臣

阿倍倉橋麿	石上麿	長屋王
多治比眞嶋	橘諸兄	藤原永幾
藤原武智丸	同 冬嗣	同 諸嗣
同 魚名	同 信	同 融
源 常	同 信	同 融
藤原良世	同 時平	同 忠平
同 仲平	同 實頼	同 高明
藤原頼忠	源 雅信	同 重信
藤原通長	同 顯光	同 頼通
已上三十人		

右師^二範一人、儀^三刑四海、經^レ邦論^レ道、變^二理陰陽、無^二其人^一則闕、
釋曰、師^二範一人、儀^三刑四海、謂師者教^レ人以^レ道者之稱也、範者法
也、儀者尊也、刑者法也、四海者九夷・八狄・七戎・六蠻也、經^レ邦論^レ道
變^二理陰陽、謂變者和也、理者治也、言太政大臣佐^二王道^一弘^レ經^二國事、
和^二理陽、則是^レ有德之選、非^二分掌之職、爲^レ無^二其職^一故不^レ稱^レ掌、設^レ官
待^レ德、故無^二其人^一則闕也、

西宮記云

大友皇子、天智天皇十年正月、任^二太政大臣、十二月即^二帝位、明年七
月自諡、

一 左大臣冬嗣

このおとゞは、内膳の大臣三郎。御母、正六位上飛鳥部奈止磨のむすめ
なり。公卿にて十六年。大臣の位にて六年。田邑のおほぢにおはします。

○内膳——眞楯の
子、長岡のおとゞ。

○田邑——文徳天
皇。

○田邑のみかぢの御
后——イ田邑のみか
ぢの御母后(順子)。
○長良、良房、良相
——以上皆下の傳に
詳し。

かるがゆゑに、嘉祥三年庚午、贈太政大臣になり給へり。閑院大臣と申す。
このおとゞは、おほかたをのこ子十一人おはしたるなり。されど、くだく
だしき御子たちのことは、くはしくしり侍らず。但、田邑のみかどの御后、
贈太政大臣長良、太政大臣良房のおとゞ、右大臣良相のおとゞは、ひとつ
御はらなり。

一 太政大臣良房

このおとゞは、左大臣冬嗣の二郎也。天安元年丁二月十九日、太政大臣
になり給ふ。おなじ四月十九日從一位、御子、御年五十四。みづのをのみ
かどは、御うまごにおはしませば、位につかせ給ふとし戊寅、攝政の詔あ
り。年官爵たまはり給ふ。貞觀八年丙戌、關白にうつりたまふ、年六十三。
うせ給ひて後の御いみ名、忠仁公となつてまつる。また白川の左大臣、
染殿の大臣と申しつたへたり。但、此の大臣は、文徳天皇のをぢ、太皇大

○御子——イなし、
衍か。
○みづのをのみかぢ
——清和天皇。

○この殿——良房。

○染殿の后——明子。

○きさき——明子。

○素性君——僧正遍正の子、良岑玄利、歌人。

后宮明子の御父、清和天皇のおほぢにて、太政大臣准三宮の位にのぼらせ給ふ。年官、年爵の宣旨くだり、攝政、關白などし給ひて、十五年こそはおはしましたれ。おほかた公卿にて卅年、大臣の位にて廿五年ぞおはする。この殿ぞ、藤氏のはじめて太政大臣攝政し給ふ、めでたき御有様なり。和歌もあそばしけるにこそ、古今にもあまた侍るめるは。さきのおほいまうち君とは、此の御こと也。おほかる中にも、いかに御こゝろゆき、めでたく覚えてあそばしけんと、おしはからるゝを、御むすめの染殿の後の御まへに、櫻の花がめにさゝれたるを御覽して、かく申させ給へるこそ。

としふればよはひは老いぬしかはあれど花をし見れば
もの思ひもなし

きさきを花にたとへ申し給へるにこそ。かくれ給ひて、白川にをさめたてまつる。素性君のよみ給へりしは

ちの涙おちてぞたぎる白川は君が代までの名にこそありけれ

みな人、しろしめしたゝめど、ものを申しはやりぬれば侍る。かくいみじきさいはひ人の、子のおはしまさぬこそくちをしけれ。御このかみの長良の中納言、ことのほかにこえられ給ひけんをりをり、いかばかり、からうおぼされ、また世人も、ことの外に申しけめとぞ、御すゑこそいまにさかえおはしますめれ。ゆくすゑは、ことのほかにまさり給ひけるものを。

長講會 山階寺七月廿四日

四十ケ日間修之、料米百五十石、此會承和十三年忠仁公奉爲先考先妣始修也、妣尙侍藤原美都子忌 天長五年九月四日 此日者即此會竟之、其始講二涅槃經四十卷、其後講二一切經、論諸家之義疏、嘉祥三年以來、染殿太后助會資用、貞觀十四年九月二日、忠仁公薨、自後太后專一云々、而昌泰三年五月廿二日昇霞、此會斷致仕、左大臣良世嘆云々、祖父長岡相府有永田若干、貽其孫謀、以此應輸二分給其孫云々、仍先訪西三條右丞相良相、依分鹿田庄田之地子、永宛長講會之施

供云々、相公昌泰三年冬薨、即贈太政大臣、時平公相丞興隆云、延喜九年四月四日、即遣太政大臣忠義公深感先者之遺志續云々、貞元二年己巳講藥師如來本願功德經一卷、最勝王經六卷、以給大施主本願云々、

一 右大臣良相

○白川の大臣——良房。
○淨藏——元享釋書、「淨藏洛城人、諫議大夫殿中監三善清行之第八子也。母弘仁帝孫女」。
○水尾の御時の女御——清和天皇の女御多美子。
○大納言常行——尊卑分脈、「良相男、常

このおとど、冬嗣のおとどの五郎。御母、白川の大臣におなじ。大臣の位にて十一年、贈正一位西三條大臣と申す。淨藏定額を御いのりの師にておはす。千手陀羅尼の驗徳かうぶり給へる人なり。此の大臣の御女子の御ことよく知らず。ひとりぞ、水尾の御時の女御、をのこ子は、大納言常行の卿と聞えし。御子二人おはせしも、五位にて、典藥助、主殿頭などいひて、いとあさくてやみ給ひにき。かたへかはり、すゑさかえ給ひける中納言殿を、やへくの御おとるとにて、こえたてまつり給ひける御あやまり

にやとこそ、おぼえはべれ。

一 權中納言從二位左兵衛督長良

行、大納言正三位、母大枝乙枝女。
○典藥助——名繼か。
○主殿頭——輔國。
○中納言殿——長良。

この中納言殿は、冬嗣のおとどの太郎。母は、白川大臣、西三條の大臣におなじ。公卿にて十三年。陽成院御時、御をぢにおはしますゆゑに、元慶元年丁正月に、贈左大臣正一位、又贈太政大臣枇杷大臣と申す。この御をのこ子六人おはせし、そのなかに基經おとどすぐれ給へり。

一 太政大臣基經

このおとどは、長良中納言の三郎におはす。この大臣の御むすめ、醍醐の御時の后、朱雀院ならびに村上二代の御母后におはします。この大臣の御母、贈太政大臣繼繩のむすめ、贈正一位大夫人乙春なり。陽成院位につ

○御むすめ——穠子。上の醍醐天皇紀参照。
○繼繩——イ總繼。

○小松のみかぎの御母——小松のみかぎは光孝天皇、御母は澤子。
○このさの、御母——乙春。

○ミをしてけり——イミりおさしてけり。

○陪膳のみこ——光孝天皇。

○このおさ——基經。

○融のおさ——嵯峨天皇の第十二皇子、左大臣源融。

かせ給ひて、攝政の宣旨かうぶり給ふ、御とし卅七。寛平御時の仁和三年丁未十一月廿一日、關白にならせ給ふ、御とし五十六。うせさせ給ひて、御いみ名照宣公と申す。公卿にて廿七季、大臣の位にて廿年、世をしらせ給ふ事十餘年かところ覺え侍れ。世の人堀川の大臣と申す。小松のみかぎの御母、このとの、御母のはらからにはおはします。さて、兒より小松のみかぎとをば、したしく見たてまつらせ給ひて、ことにふれ、還迹におはします。あはれ君かなとみたてまつらせ給ひけるが、良房のおとこの大饗かや、むかしは親王たちかならず大饗につかせ給ふ事にて、わたらせ給へるには、かならず大饗にもるものにて侍るを、いかゞしけん、尊者のおまへにとをしてけり。陪膳のみこのおまへのをとりて、まどひて尊者のおまへにすうるを、いかゞおぼしめしけん、おまへの御とのあぶらを、やをらかいけたて給ふ。このおとどは、そのをりは下臈にて、座のすゑにて見奉らせ給ふ。いみじうもせさせ給ふものかなと、いよいよ見めてたてまつらせ給ひて、陽成院おりさせ給ふべき陣定に、さぶらはせ給ふ融のおとど、左大臣にて

○此のおさ——基經。

○おさ——基經。

○勝延僧都——伯耆守紀宗定の孫、大和守行廣の子。下の裏書参照。

○上野峯雄——大鏡裏書に父母未詳、承和比人云々出づ。

やんごとなくて、位につかせ給はん御こゝろふかくて、融「いかゞはちかき皇胤をたづねば、融らも侍るは」と、いひ出て給へるを、此のおとどこそ、基經「皇胤なれど、姓たまはり、たゞ人にてつかへて、くらゐにゐたる例もある」と、申しいで給へれ。さもあることなれど、此のおとどのさだめによりて、小松のみかぎはくらゐにつかせ給へるなり。みかぎの御すゑも、ともにつたはりつゝ、うしろ見申し給ふ。さるべくちぎりおかせ給へりける御なかにやとぞ、おぼえ侍る。おとどうせ給ひて、深草の山にをさめたてまつる夜、勝延僧都のよみたてまつる、

空蟬はからを見つゝもなぐさめつ深草の山煙だにたて

また、上野峯雄といひし人のよみたる

深草の野べの櫻し心あらばことしばかりはすみ染にさけ

など、古今に侍る事どもぞかしな。御家は堀川の院、閑院とにすませ給ひ

○堀川の院をば——
イ堀川の院をば、さ
るべき事のをり、さ
り、はれはれしき料
にせさせ給ひ、閑院
をば御物いみやうの
時。

○照宣公のおミツ
—基經。

○おはしはさひき
—イおはしましき。

しを、堀川の院をば、さるべき御物いみやうの時、人などはまるらぬところにて、さるべくむつましくおぼす人ばかりを、御ともにさぶらはせて、わたらせ給ふをりもおはしましける。ほり川院は、地形のいといみじきなり。大饗のをり、殿原の御車のたちやうなどよ。尊者の御車をば、ひんがしにたて、牛はみはしのひらきはしらにひきつなぎ、他の上達部の車をば、川より西にたてたるが、めでたきをば、尊者の御車の、別にことに見ゆる事は、この所はえ侍らぬ物をやと、見給ふるに、此の賀陽院殿にこそ、おされにて侍るめれ。方四町にて、四面、大路ある京中の家は、冷泉院のみとこそ思ひさぶらひつれ。世のすゑになるまゝに、まさる事は、いでまうでくるなり。この照宣公のおとどは、陽成院の御をちにて、宇多のみかどの御ときにこそ、准三宮の位にて、年官、年爵をえ給ひ、朱雀院ならびに村上のおほぢにておはしまし候ふ。世おぼえやんごとなしと申せば、おろかなりや。御をのこ子四人おはしはさひき。太郎左大臣時平、二郎左大臣仲平、四郎太政大臣忠平といふに、繁樹けしきことに成りて、

まづうしろの人のかほうち見わたして、繁それはいはゆる、此のおきなが寶の主君、貞信公におはします」とて、扇うちつかふかほもち、殊にかし。世繼「三郎にあたり給ひしは、従三位して宮内卿兼平の君と申して、うせ給ひにき。さるは、御母忠良の式部卿のみこの御むすめにて、いとやんごとなくおはすべかりしかど。この三人の大臣たちを、世人、三平と申しき。

勝延 延曆寺、花嚴、眞言、天台宗、他化、右京人、氏

寛平二年四月八日、任權律師、年六十四、昌泰元年十二月十六日、任權少僧都、朱雀院御佛名畢日任之、四年二月十日卒去、年七十五、

一 左大臣時平

此のおとどは、基經のおとどの太郎也。御母、四品彈正尹人康親王のむ

○忠良の式部卿——
嵯峨天皇皇子、二品
式部卿忠良親王。

○人康親王——仁明
天皇第四皇子。

○このおきぎ——時平。
○菅原の大臣——菅原道真。
○みかど——醍醐天皇。

すめ也。醍醐のみかどの御時、このおとど、左大臣の位にて、としいとわ
かうておはします。菅原の大臣、右大臣の位にておはします。そのをり、
みかど御としいとわかくおはします。左右大臣に、世のまつりごとをおこ
なふべき宣旨くださしめ給へりしに、そのをり、左大臣御とし廿八九ばか
り也。右大臣の御とし五十七八ばかりにやおはしけん、ともに世の政を
せしめ給ひしあひだ、右大臣はざえ世にすぐれ、めでたくおはしまし、御
心おきても、ことの外にかしこくおはしまし、左大臣は御年もわかく、ざ
えもことのほかにおとり給へるによりて、右大臣の御おぼえ、ことの外に
おはしましたるに、左大臣やすからずおぼしたるほどに、さるべきにやお
はしける、右大臣の御ためによからぬ事出てきて、昌泰四年正月廿五日、
太宰権帥になしたてまつりて、ながされ給ふ。このおとど、子どもあま
たおはせしに、女君たちは婿とり、をとこ君たちは、みなほどほどにつけ
て、位どもおはせしを、これもみな、かたがたにながされ給ひて、かな
しきに、をさなくおはしける男ぎみたち、慕ひなきておはしければ、ちひ

○このおきぎ——道真。

さきはあへなんと、おほやけもゆるさしめ給ひしぞかし。みかどの御おき
て、きはめてあやにくにおはしませば、この御子どもを、おなじかたにつ
かはさざりけり。かたがたにいとかなしくおぼしめして、御まへの梅のは
なを御覽して、

東風ふかば匂ひおこせよ梅の花あるじなしとて春を忘
るな

また亭子のみかどに聞えさせ給ふ、

ながれ行く我はみくづに成り果てぬ君しがらみに成り
てとどめよ

なき事によりて、かくつみせられ給ふを、かしこくおぼしなげきて、やが
て山崎にて、出家せしめ給ひて、都遠くなるまゝに、あはれに心ほそくお
ぼされて、

君が住む宿の梢をゆくゆくとかくるゝまでもかへりみ
し哉

○亭子のみかど——
宇多天皇。

また、播磨の國におはしましつきて、明石のうまやどといふ所に、御やど
りせしめ給ひて、驛の長のいみじう思へるけしきを御覽じて、つくらせ給
へる詩、いとかなし。

亭長莫驚時變改 一榮一落是春秋

かくて筑紫におはしましつきて、物を哀にこゝろぼそくおぼさるゝゆふべ、
をちかたに、ところどころ煙たつを御らんじて、

夕されば野にも山にも立つ煙なげきよりこそもえはじ
めけれ

又雲のうきてたゞよふを御らんじて、

山わかれ飛び行く雲のかへりくるかげみるときはなほ
たのまれぬ

さりともと、世をおぼされけるなるべし。月のあかき夜、
うらならずたゞへる水の底までもきよき心は月ぞてら
さん



これ、いとかしこくあそばしたりかし。げに月日こそは、てらし給はめと
こそあめれ。まことにおどろおどろしき事は、さるものにて、かくやうの
歌や詩などを、いとなだらかに、ゆゑゆゑしういひつゞけまねぶに、見き
く人々、めもあやに、あさましくあはれにも、まもりありたり。ものゝゆゑ
しりたる人なども、むげにちかくるよりて、外目せず、見きくけしきども
をみて、いよいよはへて物をくりいだすやうに、いひつゞくる程にぞ、ま
ことに希有なるや。繁樹涙をのごひつゝ興じりたり。世繼筑紫におはし
ますところのみかど、かためておはします大貳のゐどころ、はるかなれど
も、樓のうへの瓦などの、心にもあらず御覽じやられけるに、またいとち
かく観音寺といふ寺のありければ、鐘のこゑをきこしめして、つくらせ給
へる詩ぞかし、

都府樓纒看尾色 観音寺只聽鐘聲

これは文集の白居易の、『遺愛寺鐘敲枕聽、香爐峯雪撥簾看』といふ詩に、
まささまにつくらしめ給へりところ、むかしの博士ども申しけれ。また、

○大貳—太宰府の
次官、この時の大貳
は參議正四位下藤原
興範。

○白居易—唐の詩
人、白氏、名は居易、
字は樂天、その詩集
を白氏文集といふ。

○みかぎ—醍醐天皇。

かの筑紫にて、九月十日菊花御らんじけるについでに、いまだ京におはしまし、時、九月のこよひ、内裏にて菊宴有りしに、このおとどをつくらしめ給へりける詩を、みかどかしこく感じ給へりければ、御覽するに、いとどそのをりおぼしめし出で、つくらしめ給ひける、

去年今夜侍清凉

秋思詩篇獨斷賜

恩賜御衣今在

捧持毎日拜餘香

この詩いとかしこく、人々感じ申されき。この事も、たゞちりぢりなるにもあらず、かの筑紫にて、つくりあつめさせ給へりけるを、書きて一卷とせしめ給ひて、後集となづけられたり。また、をりをりの歌をかきおかせ給へりける、おのづから世にちり聞えしなり。世繼わかう侍りし時、この事を、せめてあはれにかなしう侍りしかば、大學の衆どもの、なまふがうにいますがりしを、とひたづね、かたらひとりて、さるべき餌袋、わりごやうの物てうじて、うちぐしてまかりつゝ、ならひとりて侍りしかど、老いのけのはなはだしきことは、みなこそ忘れはべりにけれ。これはたゞ、

すこぶるおぼえ侍る也」といへば、きく人々、「げにげに、いみじきすきものにも物し給ひけるかな。今の人はさる心ありなんや」など、感じあへり。世繼、また雨のふる日、うちながめ給ひて、

雨のしたかわける程のなればやきてしぬれ衣ひるよ

しもなき

やがてかしこにてうせ給へり。夜のうちに、この北野に、そこらの松をおほし給ひて、わたりすみ給ふをこそは、たゞいまの北野の宮と申して、あら人神におはしますめれば、おほやけも、行幸せしめさせ給ふ。いとかしこくあがめたてまつり給ふめり。筑紫のおはしまし所は、安樂寺といひて、おほやけより、別當所司などなさせ給ひて、いとやんごとなし。内裏やけて、たびたびつくらしめ給ひしに、圓融院のときの事なり、たくみども、うら板どもを、いとうるはしく鉋かきて、まかりいでつゝ、またのあした参りて見るに、昨日のうら板に、ものすゝけて見ゆる所の有りければ、はしにのぼりて見るに、夜のうちに蟲のはめるなりけり。その文字は、

○このおとどは——道真。

○むすめの女御——時平の女、宇多天皇の女御、褒子。
○春宮——慶頼王。
○八條大將保忠——時平の男、右大將大納言正三位保忠、母は本康親王女。

つくるとも又もやけなん菅原やむねの板まのあはんか
ぎりは

とこそは有りけれ。それも、この北野のあそばしたるところは、申すめりしか。かくて、このおとどは、筑紫におはしまして、延喜三年癸亥二月廿五日にうせ給ひしぞかし、御とし五十九にて。さて後七年ばかり有りて、左大臣時平おとど、延喜九年己巳四月四日うせ給ふ、御とし三十九。大臣の位にて十一年ぞおはしましける。本院の大臣と申す。また此の時平のおとどのむすめの女御もうせ給ふ。御うまごの春宮も、一男八條大將保忠卿も、うせ給ひにきかし。この大將、八條に住み給へば、内に参り給ふほど、いとほるかなるに、いかゞおぼされけん、冬は、もちひのいと大きなをばひとつ、小きをばふたつやきて、やきいしのやうに、御身にあてゝもち給へりけるに、ぬるくなれば、ちひさきをばひとつづゝ、おほきなるをばなかりわりて、御車よりなげとらせ給ひける。あまりなる御用意なりかし。その世にも、みゝとどまりて、人の思ひければこそは、かくいひつた

○宮毗羅大將——薬師經に出づ。薬師守護十二神將の随一といふ。
○敦忠の中納言——時平の三男、中納言從三位藤原敦忠、枇杷中納言といふ。
○博雅三位——醍醐天皇の御孫、三品兵部卿克明親王の男、源博雅、管絃の上手。
○この三位——博雅。
○先坊——保明親王。
○御やまごころ——いみやすごころ。
○本院のおとど——中將のみやすごころ——忠平の女、貴子。下の裏書に出づ。
○重明の式部卿——醍醐天皇皇子、二品式部卿重明親王。

へためれ。この君ぞかし、やまひつきて、さまざまのいのりし給ふ。薬師經の讀經、枕がみにてせさせ給ふに、所謂、宮毗羅大將とうちあげたるを、われをくびるとよむなりけりと、おぼしける臆病に、やがて絶えいり給へり。經の文といひながら、こはき物の怪に、とりこめられ給へる人に、げには、あしくはうちあげて侍らざるべきとはいひながら、物は、をりふしのことだにも侍る事也。その御弟の敦忠の中納言も、うせ給ひにき。和歌の上手、管絃の道にもすぐれ給ひにき。よにかくれ給ひてのち、御あそびなどあるをりに、博雅三位のさはる事ありて、参らぬ時は、「けふの御遊とどまりぬ」と、たびたびめされて参るを見て、ふるき人々は、「世のすゑこそあはれなれ。敦忠の中納言のいますかりしをりは、かゝるみちに、この三位の、おほやけをはじめたてまつりて、世の大事に思はるべきものこそ、おもはざりしか」とぞ、のたまひける。先坊に御やところまゐり給ふ事、本院のおとどの御むすめぐして、三四人なり。本院の、うせ給ひにき。中將のみやすごころと聞えしは、後は重明の式部卿のみこの北のかた

○齋宮女御—微子、重明親王女、母貞信公女。村上天皇女御。
○先坊—保明親王。

○大輔—保明親王の乳母、但馬守源卿の女。歌人、勅撰集に入ること多し。

○玄上—參議從四位上、中納言諸葛の五男。
○宮—保明親王。
○この中納言—敦忠。

○文範—參議藤元名の次男、下の裏書參照。
○殿—時平。

にて、齋宮女御の御母にて、そもうせ給ひにき。いとやさしくおはせし。先坊をこひかなしびたてまつり給ふ大輔なん、夢に見奉りたると聞え、よみておくり給へる

時の間もなぐさめつらん君をさは夢にだに見ぬわれぞ
かなしき

御かへし大輔

戀しさのなぐさむべくもあらざりき夢のうちにも夢と
みしかば

今ひとりの御息所は、玄上の宰相のむすめにや。其の後朝のつかひに、敦忠の中納言、少將にてし給ひける。宮うせ給ひてのち、この中納言にはあひ給へるを、かぎりなくおもひながら、いかゞ見給ひけん、文範の民部卿、播磨守にて、殿の家司にてさぶらはるゝを、敦忠「われは命みちかきさうなり。かならずしなはず、そののち君は、この文範にぞあひ給はん」と、のたまひけるを、北の方「あさましきこと」と、いらへ給ひければ、敦忠「あま

○この君たち—時平の息。
○源昇—左大臣源融の男、大納言民部卿昇。

○御手すますことな
りき—イ御手すま
すことなかりき。

○このおきま—顯
忠。

がけりても見ん、世にたがへ給はじ」など、のたまひけるが、まことにさて
いますがるぞかし。たゞこの君たちの御中には、大納言源昇の御むすめの
腹に、顯忠のおとゞのみぞ、右大臣までなり給へる。その位にて六年おは
せしかど、すこしおぼす所や有りけん、いでゝありき給ふにも、家のうち
にも、大臣の作法をふるまひ給はず、御ありきのをりは、おぼろげにて御
前つがひ給はず、まれまれも數すくなくて、御車のしりにぞさぶらし、車
ぞひ四人つがはせ給はざりき。御さきも時々ほのかにぞ参りし。はざぶ、
たらひして、御手すますことなりき。寢殿のひんがしのまに、たなをして、
小桶にちひさきひさごしておかれたれば、仕丁つとめてごに、湯をもて
参りて入れければ、人してもかけさせ給はず、われ出でさせ給ひて、御て
づからぞすましける。御めし物は、うるはしく御器などにも参りすゑで、
たゞ御かはらけにて、をしきなどにとりすゑつゝぞ、まるらせける。儉約
し給ひしに、さるべき事の御座と、御判所とにぞ、大臣とは見え給ひし。
かくもてなし給ふけにや、このおとゞのみぞ、御族のなかに、六十餘まで

○心譽、扶公——下の裏書参照。
 ○山階寺——奈良興福寺。
 ○兵衛佐あかしの君——イ兵衛佐何がしの君、佐理をさす。
 ○文慶——下の裏書参照。
 ○枇杷の大納言——皇胤紹運録、醍醐天皇太子、代明親王三男、源延光、號枇杷大納言。
 ○このおきま——時平。
 ○延喜——醍醐天皇。
 ○この殿——時平。

おはせし。四分一の家にて、大饗し給へる人なり、富小路とみのこうぢの大臣と申す。これより外の君たち、みな卅餘、四十餘過ぎ給はず。そのゆゑは、たゞことごとにあらず、この北野の御なげきになん有るべき。顯忠の大臣の御子、重輔の右衛門督とおはせしが御子なり、いまの三井寺の別當心譽僧都、山階寺權別當扶公僧都也。この君たちこそは、物し給ふめれ。敦忠あつたかの中納言、御をのこ子あまたおはしけるなかに、兵衛佐あかしの君とかや申し、その君出家し給ひて、往生し給ひにきとか、その佛の御子なり、岩倉いはくらの文慶僧都は、敦忠の御子、御女子は枇杷の大納言のきたのかたにておはしき。かくあさましき悪事を申しおこなひ給へりし罪により、このおとゞの末はおはせぬなり。さるは、やまとだましひなどは、いみじくおはしたるものを。延喜の世間の作法したゞめさせ給ひしかども、過差をえしづめさせ給はざりしに、この殿、制をやぶりたる御装束の、ことの外にめでたきをして、うちにまゐり給ひて、殿上にさぶらひ給ふを、みかど小菰こむぎより御らんじて、御けしきいとあしくならせ給ひて、職事をめして、醍醐世間の過差

○北野——菅原道真。
 ○このおきま——時平。

○本院——時平。

の制せいぎびしき所に、左のおとゞの一人といひながら、美麗せうびことのほかにてまゐれる、便なき事也。すみやかにまかりいづべきよし仰せよ」と、おほせられければ、うけたまはる職事は、いかなることにかと、おそれおほえければ、まゐりてわなゝくわなゝく、しかしかと申しければ、いみじくおどろきかしこまりうけたまはりて、御隨身のみさきまゐるも、せいし給ひて、いそぎまかり出で給へば、御前どもあやしとおもひけり。扱本院のかどみ門、一月ばかりさゝせて、みすの外とにも出で給はず、人などのまゐるにも、勤當のおもければとて、あはせ給はざりしにこそ、世の過差は平したりしか。うちうちに、よくうけたまはりしかば、扱ばかりぞしづまらんとて、みかど御心あはせさせ給へりけるとぞ。物をかしさに、えねうぜさせ給はざりける。わらひたゞせたまひぬれば、すこぶることもみだれけるとか。北野と、世をまつりごたせ給ひけるあひだ、非道なることを仰せられければ、さすがにやんごとなくて、せちにし給ふことを、いかゞはおぼして、このおとゞのし給ふことなれば、不便なりと、いかゞすべからん

○右のおき——道
眞。

○本院のおき——
時平。

と、なげき給ひけるを、なにがしの史が、史ことにも侍らず、おのれかまへて、この御事をとよめはべらん」と、申しければ、道眞「いとあるまじき事、いかにしてか」など、のたまはせけるを、史「たゞ御覽ぜよ」とて、座につきて、事きびしくさだめのしり給ふ。此の史、ふみはさみに文はさみて、いらなくふるまひて、このおとどにたてまつるとて、いとたかやかにならして侍りけるに、おとどふみもえとらず、手わなゝきて、やがてわらひて、時平「けふはすぢなし、右のおとどにまかせ」とだに、えいひやり給はざりければ、それにこそ、菅原の大臣、御心のまゝにまつりごち給ひけれ。また北野神にならせ給ひて、いとおそろしく、神のなりひらめき、清涼殿におちかゝりぬと見えけるに、本院のおとど、太刀ぬきさげて、時平「いきても、我がつぎにこそ物し給ひしか。けふ神となり給へりとも、この世には、われに所おき給ふべし。いかでかさらではあるべき」と、にらみやりてのたまひける。一度はしづまらせ給へりけるとぞ、世人申し侍りし。されど、これは、かのおとどの、いみじくおはするにはあらず。王

威のかぎりなくておはしますによりて、理非をしめし給へる也。

時平大臣并聖廟事 助教師安加筆

寛平遺誠云、左大將藤原朝臣者、功臣之後、其年雖少、已熟政理、先年於女事有失、朕早忘却不置於心、朕去春加激勵令勤公事、又已爲第一之臣、能顧問而從其輔道、祈君慎之、

右大將菅原朝臣、是鴻儒也、又深知政事、朕選爲博士、多受諫正、仍不次登用以答其功、加之朕前年立東宮之日、唯與菅原朝臣一人論定此事、女知尙侍居之、其時無供相議者一人、又東宮初立之後、未經二年、朕有讓位之意、朕以此意密々語菅原朝臣、而菅原朝臣申云、如レ此大事自有天時、不レ可レ忽不レ可レ早云々、

仍或上封事、或吐直言、不レ順朕言、又正論也、至于今年告菅原朝臣以朕志必可果之狀、菅原朝臣更無所申、事々奉行、至七月一可レ行レ事之儀人口云々、殆至於欲延引其事、菅原朝臣申云、

大事不_レ再舉、事若留則變生云々、遂令_レ朕意如_レ石不_レ轉、惣而言之、菅原朝臣非_レ朕之忠臣、新君之功臣乎、人功不_レ可_レ忘、新君慎_レ之、又古人口傳云、延喜御時、相者伯人參來、天皇御_レ于簾中、聞_レ御聲云、此人爲_レ國主歟、多上小下之聲也、叶_レ國體、天皇恥給不_レ出御、次先坊^{保明太子}、左大臣時平、右大臣菅_レ三人烈座、依_レ勅令_レ相云、第一人^{先坊}容貞過_レ國、名不_レ叶_レ此國、不_レ可_レ久歟、爰貞信公爲_レ淺藤公卿、遙離_レ列候給、相者申云、彼候人才心探形容旁叶_レ國、定久奉_レ公歟、寬平法皇聞_レ食此事被_レ仰云、三人事吾不_レ見及、於_レ貞信公_レ者、向後必可_レ善之由所_レ見也、因_レ之第一女源氏於_レ朱雀院西對_レ有_レ嫁娶之儀、于_レ時貞信公大辨參議云々、法王同御_レ東對、又貞信公云、吾賢慮_レ之條、雖_レ兄不_レ可_レ劣_レ申左大臣_レ之由、年來所_レ相存_レ也、於_レ他_レ更不_レ可_レ及_レ申、令相者之所_レ見尤可_レ爲_レ恥也云々、九日後朝、同賦秋思應製

亟相度_レ年幾樂思 今宵觸_レ物自然悲

聲寒洛津風吹處 葉落梧桐雨打時
君富春秋臣漸老 恩無_レ准岸_レ報猶遲
不_レ知此意何安慰 飲_レ酒聽_レ琴又詠詩
去六月比、朝家差_レ使武藏權守_レ官_レ以_レ切_レ正、被_レ奉_レ大宰安樂寺、是則贈菅右丞相正一位左大臣也、轉_レ正朝臣讀_レ宣命_レ出之間、自_レ珠簾內_レ有_レ青紙書_レ隨_レ風出矣、卽一絕、其詞云、

于時正曆四年而已、件正文詩今在_レ外記局、非_レ彼御手跡、似_レ道風_レ乎云々、

或說云、彼寺僧夢召_レ道風、令_レ書云々、

忽驚朝使開_レ荆棘 官品^高商加拜感成
雖_レ悅_レ仁恩覃_レ遂屈 但慙存沒左遷名
託宣句

家門一閑幾風烟 筆硯拋來十九年
每仰_レ蒼天_レ思故_レ莫 朝々暮々淚漣々

正曆四年十二月、朝家差_二使散位菅原朝臣爲理_一、被_レ奉_二安樂寺_一、是贈_二靈廟於太政大臣_一也、宣命之後有_二託宣一句_一矣、

先_レ是_二同月十二日_一、召_二入禰宜朝原長子於廟內殿中_一、曾_レ不_レ令_二出_二戶外_一、令_レ仰云、贈官位使十六日可_二到來_一之由、南山隱士有_レ被_レ告_レ之、其間依_レ有_二可_レ仰所_一令_レ候也、

于時十六日、勅使參到、讀_二宣命_一之間、以_二別當僧松壽_一所_レ令_レ書_レ詩也、其詞云、

昨爲_二北闕被_レ悲士_一 今作_二西都雪_レ恥尸_一
生恨死歡其奈_レ我 今須_二望_二足_レ護_二皇基_一

古老傳曰、此詩北野天神爲_レ令_レ詠之人、每日七度令_二護誓_一給_レ之詩也、馬年深、蒼煙之松雖_レ老、龍光露暖、紫泥之草再新、爲_レ時詠、

保忠 延喜五年十一月廿八日癸午、於_二東宮院_一加_二元服_一、先坊 文彥太子、延喜廿三年三月廿一日薨、年廿一、

敦忠 延喜廿三年正月十三日、侍從、年十八、去年二月昇殿、延喜九年三月十三日、左近少將、今案少將若太子薨後也、羽使尋_レ之條可_レ尋_レ之、

文範 參議宮内卿正四位下死名二男、母大納言扶朝女、天慶六年二月廿七日、任_二式部少丞_一、年卅五、去四月廿三日、補_二藏人_一、年三十三、今案文範不_レ歷_二播磨守_一、可_レ尋、

文慶 寬弘五年四月廿四日、任_二權律師_一、同八年四月廿七日轉_レ正、長和三年十月、轉_二權少僧都_一、寬仁元年轉_レ正、治安三年十一月廿九日、轉_二權大僧都_一、同四年辭退、長曆二年六月十八日、敍_二法印_一、永承元年七月一日卒去、

扶公 長和三年十一月、任_二權少僧都_一、治安元年十月十五日、轉_二權大僧都_一、春日行幸賞、依_レ爲_二興福寺別當_一也、長元元年十二月廿七日辭退、同四年十月廿日、敍_二法印_一、任_二權大僧都_一、此日供_二養興福寺_一、依_レ爲_二別當_一、有此賞、同八年七月七日卒去、霍亂云々、

心譽 長和三年十一月廿一日、任_二權律師_一、六年三月十五日、權少僧都、寬仁三年辭_二退僧都_一、但可_二公諱_一之有_二宣旨_一、治安四年六月廿日六、任_二權大僧都_一、依_レ爲_二法成寺別當_一、藥師堂今日供養、仍所_レ仕也、

一 左大臣仲平

此のおとどは、基經のおとどの三郎。御母は本院のおとどおなじ。大臣のくらゐにて、十三年ぞおはせし。枇杷大臣と申す。御子もたせ給は

○本院のおとど
時平、

○伊勢——宇多天皇に宮仕せし歌人。
○ほにいで、——「花薄われこそしたにおもひしかほにいで、人にむすはれにけり」。
○貞信公——忠平。
○おほきおほいごの——忠平。

○この殿——仲平。

ず。伊勢が集に、「ほにいで、人にむすばれにけり」など、よみ給へるは、この人におはす。貞信公よりは、御このかみなれど、卅年まで大臣になりおくれ給へりしを、つひになり給へれば、おほきおほい殿御よろこびのうた

おそくとくつひに咲きぬる梅の花誰が植ゑ置きし種にか有るらん

やがてその花をかざして、御対面日よろこび給へる、ひさし大饗せさせ給ひけるにも、よこさまにぞすゑまらせけるこそ、年ごろすこしかたはらいたくおぼされける御ころとけて、いかにかたみにころゆかせ給へりけん、御あはひめでたけれ。この殿の御心、まことにうるはしくおはしましたしける。みな人きゝしろしめしたる事なり、申さじ。

仲平 延喜八年二月廿三日、任参議、年三十四、同十七年正月廿九日、任權中納言、延長五年正月十二日、轉權大納言、承平三年三月十三日、任右大臣、年九(五)十九、七年正月廿三日、轉左大臣、

一 太政大臣忠平

このおとど、これ基經のおとどの四郎君。御母、本院大臣、枇杷大臣におなじ。このおとど、延喜八年庚寅九月廿一日攝政、天慶四年辛丑十一月八日に、關白宣旨^{カウアラセ}くだし給へり。公卿にて四十二年、大臣の位にて卅六年、世をしらせ給ふ事廿年。後の御いみな、貞信公と名づけたてまつる。小一條の太政大臣と申す。まさしき朱雀院ならびに村上の御をぢにおはします。この御子五人、そのをりは、我御位太政大臣にて、御太郎左大臣にて實頼のおとど、これ小野の宮殿と申しき。二郎右大臣師輔のおとど、これを九條殿と聞えさせき。四郎師氏の大納言と聞え、五郎また左大臣師尹の大臣、小一條殿と申しきかし。この四人の君たち、左右大臣納言などにて、さしつゞきおはしまし、いみじかりし御榮花ぞかし。女子ひとゝころは、先坊のみやすどころにておはしましき。つねに此の三人のおとどたちの、まる

○本院大臣——時平。
○枇杷大臣——仲平。

○女子ひとゝころ——貴子。下の裏書参照。

○先坊——保明親王。
○三人——實頼、師輔、師尹。
○宗形の明神——宗像の明神、本社は筑前宗像郡、田心姫、湍津姫、市杵島姫を祭る。勸解由小路鎮座の由来は「諸社根元記」に詳し。

○この入道殿——道長。

らせ給ふ料に、小一條のみなみ勘解由の小路には、石だゝみをぞせられたりしが、まだ侍るぞかし。宗形の明神のおはしませば、洞院うしろのついでより、おりさせ給ひしに、雨などの日のれうとぞ、うけたまはりし。おほかたその一町は、人まかりあかざりき。今はあやしの物も、馬車にのりつゝ、みしみしとありき侍るは、むかしの名残に、いとかたじけなくこそ見給ふれ。この翁ともは、いまもおぼろげにては、とほり侍らず。けふもまゐり侍らんが、腰のいたく侍りつれば、術なくて、まかとりほりつれど、なほ石だゝみをよぎてぞまかりつる。みなみのつらの、いとあしき泥をふみこえて、さぶらひつれば、きたなきものも、かくなりて侍るなりとて、ひき出でてみす。道長「先祖の御物は、何もほしけれど、小一條のみなん用に侍らぬ。人は子うみ、しぬる料にこそ、家もほしきに、さやうのをり、外へわたらん所はなにかはせん。またおほかた、つねにもたゆみなくおそろし」とこそ、この入道殿は仰せらるなれ、ことわりなりや。この貞信公には、宗形明神、うつゝに物がたりなど申し給ひけり。明神「我よりは、御

○この殿——思平。

位たかくてゐさせ給へるなん、くるしき」と、申し給ひければ、いと不便なる御事とて、神の御位に申しなさせたまへるなり。この殿、いづれの御時とはおぼえ侍らず、思ふに延喜、朱雀院の程にこそは侍りけめ、宣旨うけたまはらせ給ひて、おこなひに、陣座さまにおはしますみちに、南殿の御帳のうしろのほど、とほらせ給ふほどに、ものゝけはひして、御太刀のいしつきをとらへたちければ、いとあやしくて、さぐらせ給ふに、毛むくむくとおひたる手の、爪ながく刀のはのやうなるに、鬼なりけりと、いとおそろしくおぼしけれど、臆したるさまみえじと、念せさせ給ひて、思平「おほやけの勅宣旨うけたまはりて、さだめにまゐる人とらふるは何ものぞ、ゆるさずばあしかりなん」とて、太刀をひきぬきて、かれが手をとらへさせ給へりければ、まどひて、うちはなちてこそ、丑寅のすみざまにまかりにけれ。思ふに、夜のことなりけんかし。こと殿原の御事よりも、此の殿の御事申すは、かたじけなくも、あはれにも侍るかなとて、聲うちかはりて、鼻たびたびうちかむめり。世繼「いかなりけることにか、七月に

て生れさせ給へるところ、人申しつたへけれ。天曆三年八月にぞうせさせ給ひける。正一位に贈せられ給ふ。

貞信公忠平

昌泰三年正月廿八日、任參議、年廿二、二月廿日、辭職參議、讓叔父清經朝臣、于時太皇太后宮大夫右衛門督、依法皇命也、同五月十五日、更兼右大辨、延喜八年正月十二日、更任參議、同九年四月九日、任權中納言、十一季、任右大臣、

師安加筆

九條殿遺誠云、凡不信之輩、非常友命、前鑒已近。貞信公語曰、延長八年六月廿六日、霹靂清涼殿之時、侍臣失色、吾心中歸依三寶、無所所稀、大納言清貫、希世、尋常不尊佛法、此兩人已當其媛、以之謂之、歸真之力尤速、災殃又信心貞潔智行之僧多小隨堪相語之、非唯見世之助、則是後世之固也、

貴子

延喜年中、入太子宮、天慶元年十一月十四日、任尚侍、十二月敍從三位、八年正月、敍正三位、應和二年一月十八日薨、同卅日、贈正一位。

御記云、貴子、延喜年中入太子宮、太子薨後守貞節、天曆之間、父相薨、執孝道殊篤、仍雖非當時親戚功勞之人、爲美其節操所贈也、後代以尚侍之職、不可必預此恩云々、

一 太政大臣實賴

此のおとどは、忠平のおとどの一男におはします。小野の宮の大臣と申しき。御母は、寛平の法皇の御むすめ也。大臣のくらゐにて廿七年。天下を執行、攝政、關白し給ひて廿餘年ばかりやおはしまして、後撰にもあまたいれり。おほかた、何事も有職に、御心うるはしくおはします事は、世の人の本にぞひかれさせ給ふ。小野の宮のみなみおもてには、御もとどりはなちて、いさせ給ふことなかりき。そのゆゑは、稻荷の杉のあらはにみゆれば、實賴明神御らんずらん、いかでかなめげにてはいでむ」と、

○寛平の法皇——宇多法皇。
○後撰——後撰集、村上帝の時梨壺の五人の撰。

○女御——村上天皇の女御、弘徽殿と號す。母時平女。

○大臣——實賴。

○佐理——參議正二位兵部卿、大宰大貳佐理。母三木元名女。遺風、行成とにも本朝三蹟と稱せらる。

のたまはせて、いみじくつゝしませ給ふに、おのづから、おぼし忘れぬるをりは、御袖をかづきてぞ、おどろきさわがせ給ひける。此のおとどの御女子、女御にてうせ給ひにき。村上の御時にや、たしかにおぼえ侍らず。をとこ君は、時平のおとどの御むすめの御はらに、敦敏の少將と聞えし、父おとどの御さきに、かくれ給ひにきかし。さていみじうおぼしなげくに、あづまのかたより、うせ給へりともしらで、馬をたてまつり給へりければ、大臣

まだしらぬ人も有りけり東路にわれも行きぞ住むべかりける

いとかなしきことなりなとて、目おしのごふに。おとどの御わらは名をば、うしかひと申しき。さればその御族は、牛飼をうしつきとのたまふ也。敦敏の少將の子なり、佐理の大貳、世の手かきの上手。任はてゝのぼられけるに、伊豫國のまへなるとまりにて、日いみじうあれ、海のおもてあしくて、風おそろしう吹きなどするを、すこしなほりていでむとし給へば、ま

たおなじやうになりぬ。かくのみしつゝ日比すぐれば、いとあやしくおぼえて、物とひ給へば、占人の御崇とのみいふに、さるべきこともなし。いかなる事にかと、おそれ給ひける夜の夢に、見え給ひけるやう、いみじうけだかきさましたるをとおはして、神此の日のあれて、ひごろこゝにへ給ふは、おのがし侍ることなり。それは、よろづのやしろにがくのかかりたるに、おのがもとにしもなきがあしければ、かけんと思ふに、なべての手して書かせんがわろうはべれば、われにかゞせたてまつらんとおもふによりて、このをりならでは、いつかはとて、とゞめ奉りたるなり」と、のたまふに、佐理「たれとか申す」と、とひたまへば、神「この浦の三島に侍るおきななり」と、のたまふに、夢のうちにも、いみじうかしこまり申すとおぼすに、おどろき給ひて、またさらにもいはず。さて、伊豫へわたり給ふに、おほくのあれつる日ともなく、うらうらとなりて、そなたさまに追風吹きて、とぶがごとくまうでつき給ひぬ。湯たびたびあび、いみじく潔齋して、きよまりて、ひの装束して、やがて神の御まへにてかき給ふ。

○故中關白——道隆。下の傳に詳し。

つかさどもめしいでうたせなど、よく法のごとくして、かへり給ふに、露おそるゝ事なくて、末々の舟にいたるまで、たひらかにのぼり給ひにき。わがする事を、人間のほめあがむるだに、興あることにてこそあれ、まして神の御心に、さまでほしくおぼしけんこそ、いかに御心おおりし給ひけん。またおほかた、これにぞいとゞ日本第一の御手のおぼえは、このちぞとり給へりしか。六波羅密寺のがくも、此の大貳のかき給へるなり。さればこの三島のやしろの額と、この寺とは、おなじ御手に侍り。御こゝろばへぞ懈怠し、すこしは、如泥人ともきこえつべくおはせし。故中關白殿、東三條つくらせ給ひて、御さうじにうたゑどもかゝせ給ひし色紙形を、この大貳にかけとのたまはするを、いたく人さわがしからぬほどにまゐりて、かゝれなば、よかるべかりけるに、關白殿わたらせ給ひ、上達部、殿上人など、さるべき人々、あまたまゐりつどひてのちに、日たかくまたれたてまつりて、参り給ひければ、すこし骨なく思しめさるれど、さりとして、あるべきことならねば、かきてまかて給ふに、女の装束かづけさせ給ふを、

○殿——道隆。

○大貳の御むすめ——尊卑分脈——小野宮實頼孫、佐理卿女子、中納言懷平室。

○弘徽殿の女御——恠子。上の花山天皇紀にも出づ。

○入道中納言——尊卑分脈、「伊尹男、義懷、母代明親王女」。

○齊信——尊卑分脈「爲光男、齊信、母敦敏女」。

○小野の宮のおとゞ

さらでもありぬべくおぼさるれど、すつべき事ならねば、そこらの人の申を、わけいでられけるなむ、猶懈怠の失籍なりける。のどかなる今朝、とくうち参りて、かゝれましかば、かゝらましやほとぞ、見る人も思ひ、みづからもおぼしたりける。人々むげのそのみち、なべての下臈などにこそ、かやうなる事はせさせ給はめ」と、殿をもそしり申す人々ありけり。その大貳の御むすめ、いとこの懷平の右衛門督の北方にておはせし、経任の君の母よ。大貳におとゞらず、女の手かきにておはすめり。大貳の御いもらとは、法住寺のおとゞの御きたの方にておはす。その御はらの女君は、花山院の御時、弘徽殿の女御、又入道中納言の御北方にて、またをのこ子は、今の中宮大夫齊信の卿とぞ申すめる。小野の宮のおとゞの三郎敦敏の少將のおなじはらの君、右衛門督まで成り給へりし、齊敏のとぞきこえしかし。その御弟君播磨守尹文のむすめのはらに、三所おはせし。太郎は高遠の君、大貳にてうせ給ひにき。二郎懷平とて、中納言右衛門督までなり給へりし。その御をのこ子なり、今の右兵衛督經通の君。又侍從宰相資平

—實頼。
 ○播磨守尹文—正三位大納言道明の子、從四位上播磨守尹文。
 ○經通—尊卑分脈「懷平男、經通、母中納言保光女」。
 ○資平—尊卑分脈「懷平男、資平、母保光女」。實資の養子となる。
 ○御おほぢの小野宮—實頼。
 ○良圓—尊卑分脈「實資男、良圓、山、權少僧都」。下の裏書参照。
 ○頼忠—イ頼定。
 ○花山院の女御—婉子。

のきみ、いまの皇太后宮權大夫にておはすめる。その齊敏の君の御をのこ子、御おほぢの小野の宮のおとゞの御子にし給ひて、實資とつけたてまつりて、いみじうかなしうし給ひき。此のおとゞの御名の文字也、さね文字は。その君こそ、今の小野の宮の右大臣と申して、いとやんごとなくておはすめり。この大臣の、御子のなきなげきをし給ひて、わが御をひの資平の宰相を、やしなひ給ふめる。又すゑに、宮づかへ人おはしけるはらに、いでおはしたるをのこ子は、法師にて、内供良圓の君とおはす。またさぶらひける女房を、めしつかひ給ひけるほどに、おのづからうまれ給へりける女きみ、かぐや姫とぞ申しける。このむすめは、頼忠の宰相のめの子、きたのかたは花山院の女御、爲平の式部卿のみこの御むすめ、院そむかせ給ひて、道信の中將もけさうし申し給ふに、この殿まゐり給ひにけるを聞きて、中將のきみの聞え給ふぞかし。

うれしきはいかばかりかは思ふらん憂きは身にしむものぞありける

○この女御—婉子。
 ○殿—實資。
 ○この女君—かぐや姫。
 ○かの殿—實資。

○ゆやに日なし—イゆやに大きなかなへ二つぬりすゑられて煙たえぬる日なし。

この女御、殿にさぶらひ給ひしなり。此の女君、小野の宮の寢殿のひんがしおもてに帳ゆかたて、いみじうかしづきすゑたてまつらせ給へり。いかなる人か、御むことなり給はんとすらん。かの殿は、いみじきこもり人にぞおはします。このをの宮のそこばくのたから物、庄園は、みなこの殿にこそはあらめ、殿づくりせられたるさま、いとめでたしや。對、寢殿、わた殿は例のことなり、たつみのかたに、三間四面の御堂立てられて、廻廊はみな供僧の房にせられたる。ゆやに日なし。御堂には金色の佛おほくおはします。供米卅石を定圖におかれてたゆる事なし。御堂に參るみちには、御前の池よりあなたを、はるばると、野につくらしめ給ひて、時々のはなもみぢをうゑさせ給へり。または舟にのりて、池よりこぎてもまゐる。これより外にみちなし。住僧に、やんごとなき智者、あるひは持經者、眞言師どもなり。これに夏冬の法服を給ひ、供をあて給ふ。滅罪生善の御いのり、また姫君の御息災をいのらしめ給ふ。この小野のみやを、明暮つくらせ給ふ事、日にたくみの七八人たゆるときなし。世のなかにて、斧のお

○おほぢおほい殿—
—實頼。

とする所は、東大寺と、この宮とこそは侍るなれ。おほぢおほい殿の、とりわきし給ひしるしは、おはするところなり。まこと、この御をのこ子は、今の伯耆守資頼ときこゆめるは、姫君の御ひとつはらにはあらず、いづれにかありけむ。

李部王記云

天慶四年二月廿二日夕、右大將實頼卿長女、初參内裏、陪昭陽宮、

即夜侍寢云々、

良圓 長元二年十二月卅日、任權律師、四年十二月廿六日轉正、六年十二月廿二日、轉權少僧都、永承五年七月十七日、卒去。

一 太政大臣頼忠

此のおとどは、小野の宮實頼の大臣の二郎也。御母、時平の大臣の御女、敦敏の少將の御おなじはらなり。大臣のくらゐにて十九年、關白にて九年、

○四條宮—四條の南、西洞院の東、頼忠の女、圓融院の後、遵子の居させ給ふ所。
○さきの師殿—隆家。師は帥の誤。
○六條殿—敦實親王の男、源重信、母時平女、六條左大臣と稱す。
○太后—遵子。
○太政大臣—頼忠。
○おほきおほい殿—頼忠。

○帥中納言—隆家。隆家の北の方は六條左大臣重信の女。

この生きはめさせ給ふ人ぞかし。三條よりは北、西洞院よりはひんがしにすみ給ひしかば、三條殿と申す。一條院くらゐにつかせ給ひにしかば、よそ人にて、關白のかせ給ひにき。たゞおほきおほい殿と申して、四條宮にこそは、ひとつにすませ給ひしか。それにこのさきの師殿は、時の一の御子にて、えもいはずはなやぎ給ひしに、六條殿の御むこにておはせしかば、つねに西洞院のぼりにありき給ふを、こと人ならば、ことかたよりよきてもおはすべきを、太后、太政大臣のおはすまへを、馬にてわたり給ふ。おほきおほい殿、いとやすからずおほせども、いかゞはせさせ給はん。なほいかやうにてかと、ゆかしうおぼして、中門の北の廊の連子よりのぞかせ給へば、いみじうはやる馬に、御ひもをのけて、雑色二三十人ばかりに、さきいとたかくおはせて、うち見いれつゝ、馬の手づなひかへて、扇たかくつかひてとほり給ふを、あさましくおほせど、なかなかることなれば、ことおほくものたまはで、たゞ、頼忠、なさけなげなりけるをのこにこそ有りけれ、とばかり申し給ひける。非常のことなりや。さるは、帥中納言殿

○三條殿——頼忠。

○代明親王——醍醐天皇皇子、母は更衣鮮子。御むすめは嚴子女王、頼忠の室。
○大姫君——遵子。
○識——有識の誤か。

のうへの六條殿の姫君は、母は三條殿の御むすめにおはすれば、御孫ぞかし。されば、人よりは、まるりつかうまつり給ふべかりしが。この頼忠のおとど、一の人におはしまし、かど、御直衣にて内にまゐり給ふ事侍らざりき。奏せさせ給ふべき事あるをりは、布袴にてぞ参り給ふ。さて殿上にさぶらはせ給ひ、年中行事の御障子のもとにて、さるべき職事、藏人などしてぞ奏せさせ給ひ、うけたまはり給ひける。又をりには、鬼の間に、みかどいでさせ給ひては、めしあるをりぞ、参らせ給ひし。關白し給へど、さての人におはしましければにや。故中務の宮代明親王の御むすめの腹に、御むすめ二人、をとこ一人おはしまして、大姫君は圓融院の御時の女御にて、天元五年壬午三月十一日に、后にたゝせ給ひて、中宮と申しき、御年廿六。みこおはせず、四條宮とぞ申すめり。いみじき有心者、識にぞいはれ給ひし。功德も御いのりも、如法におこなはせ給ひし。年ごろ、季御讀經なども、つねの事とおぼしめしたらず、四日がほど、廿人僧を、房のかざりめでたうて、かしづきすゑさせ給ひ、ゆあむし、齋など、かぎりな

○御前——遵子。

○惠心——源信、慈惠大師の弟子、横川の惠心院に住す。裏書参照。
○この宮——遵子。
○姫君——詮子、母は代明親王女。

○内大臣——敦通。
○大納言——公任。
○頼定——イ定頼。定頼の母は昭平親王の女。

く、如法に供養せさせ給ふ。御前よりもまたとりわき、さるべきものども出させ給ふ。御みづからも、きよき御衣たてまつり、かぎりなくきよまはらせ給ひて、僧に給はするものどもは、まづ御まへにとりすゑさせてをがませ給ひて、そののちにつかはしける。惠心の僧都の頭陀行せられけるをりに、京中こぞりて、いみじきをまうけつゝ参りしに、この宮には、うるはしく金の御器ども、うたせ給へりしかば、かくてあまり見ぐるしとて、僧都、乞食とゞめ給ひてき。今一ところの姫君、花山院の御時の女御にて、四條宮に尼にておはしますめり。やがて后女御のひとつはらのをとこ君、ただ今の按察大納言公任卿と申す。をのゝ宮の御うまごなればにや、歌のみちすくれ給へり。世にはづかしう心にくきおぼえおはす。その御むすめ、たゞ今の内大臣の北の方にて、年ごろおほくの君たちうみつゞけ給へりつる。こぞの正月にうせ給ひて、大納言、よろづをしらずおぼしなげく事かぎりなし。またをとこ君ひとりおはする、左大辨頼定の君、わか殿上人のなかに、心あり、歌など上手におはすめり。母きたのかた、いとあてにお

○村上の御九宮——昭平親王、皇胤紹運録「昭平親王女、母高光女云々」。

○まぢおさゞ君——まぢをさ君の誤寫か。多武峯入道少將は高光。榮華物語に「高光の少將と聞えつるは、童名は、まぢをさ君と聞えつるは云々」。

○内大臣——教通。

○辨の君——定頼。

○四條の宮——遵子。

○大入道殿——兼家。

○故女院——詮子。

○按察大納言——公任。

○后——遵子。

○この女御——詮子。

○殿——兼家。

○女御——詮子。

○すはうの后——す

はすかし。村上の御九宮の御むすめ、多武峯の入道少將まぢおとゞ君の御むすめの腹也。内大臣殿のうへも、この辨の君も。されば、御なからひいとやんごとなし。この大納言殿、無心の事、一度ぞのたまへるや。御いもろとの四條の宮、后にたゞせ給ひて、はじめて内へまゐり給ふに、洞院のぼりにおはしませば、東三條のまへをわたらせ給ふに、大入道殿も故女院も、むねいたくおぼしめしけるに、按察大納言は後の御せうにて、御心ちよくおぼされけるまゝに、御馬をひかへて、公任「この女御は、いつか后にたち給はん」と、うち見いれてのたまへりけるを、殿をはじめ奉りて、その御族やすからずおぼしけれど、をとこ君おはしませば、たけくぞ、よその人々も、やくなくものたまふかなと聞き給ふ。一條院位につかせ給へば、女御、后にたゞせ給ひて、内にいり給ふに、大納言殿の、亮につかうまつり給へるに、いだし車より扇をさしい出して、進内侍「や、物申さん」と、女房のきこえければ、公任「何事にか」とて、うちより給へるに、進の内侍かほをさし出して、進内侍「御いもうとのすはうの后は、いづこにおはす

はらの誤字か。遵子をさす。

○入道殿——道長。

○此の大納言殿——公任。

る」と、きこえかけたりけるに、先年のことを思ひおかれたるなり。公任みづからだに、いかゞとおぼしゝか」とこそ、のたまひけれ。されど、人がらよろづによく成り給ひぬれば、ことにふれてすてられ給はず。かの内侍のとがなるにてやみにき。一とせ、入道殿の、大井に逍遙せさせ給ひしに、作文の舟、管絃のふね、和歌のふねとわかたせ給ひて、その道にたへたる人々を、のせさせ給ひしに、此の大納言殿のまゐり給へるを、入道殿、道長「かの大納言、いづれの舟にのるべき」と、のたまはすれば、公任「和歌ふねにのり侍らん」と、のたまひて、よみ給へるぞかし。

小倉山嵐のかぜのさむければ紅葉のにしききぬ人ぞなき

申しうけ給へるかひありて、あそばしたりな。御みづからものたまふなる、公任「作文の舟にぞのるべかりける。さてかばかりの詩を、つくりたらましかば、名のあがらん事もまさりなまし。くちをしかりけるわざかな。さても殿のいづれにか思ふと、のたまはせしになん、我ながら心おごりせら

○すゑかしなり—
イすゑかくなり。

れし」と、のたまふなる。ひとことのすぐるゝだにあるに、かく何れの道にも、ぬけいで給ひけんは、いにしへも侍らぬ事なり。永祿元年六月廿六日にうせ給ひて、六月晦日、贈正一位になり給ふ。廉義公とて申しける。このおとゞのすゑかしなり。

源信 長保六年五月廿四日、任權少僧都、大和國人去長保二年任法橋、上人位仁王會行幸日、寛弘三年十二月日辭退

外記日記云、天元五年五月七日、中宮立后後、自太政大臣四條第初

入内裏、同日賞以侍從藤原公任、敍從四位上、皇后昭第年十七、

一 左大臣師尹

このおとゞ、忠平の大臣の五郎、小一條のおとゞと聞えさせつたふめり。

御母、九條殿に同じ。おとゞの位にて三年。左大臣にうつり給ふ事、西宮

殿、筑紫へくだり給ふ御かはりなり。その御ことのみだれば、小一條の大

○九條殿—師輔。
傳は下に詳し。
○西宮殿—醍醐天皇皇子、源高明。

○宣耀殿の女御—
芳子。母は定方の女。
天徳二年女御。

臣のいひいで給へるとぞ、世の人聞えし。さてそのとしもすぐさず、うせ給ふことなどこそ申すめりしか。それもまことにや。御むすめ、村上の御時、宣耀殿の女御、かたちをかしげに、うつくしうおはしけり。内へまゐり給ふとて、御車に奉り給ひければ、わが御身はのり給ひけれど、御くしすのそは、母屋のはしらのもとにぞおはしける。一すぢをみちくに紙におきたるに、いかにも、すきま見え給はずとぞ、申しつたへためる。御めのしりの、すこしさがり給へると、いとらうたくおはするを、みかどいとかしこくときめかせ給ひて、かくおほせられけるとか。

いきての世しにての後の後世もはねをかはせるとりと
なるらん

かへし女御芳子

秋になることの葉だにもかはらずばわれもかはせるえ
だとなりなん

古今うけ給へるときかせ給ひて、みかどこゝろみに本をかへして、女御に

○古今—古今和歌集。
○みかど—村上天皇。

○やまご歌は——古今集の序文の冒頭、「やまご歌は人の心を種として云々」にあり。
○ち、おミヅ——師尹。

○冷泉院の御母后——村上天皇の皇后安子、父九條殿師輔。
○故宮——安子。

○此の女御——芳子。

○八宮——村上天皇皇子、一品式部卿永平親王。

○そのみかど——村上天皇。

○小一條の大臣——

は見せ給はで、やまと歌はとあるをはじめにて、まへの句のこと葉をおほせられつゝ、とはせ給ひけるに、いひたがへ給ふこと葉にても歌にても、なかりけり。かゝることなん、ちゝおどゞは聞き給ひて、御装束して、手あらひなどして、ところどころにて、誦經など、念じいりてぞおほしける。みかど、御筆の琴をめでたくあそばしけるも、御心にいれてをしへなど、かぎりなく時めき給ふに、冷泉院御母后うせ給へりとは、聞え給ひしか。村占故宮の、いみじく、めざましく、やすからぬものにおぼしたりしが、思ひいづるに、いとほしくやしきなり」とぞ、おほせられける。此の女御の御はらには、八宮とて、をとこ一人生れ給へり。御かたちなどはきよげにおはしけれど、御心きはめたる第一のしれ者とぞ、聞きたてまつりし。世中の、かしこきみかどの御ためしに、もろこしには、堯のみかど、舜のみかどと申す。この國には、延喜、天曆とこそ申すめれ。延喜とは、醍醐の先帝、天曆と申すは、村上の先帝の御事なり。そのみかどの御子、小一條の大臣の御孫にて、しかしれ給へりける、いといとあやしきことなりか

師尹。
○濟時——師尹男、正二位左大將權大納言濟時、母右大臣定方女。
○御いもうこの女御殿——芳子。

○見せ給ふれ——イ見せ給ふ料。

し。その母女御の御せうと濟時の左大將と申し、長徳元年己未四月廿三日、うせ給ひにき、御とし五十五。此の大將は、ちゝおとゞよりも、御心ざまわづらはしく、くせぐせしきおぼえまさりて、あまり名聞になどぞおはせし。御いもうこの女御殿に、村上の琴をしへさせ給ひけるを、おまへにさぶらひ給ひて、聞きならひ給ふ程に、おのづから我もそのみちに上手に、人にも思はれ給へりしを、おぼろげにて、心よくならし給はず、さるべきことのをりも、せめてそゝのかされて、ものひとつばかり、かきあはせなどこそし給ひしか。あまりけにくしと、人にもいはれ給ひき。人のたてまつりたる贗などいふものは、御まへの庭にとりおかせ給ひて、夜は贗殿をさめ、ひるはもとのやうにとりいでつゝおかせなど、また人のたてまつりかふるまではおかせ給ひて、とりうごかすことはせさせ給はぬ、あまりやさしきことなりな。人などまるるにも、かくなと見せ給ふれなめり。むかし人はさることを、よきにはしければ、そのまゝの有さまをせさせ給ふとぞ。かくやうにいみじう心ありとおぼしたりしほどよりは、よしなし

○八宮——永平親王。

○この入道殿——道長。

○大將——濟時。

ごとし給へりとぞ、人にいはれ給ふめりし。御をひの入宮に、大饗せさせ
たてまつり給ひて、上戸におはすれば、人々ゑはしてあそばんなどおぼし
て、濟時「さるべき上達部たち、とくいづるものならば、しばしなど、をか
しきさまにとどめさせ給へ」と、よくをしへたてまゐらせ給ひけり。さこ
そ人がらあやしうれ給へれど、やんごとなきみこの大事にし給ふことな
れば、人々あまたまゐりたりしも、古代成りかし。されど、おほやけごと
さしあはせたる日なれば、いそぎいで給ふに、まことさる事ありつと、お
ぼしいで、大將の御かたを、あまたたび見やらせ給ふに、目をくはせ申
し給へば、御おもていとあかくなりて、とみにはうち出させ給はず。物も
おほせられで、にはかにおびゆるやうに、おどろおどろしくあららかに、
人々のうへのきぬのかたも、おちぬばかりとりかゝらせ給ふに、まゐりと
いれる上達部は、すゑの座まで見あはせつゝ、えしづめずやありけん、か
ほけしきかはりつゝ、とりあへず、ことにことをつきつゝなん、いそぎた
ちぬ。この入道殿などは、わか殿上人にておはしましけるほどなれば、こ

○親王——永平。

○この殿——濟時。

○せめてなゝくて——
—イせめてなくて。

○此の殿——濟時。

○枇杷大納言延光——
—代明親王の男、母
右大臣定方女。

○をまこ君二人——
—通任、相任。

○女御——
—女子。

○をまこみこ四人——
—敦明、敦儀、敦平、
師明の四親王。

○女宮二人——
—當子、禊子の二内親王。

○女ぎみは三條院の

とすゑにて、よくも御覽せざりけり。たゞ、人々のほゝゑみていで給ひし
をぞ見しとぞ。その比をかしかりしことに、かたり給ふなる。大將は、な
にせんに、かゝることをせさせたまつりて、またしかのたまへども、教
へ聞えさせつらんと、くやしくおぼすに、御いろもあをく成りてぞおはし
ける。まことに、親王をば、もとよりさる人としり申したれば、これをし
もそしり申さず。この殿をぞ、人々かゝる御心と見るゝ、せめてなゝく
てあるべきことならぬ、かく見ぐるしき御ありやうを、あまたの人にみせ
聞え給へること」と、そしり申しし。いみじき心人と、世おほえおはせし
人の、くちをしきぞくかうとり給へるよ。此の殿の御北の方にては、枇杷
の大納言延光のむすめぞおはする。女君二ところ、をときぎみ二人ぞおは
せし。女君は、三條院の春宮にておはしましゝをりの女御にて、宣耀殿と
申して、いとときにおはしまして、をときみこ四人、女宮二人。女ぎみは、
三條院の春宮にて生れ給へりしほどに、春宮位につかせ給ひてまたの年、
長和元年四月廿八日、后にたち給ひて、皇子宫と申す。又今ひとところの

—以下春宮にて迄
十二字衍か。
○春宮—三條院。
○今ひこころの女
君—中君。
○冷泉院の四宮—
敦道親王、母兼家女、
帥宮と號す。
○宮—敦道。
○和泉式部—越前
守大江輝致の女、和
泉守橘道貞の妻。歌
人。
○この殿—濟時。
○皇后宮—娥子。

○宮—娥子。

○入道殿—道長。

女君は、父殿うせ給ひし後、御心わざに、冷泉院の四宮と申す御うへにて、
二三年ばかりおはせしほどに、宮、和泉式部におぼしうつりにしかば、本
意なくて、小一條にうつらせ給ひにし後、此のころきけば、心えぬ有さま
の、ことの外なるにてこそおはすなれ。この殿の御おもておこしう人は、
皇后宮おはしましき。此の宮の御はらの一のみこ、敦明親王とて、式部卿
と申し、ほどに、長和五年正月廿九日、三條院おりさせ給へば、この式部
卿、春宮にたゝせ給ひにき、御とし廿三。但道理あることゝ、みな人おも
ひ申し、ほどに、二年ばかり有りて、いかゞおぼしめしけん、宮たちと申
しゝをり、よろづにあそびならはせ給ひて、うるはしき御ありさま、いと
くるしく、いかでかかくてもあらじばやと、おぼしなれ、宮に、敦明、かく
なんおもひなられ侍る」と、申させ給ふを、娥子、いかでかは、げにさもと
はおぼさんずる。すべてあるまじくあさましきこと」とのみいさめ申させ
給ふに、おぼしあまりて、入道殿に御消息ありければ、參らせ給ひつるに、
御物がたりこまやかにて、敦明「この位ざりて、ただみやすくてあらんとな

○殿—道長。
○太宮—大宮の誤
寫か。大宮は上東門
院彰子。道長の女。
下の三の宮敦良親王
の御母。
○内—後一條天
皇。
○式部卿宮—敦康
親王。
○三の宮—敦良親
王、後朱雀天皇なり。
○一條院—小一條
院の誤か。

ん思ひ侍る」と、聞えさせ給ひければ、道長「さらにさらにうけたまはらし、
さは三條院の御すゑは絶えねと、おぼしおきてさせ給ふか。いとあさまし
く、かなしき御事なり。かゝる御心のつかせ給ふは、こと事ならじ。たゞ
冷泉院の御物のけなどの、思はせてまつるなり。さおぼしめすべきぞ」と、
と、啓し給ふに、敦明「さらばたゞ、本意ある出家にこそはあなれ」と、の
たまはするに、道長「さまでおぼしめすことならば、いかゞはせん、ともか
くも申さん、内にそうし侍りてを」と、申させ給ふをりにぞ、御けしきいと
よくならせ給ひにけるとて、殿うちを參らせ給ひて、太宮にも内にも申さ
せ給ひければ、いかゞはきかせ給ひけん。此のたびの東宮には、式部卿
宮をこそはおぼしめすべけれど、一條院の一條はかばかりし御うしろ見な
ければ、春宮に當代をたてまつるなり」と、おほせられしかば、これ
もおなじ事なりと、おぼしきためて、寛仁元年丁巳八月五日こそは、九に
て、三の宮春宮にたゝせ給ひて、寛仁三年己未八月廿八日、御とし十一に
て、御元服させ給ひしか。前の春宮をば一條院と申す。今の春宮の御あ

○小一條院——教明親王。

○法師春宮——早良親王。下の裏書参照。

○この院——小一條院。

○殿下——道長。

○元方の式部卿——式部卿は民部卿の誤か。この事下の師輔傳に出づ。

りさま申すかぎりなし。つひの事思ひながら、たゞ今かくとは、おもひかけざりしことなりかし。小一條院、わが御心もてのかせ給へる事は、これをはじめとす。代はじまりて後、春宮の御位とりさげられ給へることは、九代ばかりにや成りぬらん、なかに法師春宮おはしましけるこそ、うせ給ひて後に、贈太上天皇と申して、六十餘國よそくににはひすゑられれば、おほやけもしろしめして、官物のはつほさきにたてまつらせ給ふめり。此の院のみか、かくおぼしたちぬる事は、かつは殿下の御報ほうのはやくおはしますすにおされ給へる。またおほくは、元方の式部卿の靈れいのつかうまつるといへば、さぶらひ侍わかし、それもさるべきなり。此の程の御ことどもこそ、事の外にかはりて侍れ。なにがしは、くはしう承りたる事ども侍る物を」といへば、世繼ついで、「さも侍らん。つたはりぬる事は、いでいでうけたまはらばや。ならひにすることなれば、物のなほきかまほしく侍るぞ」といふ。興ありげに思ひたれば、侍わかし「ことのやうだいは、三條院のおはしましつるかぎりこそあれ、うせさせ給ひにける後は、世よの常つねの春宮のやうにもなく、殿上人など参りて、

○三宮——敦良親王。

○殿——道長。

○内——後一條天皇。

御あそびせさせ給ふや、もてなしかしづき申す人などもなく、いとつれづれに、まぎるゝかたなく、思しめされけるまゝに、心やすかりし御有さまのみこひしう、ほけほけしきまでおぼえさせ給ひけれど、三條院おはしましゝかぎりは、院の殿上人も参りや、御つかひもしげくまるりかよひてなどするに、人めもしげく、よろづなくさめさせ給ふを、院うせおはしましでは、世中物おそろしく、大路おほぢの道かひも、いかゞとのみわづらはしく、ふるまひにくきに、宮、つかさなどだにも、参りつかうまつることも、かたくなり行けば、まして、げすの心はいかゞはあらん。殿もりづかさの下部も、朝ぎよめつかうまつる事もなければ、庭の草もしげりまさり、よる人々は、世にきこゆることとて、世人よ三宮のかくておはしますを、心くるしく、殿も大意に思ひ申させ給ふにし、内にをとこ宮もいでおはしましたば、いかゞあらん。さあらぬさきに、春宮にたてまつらばやとなん、おほせらるなる。されば、おしてとられさせ給へるなり」とのみ申すを、まことにしもあらざらめど、げにことのさまも、よもとおほゆまじければ

○高松殿——道長の妻明子。
 ○御匣殿——道長の末女寛子。
 ○皇后宮——娥子。
 ○春宮——敦明親王。

○御母宮——娥子。

にや、きかせ給ふ御心ちは、いかゞうきたるやうに覺しめされて、ひたぶるにもられんよりは、我とやのきなましと、覺しめすに、また世人たかまつ高松殿の御匣殿くしひ參らせ給ひ、殿はなやかにもてなしたてまつらせ給ふべかなり」とも、例のことなれば、人のさまざまだめ申すを、皇后宮きかせ給ひて、いみじうよろこばせ給ふを、春宮はいとよかるべき事なれど、さだにあらば、いとゞわがおもふことえせじ、猶かくてもあるまじくおぼしめされて、御母宮に、敦明みくみしかじかなむおもふ」と、聞えさせ給へば、娥子むすめさらなりや、いといとあるまじき御ことなり。御匣殿くしひの御ことをこそ、まことならば、すゝみ聞えさせ給はめ、さらさらに、おぼしめしよるまじき事なり」と、聞えさせ給ひて、娥子むすめ御ものゝけのするなり」と、御いのりどもせさせ給へど、さらにおぼしめしとゞまらぬ御心のうちを、いかでか世人よも聞きけん。『さてなん、みくしげ殿みくしげまるらせたてまつらせ給へとも、聞えさせ給ふべかなり』などいふ事、殿のへんにもきこゆれば、まことにさもおぼしゆるぎてのたまはせば、いかゞすべからんなどおぼす。さて春宮は、

○皇后宮——娥子。

○中宮權太夫——道長の四男能信。太夫は大夫の誤寫か。

○おとぎ——道長。

つひにおぼしめしたちぬ。さてのちに、みくしげ殿の御こともいはむに、中々それはなかなからんなど、よきかたさまにおぼしなしけむ、不覺ふかくのことなりやな。皇后宮にも、かくとも申させ給はず、たゞ御心のまゝに、殿の御消息聞えんと、おぼしめすに、むつまじうさるべき人も、物し給はねば、中宮權太夫殿のおはします四條坊門と、西洞院とは、宮ちかきぞかし。そればかりを、こと人よりはとや、おぼしめしよりけん、藏人のなにがしを御つかひにて、使つかひあからさまに參らせ給へ」とあるを、おぼしめかけぬ事なれば、おどろかせ給ひて、能信のぶのぶ何しにめすぞ」と、とはせ給へば、『申させ給ふべき事の、さぶらふにこそ』と申すを、このきこゆる事どもにやとおぼせど、のがせ給ふことには、さりとも世にあらじ、御匣殿くしひの御ことならんとおぼす。いかにも、わが御心ひとつには、思ふべきことならねば、おどろきなから、能信のぶのぶ參りさぶらふべきを、おとゞに案内申してなむ、さぶらふべき』と、申させ給ひて、まづ殿にまゐり給へり。能信のぶのぶ春宮より、しかしかなん、おほせられたりつる』と、申させ給へば、殿もおどろかせ

○太夫殿——能信。

○左大臣殿——兼通の男、顯光、母元平親王女。小一條院の女御延子の御父。
○參らせ給ふべき——イかへらせ給ふべき。
○大臣殿——顯光。
○太殿——おほいどの顯光。

給ひて、道長「何事ならん」と、おぼされながら、太夫殿の御おなじやうにぞ、覺しよられける。まことに、御匣殿の御ことのたまはせんを、いなび申さんもたよりなし。まゐり給ひなば、またさやうにあやしきは、あらせたまつるべきならず、またさては、世の人の申すなるやうに、春宮のかせ給はんの、御思ひ有るべきならずとおぼせど、道長「しかわざとさんめには、いかでかまゐらではあらん。いかにものたまはせんをきくべきなり」と、申させ給へば、參らせ給ふほど、日も暮れぬ。陣に左大臣殿の車や、御前どものあるを、なまむづかしとおぼしめせど、參らせ給ふべきならねば、殿上へのぼらせ給ひて、能信「參りたるよし啓せさせよ」と、藏人にのたまはすれば、藏人「大臣殿の御まへさぶらはせ給へば、只今はえなん申し候はぬ」と、聞えさする程、見まはさせ給ふに、庭の草もいとふかく、殿上の有さまも、春宮のおはしますと見えぬ、あさましうかたじけなげなり。太殿出て給ひて、かくと啓すれば、朝餉のかたに出でさせ給ひて、めしあれば參り給へり。教明「いとちかくこち」と仰せられて、教明「物せらるゝこ

○大臣——道長。

○故院——三條院。

○内——後一條天皇。

ともなきに、案内するものはどかりおほかれど、大臣にきこゆべきことのあるを、つたへものすべき人のなきに、ちかき程なれば、たよりもとおもひて、消息し聞えつる。そのむねはかくて侍るこそは、本意ある事と思ひ、故院のしおかせ給へることを、たがへたてまつらんも、かたがたはどかり思はぬにあらねど、かくてあるなん思ひつゞくるに、罪ふかくも覺ゆる。内の御行衛は、いとほるかにものせさせ給ふ。いつともなくて、はかなき世に、命もしりがたし。此の有様のきて、心にまかせて行もし、物まうでをもし、やすらかにてなんあらまほしきを、むげにさきの春宮にてあらんは、思ひくるしかるべくなん。院號たまはりて、年に受領など有りてあらまほしきを、いかなるべき事にかと、傳へきこえられよ」と、仰せられければ、かしこまりて、まかでさせ給ひぬ。其の夜はふけにければ、つとめてぞ殿に參らせ給へるに、内へ參らせ給はんとて、御裝束のほどなれば、え申させ給はず。大方には、御供にまゐるべき人々、さらぬも、いでさせ給はんに、見まゐらせんと、おほく參りつどひて、物さわがしければ、御

○源民部卿——西宮
左大臣公明の子、正
二位民部卿源俊賢、
母右大臣師輔の女。
道長の室高松殿明子
の兄、能信の伯父。

○大宮——上東門院
彰子。

車に奉りにおはしませんがに申さんとて、そのほど寢殿のすみの間の勾欄に
よりかゝりて、あさせ給へるを、源民部卿よりおはして、俊賢などかくて
はおはします」と、聞えさせ給へば、殿にはかくし聞ゆべきことにもあら
ねば、能信しかじかの事のあるを、人々のさぶらふめれば、え申さぬ也』
と、のたまはするに、御氣色うちかはりて、この殿もおどろき給ふ。俊賢い
みじくかしこき事にこそあなれ、たゞとくきかせ奉り給へ、内に参らせ
給ひなば、いとゞ人がりにてえ申させ給はじ』とあれば、げにと覺して、
おはしますかたに参り給へば、さならんと御心えさせ給ひて、すみの間に
出てさせ給ひて、道長春宮に参りたりつるか』と、とはせ給へば、よべの
御消息くはしく申させ給ふに、道長さらなりや、おろかにおぼしめさんや
は。おしておろしたてまつらん事は、はゞかり思しめしつるに、かゝるこ
とのいできぬる、御よろこび猶つきせず、まづいみじかりける大宮の御宿
世かな』とおぼしめす。民部卿に申しあはせ給へば、俊賢たゞとくとくせ
させ給ふべきなり。何かよき日をもとはせ給ふ。すこしものびば、おぼし

○關白殿——道長の
長男頼通。

○いさうちたく——
うはこの誤寫か。
○宮——敦明親王。
○二位中納言殿——
能信。

返して、さらでありなんとあらんをば、いかゞはせさせ給はん』と、申さ
せ給へば、さる事とおぼして、御曆御覽するに、今日もあしき日にもあら
ざりけり。やがて關白殿も参らせ給へる程にて、とくとくと、そゝのかし
申させ給ふ。まづいかにも太宮に申してこそはとて、内におはしますほど
なれば、参らせ給ひて、かくなんと聞かされたてまつらせ給へば、まして女
の御心は、いかゞ思しめされけん。それよりぞ春宮に参らせ給ひて、御子
どもの殿原、また例も御とも参り給ふ上達部、殿上人引きぐせさせ給へれ
ば、いさうちたくひゞきことにておはしますを、待ちつけさせ給へる宮の
御心は、さりととも、すこしすゞろはしくめされけんかし。心もしらぬ人は、
露参りよる人だになきに、きのふ二位中納言殿の参り給へりしだに、あや
しと思ふに、またけふかくおびたゞしく、賀茂詣でなどのやうに、御さき
の程もおどろおどろしうひゞきて、まるらせ給へるを、いかなる事ぞとあ
きるゝに、すこしよろしき程のものは、御匣殿の御こと申させ給ふなめり
と思ふは、さもにつかはしや。むげに思ひやりなききはのものは、またわ

○内——後一條天皇。
○母宮——娥子。

○中宮權大夫——能信。

がこゝろにかゝるまゝに、内のいかにおはしますぞなどまで、心ときめきしあへりけるこそ、あさましうゆゝしけれ。母宮だにもえしらせ給はざりけり。かくこの御かたに、物さわがしきを、いかなる事ぞと、あやしくおぼして、案内し申し給へど、例の女房のまるるみちを、かためさせ給ひてけり。殿には、としごろおぼしめしつる事など、こまかに聞えんと、こゝろよくおぼしめしつれど、まことになりぬるをりは、いかに成りぬる事ぞと、さすがに御心さわがせ給ひぬ。むかひ聞えさせ給ひては、かたがたに臆せられ給ひにけるにや、たゞきのふの同じさまに、中々ことすくなにおほせらるゝ。御かへりは、道長さりととも、いかにかうはおぼしよりぬるぞ」など、申させ給ひけんかした。御けしきの心ぐるしきを、かつは見たてまつらせ給ひて、すこしおしのごはせ給ひて、道長さらばけふよき日なり」とて、院になし奉らせ給ふ。やがて、事ことどもはじめさせ給ひて、よろづのことさだめおこなはせ給ふ。判官代には、宮づかさども、藏人などかはるべきにあらず。別當には中宮の權大夫をなしたてまつり給ひつれば、

○皇后宮——娥子。
○堀河の女御——小一條院女御延子、父顯光、母村上天皇女。

○殿——道長。
○母宮——娥子。

おりて拜し申させ給ふ。こともさだまりはてぬれば、いでさせ給ひぬ。いとあはれにはべりける事は、殿のまださぶらはせ給ひける時、母宮の御かたより、いづかたの道よりたづね参りたるにか、あらはにごらんずるもしらぬけしきにて、道長いとあやしげなる姿しらぬ女房の、わなゝくわななく、女房いかにかくはせさせ給へるぞ」と、こゑもかはりて申しつるな、あはれにも又をかしうも」とこそ、おほせられけれ。侍、勅使こそたれともたしかにもきゝ侍らね。祿など、にはかにて、いかにせられけん」といへば、世繼殿こそはせさせ給ひけめ。さばかりのことになりて、逗留せさせ給はんやは。侍、火たきや、陣屋など、とりやられける程にこそ、え絶へず、しのびなく人々侍りけれ。まして皇后宮、堀河ほりの女御殿などは、さばかり心ふかくおはします御心どもに、いかばかり思しめしけんと思え侍り。世中の人、女御殿の、

雲井まで立ちのぼるべき煙かとみえしおもひの外にもあるかな

○故式部卿宮——一條天皇の第一皇子敦康親王。

といふ歌よみ給へりなど申すこそ、さらによもとおぼゆれ。いとさばかりのことに、和歌のすぢおぼしよらじを、御心のうちには、おのづから、のちにもおぼえさせ給ふやうもありけめど、人の聞きつたふばかりは、いかがありけん」といへば、翁、世繼げにそれはさる事に侍れど、むかしもいみじき事のをり、かゝることとおほくぞきこえ侍りし」とて、さゝめくはい、かなることにか。侍、さてかくせめおろし奉り給ひては、また御むこにとりたてまつらせ給ふほど、もてかしづきたてまつり給ふほど、御ありさままことに御心も慰ませ給ふばかりこそきこえ侍りしか。御物まらするをりは、大盤所におはしまして、御臺や盤などまで、手づからのごはせ給ふ。なにをも、めしこゝろみつゝなん、参らせ給ひける。御障子ぐちまでもておはしまして、女房にたまはず、殿上にいだすほどにも、立ちそひて、よかるべきやうに教へなど、これこそは御本意よと、あはれにぞ。このきはに、故式部卿宮の御ことありけりといふこと、そらごとなり。何ゆゑある事にもあらなくに、むかしのこともこそ侍れ、おはします人の御

○おほしなけし程の——イおほしなけし程に、うせ給ひて後、又この小一條院の御さしつぎの二宮。
○仁和寺僧正——一條左大臣源雅信公男、大僧正濟信、裏書参照。
○三條院の御時の齋宮——當子、母媛子、長和元年齋宮。
○惡三位道雅——尊卑分脈、「伊周男、道雅、母重光女」。
○今一ころの宮——祝子。
○小一條大將——濟時。
○御姫君——媛子。

事と申す、たよりなきことなりかし。世、さて式部卿宮と申すは、故一條院の一のみにおはします。その宮をば、とし比、帥宮と申し、を、小一條院式部卿にておはしまし、かど、春宮にたゝせ給ひて、あくところにも帥宮をばのかせ給ひて、式部卿とは申し、ぞかし。その後の度の春宮にもはづれ給ひて、おほしなげきし程の、御さしつぎの二宮敦儀親王をこそは、式部卿とは申すめれ。又つぎの三宮敦平親王を中務宮と申す。つぎの宮四宮師明親王と申す。をさなくより出家して、仁和寺僧正の御かしづき物にて、おはしますめり。この宮たちの御妹の女宮たち二人、ひと所はやがて三條院の御時の齋宮にて、くだらせ給ひにしを、のぼらせ給ひて後、惡三位道雅のきみに、名だゝせ給ひにければ、三條院も御なやみのをり、いとあさましきことにおほしなげきて、尾にならせ給ひにき。今一ころの宮、まだおはします。小一條の大將の御姫君とこそは、只今の皇后宮と申しつるよ。三條院の御時に、后にたてたてまつらんとおぼしけるに、こちよりては、大納言むすめにて后にたつ例なかりけれと、御父の大納言を贈

○侍従入道——相
任、侍従、遠江守。
○道任の君こそは—
—イ道任の君こそは
おはすめれ。又伊豫
の入道(爲任)もそれ
ぞかし。また一所の
女君(中君)はいそは
なはだしく心うき。
○殿——道長。

太政大臣になしてこそは、后にたてさせ給ひてしか。されば、皇后宮いと
めでたくおはしますめり。御せうと一人は侍従入道、今一ところは太藏卿
道任の君こそは、いとほはなしく、心うき御有様にておはしますめれ。
父大將とらせ給へりける所分の領所、近江あふみにありけるを、人にとられけれ
ば、すべきやうなくて、かばかりに成りぬれば、ものゝはづかしさもしら
れずやおもはれけん、夜よるかちより御堂だうに参りて、うれへ申し給ひしはとよ、
殿のおまへは、阿彌陀堂あみだの佛の御まへに念誦ねんじゆしておはしますに、夜いたく
ふけにければ、御脇息うでせきによりかゝりて、すこしねぶらせ給へるに、犬防いぬせきの
もとに人のけはひのしければ、あやしとおぼしめしけるに、女のけはひに
て、忍びやかに「物申し候はん」と申すを、御ひがみゝかとおぼしめすに、
あまたたびになりぬれば、まことなりけりとおぼしめして、いとあやしく
はあれど、道長「たぞ、あれは」と、問はせ給ふに、女「しかじかの人の申す
べきことさぶらひて、参りたるなり」と、申し給ひければ、いとどあさま
しくおぼしめせど、あらく仰せられんも、さすがにいとほしくて、道長「何

事ぞ」と問はせ給ひければ、女「これしろしめしたることさぶららん」と
て、この有さまこまかに申し給ふに、いとあはれに覺しめして、道長「更な
り、みな聞きたる事也、いとふびんなることにこそあなれ。今いましかすまじ
きよしすみやかにいはん。かくいたしましたこと、有るまじき事なり。人し
てこそいはせ給はしか。とくかへらね」と、おほせられければ、女「さこそ
は返々おもふ給へさぶらひつれど、申しつぐべき人のさらに候はねば、さ
りとも、あはれとぞは仰せ事さぶらふなと思ひ給へて、参りさぶらひな
がら、いみじくつゝましくさぶらひつるに、かくおほせらるゝ、やるかた
なく、うれしくさぶらふ」とて、手をすりてなくけはひに、ゆゝしくもあ
はれにも、おぼしめされて、殿もなかせ給ひにけり。出いで給ふみちに、南
大門に人々ゐたるなかをおはしましたければ、なにがしのぬし、ひきとどめ
られけるこそ、いと不愛ふあいなりや。後のちに殿もきかせ給ひければ、いみじうむ
づがらせ給ひて、いと久しう御かしこまりにいましき。さて御うれへの
ところは、ながく論あるまじく、此の人の御領にてあるべきよし、仰せく

○政成が父——越後守從五位下源經任。

○宣耀殿女御——子。小一條の左大將——濟時。

だされにければ、もとよりいとしたゝかに領じ給ふ。きはめていとよし。世人「さばかりになりなんには、ものゝ恥はぢしらでありなん。かしこく申し給へるいとよきこと」と、くちぐちほめ聞えしこそ、申々おぼえ侍りしか。大門にてとらへたりし人は、式部大夫政成まさなりが父なり。

裏書云

枕一曰

村上之御時、宣耀殿女御と申しけるは、小一條の左大將の御むすめにておはしけり。まだひめぎみと聞えける時、父おとゞのをしへきこえ給ひけること、ひとつには、御手をならひ給へ、ひとつには、きんの御琴を、いかで人よりは引きまさむとおぼせ、さては古今の歌甘くわんをみなうかべさせ給へと、をしへ聞えさせ給ひける。きこしめしおきて、御ものいみなりける日、御さうしをかくしもてわたらせ給ひて、

例ならず御几帳をひきへだてさせ給ひければ、女御あやしとおぼしけるに、ひろげさせ給ひて、そのかしその日のをりに、此の人のよみける歌はいかにと、とひ聞えさせ給ふを、かうなりけりと、心得給ふもをかしきものゝ、かならずおぼえしもせじ、忘れなどもしたらんは、いみじうわろかるべし事と、おぼしみだれぬべし。そのかたおぼめかしからぬ人二三人めして、ごいしで數をおかせ給はんとて、しひきこえさせ給ひけんほどに、いかにめでたうをかしかりけん。御まへにさぶらひけん人さへこそうらやましけれ。せめて申させ給ひければ、さうしのすゑまでなどはあらねど、すべてつゆたがふことなかりけり。あさましく、なほすこしおぼめかしうひがむこと見つけんと、おぼしめしけるに、十くわんにも成りぬ。さらにふようなりけりとて、御さうしにけさむさゝせて、御とのごもりぬるもまためでたしかし。いとひさしくありて、またおきさせ給へるに、このこともしどけなくてやませ給はん、わろかるべしとて、しもの十卷あすにならば、ことをぞ

見給ひあはする、けふさだめてんとて、御とのあぶら参りてなん、夜ふくるまでよませ給ひける。されど、つひにまけ聞えさせ給はず成りにけり。うへわたらせ給ひて、かゝる事など殿にきこえたてまつられければ、いみじくおぼしさわぎて、御誦經などせさせ給ひて、そなたにむきて念じくらすせ給ひける。すぎずきしうあはれなることなりや。

永平

康保三年四月十日親王、年二、

崇道天皇、諱早良親王、

光仁天皇第二皇子、母同桓武天皇、大夫人高野氏、諱新足、贈正一位乙繼朝臣女也、天應元年四月四日壬辰、爲皇太子、年三十二、延暦四年十月、廢太子、流淡路島、同十九年七月、追稱崇道天皇、季十月十七日崩、仲自國忌、天長元年七月十日、官符、依去九月廿九日於奏追之、但

同年十二月十四日官符、列二十陵二頂二荷前也、

濟信

永延三年正月十一日、任權律師、東大寺真言宗長徳四年十二月廿八日、任東寺別當、同十二月廿九日、轉權少僧都、長保三年法務、同四年七月廿六日、轉權大僧都、寛弘七年八月廿一日、轉大僧都、八年四月廿七日、辭僧都・法務・東大寺別當等、以永圓申任權律師、長和二年正月十四日、任權僧正、十二月廿七日、轉正任法務、寛仁三年月日、轉大僧都、治安三年十二月十五日、辭大僧正、長元二年十二月廿五日、給封七十五戸、臨時朝恩、同三年月日卒去、年

久原本 大鏡 中卷

道隆	公季	兼通	師輔
中關白	仁義公	太政大臣	右大臣
內大臣	閑院	忠義公	九條殿

道兼	兼家	爲光	伊尹
右大臣	法興院	恒德公	藤德公
	東三條	法住寺	一條攝政

○源能有——文德天皇皇子、正二位右大臣源能有。近院と號した。
 ○東宮——冷泉院。
 ○四五宮——四宮は爲平親王、五宮は圓融院。
 ○第一の御むすめ——安子。

一 右大臣師輔

このおとゞは、忠平の大臣の三郎。御母、右大臣源能有の御むすめ。いはゆる九條殿におはします。公卿にて廿六年、大臣の位にて十四年おはしまし、御孫にて、東宮又四五宮をうみおきたてまつりて、かくれ給ひけんは、きはめてくちをしき御事ぞや。御とし六十にもたらせ給はねば、ゆくすゑはるかに、ゆかしきことおほかるべきほどにてよと、せめてさゝやくものから、手をうちてあふぐ。その殿の御きみたち十一人、女五六人ぞおはしまし、第一の御むすめは、村上の先帝の御時の女御、おほくの女御、御息所のなかに、すぐれてめでたくおはしましき。みかども、この女御殿には、いみじうおちまうさせたまふ。ありがたき御事も、奏せさせ給ふことをば、いなびさせたまふべくもあらざりけり。いはんや自餘のことをば申すべきならず。すこし御心さがなく、御物うらみなどせさせ給ふやう

○資國がおほぢ—
守正をいふ。守正・
資國は下の裏書參
照。

にぞ、世の人にはおはしまし、みかどをも、つねにふすべ申させ給ひ
て、いかなる事のありけるをりにか、ようざり、わたらせおはしましたり
けるを、格子をたゝかせ給ひけれど、あけさせ給はざりければ、たゝきわ
づらはせ給ひて、村上女房になどあけぬぞと問へ」と、なにがしの主の童
殿上したるが、御ともなるにおほせられければ、あきたる所やあると、こ
こかしこ見給ひけれど、さるべきかたは、みなたてられて、細殿のうちの
みあきたるに、人のけはひしければ、よりてかくとのたまひければ、いら
へはともかくもせていみじうわらひければ、まゐりてありつるやうを奏し
ければ、みかどもうちわらはせ給ひて、村上例の事なり」と、おほせられ
てぞ、かへりわたらせおはしましける。この童は、伊賀前司資國がおほぢ
なり。

伊賀前司資國 中納言從三位、左衛門督兼輔 孫、從五位下修理亮守正孫、正五位下大藏大夫、
守正 天慶九年四月廿一日、補藏人、九月任修理權亮、十一月十四日、今案、守正侍中之時、爲御使、歟、童殿上之條可尋之、

○天度—イ天皇。

安子者、村上天皇在藩之時、以天慶三年四月二配合、天皇年十五、安

子年十四、及于帝位 同九年四月十三日、天 爲女御、

資國 長久四年正月廿四日、兼伊賀守、元皇后宮權大進、

此大鏡、萬壽二年物語也、伊賀前司之條、年紀相違、後見之人書加歟、

○弘徽—イ弘徽殿。

○小一條女御—芳子。

○この后—安子。

○女御—芳子。

○みかぢ—村上。

藤壺、弘徽、うへの御つぼねは、ほどもなくちかきに、藤壺のかたには、
小一條女御、弘徽殿には、この後のぼりておはしましあへるを、やすから
ずおぼしめして、えやしづめがたくおはしましけん、中へだてのうへに、
穴をあけて、のぞかせ給ひけるに、女御の御かたちの、いとうつくしうめ
でたらおはしましければ、むべ時めくにこそありけれど、御覽するに、い
とゞ心やましくならせ給ひて、あなよりとほるばかりの土器のわれして、
うたせ給へりければ、みかどのおはしますほどにて、こればかりには、え
たへさせ給はず、むづかりおはしまして、村上かやうのことは、女房はえ
せじ、伊尹、兼通、兼家などが、いひもよほしてせさするならん」とおほせ

○伊尹、兼通、兼家
——傳は下に出づ。
皆安子の兄弟。

○わたらせ給ひぬ—
—イわたらせ給は
ぬ。

られて、みな殿上に候はせ給ふほどなりければ、三ところながら、かしこ
まらせ給へりしかば、そのをりに、后きさきいとおほきにはらたせ給ひて、
安子「わたらせ給へ」と、申させ給へば、おもふにこのことならんとおほし
めして、わたらせ給ひぬを、たびたびなほと御消息ありければ、わたらせ
ば、いとごそむづからめ、おそろしう、いとほしくおぼしめして、おほ
しましたるに、安子「いかでかゝることはせさせたまひたるぞ、いみじから
んさまの罪つみありとも、この人々をばおぼしめしゆるすべきなり、いはんや、
丸が意さまにて、かくせさせたまふは、いとあるまじく心うき事也。たゞ
いまめしかへせ」と、申させ給ひければ、村上「いかでかたゞいまはゆるさ
ん、おとぎゝ見ぐるしき事なり」と、きこえさせ給ひけるを、安子「さらに
あるべきことならず」と、せめ給ひければ、村上「さらば」とて、かへりわ
たらせ給ふを、安子「おはしなば、たゞいましもゆるさせたまはじ、たゞこ
なたにてを見めせ」とて、御衣ぎをとらへたてまつりて、たてたてまつらせた
まはざりければ、いかゞはせんとおぼしめして、この御かたに職事めして

○かつはなけ—イ
かつはなさけ。
○小一條の女御—
芳子。

ぞ、まるるべきよしの宣旨くださせ給ひける。これのみあらず、かやうな
る事も、いかにおほくきこえ侍りしかば、おほかたの御心こころはいとひろく、
人の御ためなどにも、おもひやりおはしまし、あたりあたりに、あるべき
ほどほどすぐさせ給はず、御かへり見あり。かたへの女御たちの御ために
も、かつはなけ御みやびをかはさせ給ふに、心よりほかにあまらせ給ひぬ
るときに、御物妬ものねたみのかたにや、いかゞおはしましけん。この小一條の女御
は、いとかく御かたちのめでたうおはすればにや、御ゆるされにすぎたる
をりをりの、いで来るにより、かゝることもいでくるにこそ。そのみちは
心こころばへにもよらぬ事にやな。かやうのことまでは申さじ、いとかたじけな
し。大かた殿上人、女房、さるべき女官までも、さるべきをりのとぶらひ
せさせ給ふ。いかなるをりも、かならず見すぐし聞きはなたせ給はず、御
覽みしいれてかへり見させ給ふ。まして御はらからたちをば、さらなりや。
御兄おにをば、親おやのやうにたのみ申させ給ひ、御弟おとをば、子のごとくにはぐく
みたまひ、御心こころおきてぞや。されば、うせおはしましたりし、ことわりと

○みかど——村上。

○女宮四人——承子、輔子、資子、選子四内親王。
○九條殿——師輔。
○この后——安子。
○式部卿宮——爲平親王。
○西宮殿——源高明。爲平親王の室は高明の女。
○つぎの宮——圓融天皇。

はいひながら、みなか 壬舎世界までこそは、きつぎたてまつりて、をしみかなしび申しゝか。みかどよろづの政事まつりごとをば、きこえさせあはせて、せさせ給ひけるに、人のため嘆なげとあるべきことをば、直たださせ給ひ、よろこびなりぬべきことをば、そのかし申まさせ給ひ、おのづからおほやけきこしめして、あしかりぬべき事など、人の申すをば、御くちよりいださせ給はず。かやうなる御心こころおもむきの、ありがたくおはしませば、御祈いのりともなりて、ながく榮さかえおはしますにこそあべかめれ。冷泉院、圓融院、爲平式部卿の宮と、女宮四人との御母后ははきさきにて、またならびなくおはしませしき。みかど東宮と申し、代々の關白、攝政と申すも、おほくはたゞこの九條殿の御ひとすぢなり。をとこ宮たちの御有様ありさまは、代々のみかどの御事なれば、かへすがへすまたはいかゞ申し侍らん。この后の御腹はらには、式部卿宮こそは、冷泉院のつぎに、まづ東宮にもたち給ふべきに、西宮殿の御むこにておはしますにより、御弟おとのつぎの宮に、ひきこされさせ給へるほどなどのことども、いとみじく侍り。そのゆゑは、式部卿の宮、帝みかどにゐさせ給ひなば、

○御をぢたち——安子の兄弟、伊尹、兼通、兼家など。

○わか宮——圓融院、守平親王。
○大入道殿——兼家。

○式部卿宮——爲平。

にしのだら 西宮殿の族に世よのなかうつりて、源氏の御榮さかえになりぬべければ、御をぢたちのたましひ、ふかく非道に、御弟おとをば、ひきこし申させたてまつらせ給へるぞかし。世中にも、宮のうちにも、殿とのはらのおほしかまへけるをば、いかでかはしらん。次第のまゝにこそはと、式部卿の宮も御ことをおもひましたりしに、俄に、兼家わか宮の御ぐしかいけづりたまへなど、御めのとたちに仰おほせられて、大入道殿御車にうちのせたてまつりて、北きたの陣よりなん、おはしましけるなどこそは、つたへうけたまはりしか。されば、道理あるべき御かたひとたちは、いかゞおぼされけむ。そのころ、宮たちあまたおはせしかど、ことしもあれ、威儀の親王みこをへさせ給へりしも、見給へりける人も、あはれなる事にこそ申しけれ。そのほど西宮にしのだらなどの御心ちよな、いかゞおぼしけむ。さてぞかし、いとおそろしく、かなしき御事ことどもいできにしは。かやうに申すも、なかなかいと事ことおろかなりや。かやうの事は、人なかにて下藤かみとうの申すに、いとかたじけなし。とどめてなむ。されどなほ、われながら不愛ふあいのものにて、おぼえてにや。式部卿宮、

○みかど——花山天皇。
 ○小野の宮右大臣——實資。
 ○その女御殿——婉子。
 ○道信の中將——恒徳公爲光の三男、道兼の養子。
 ○かのおみや——實資。
 ○うきは身にしむ——詞花集戀、藤原道信朝臣「うれしきはいかばかりかは覺ゆらんうきは身にしむこ、ちこそすれ」。

わが御身のくちをしく本意なきを、おぼしくづほれてもおはしまさで、なほすゑの世に、花山院のみかど、冷泉院のみこにおはしませば、御をひぞかし。その御時に、むすめたてまつりて、御みづからも、つねにまゐりなとし給ひけるこそ、さらでもありぬべけれ、世の人もいみじうそしり申しけり。さりとても、御つぎなどのおはしまさば、いにしへの御本意のなふべかりけるとも見ゆべきに、みかど出家し給ひなど、せさせ給ひてのち、またこのいまの小野の宮右大臣殿の北の方にならせ給へりしよ。いとあやしかりし御ことともぞかし。その女御殿には、道信の中將の君も、御消息きこえ給ひけるに、それはさもなくて、かのおとどにまゐり給ひにければ、中將きみ申し給ふぞかし。「うきは身にしむ心地こそすれ」とは、いまに人の口にのりたり、秀歌にてはへめり。まこと、この式部卿の宮は、世にあはせ給へるかひあるをり、いとおはしましたるは、御子日の日ぞかし。御弟のみこたちも、まだをさなくおはしまして、かの宮、おとなにおはしますほどなれば、世おぼえ、御門の御もてなしも、ことにおもひ申させ給へ

○かの宮——爲平。
 ○御門——村上天皇。

るあまりに、その日こそは、御ともの上達部、殿上人などの、狩装束、馬、鞍まで、内裏のうちにめしいれて御覽するは、またなきこと、こそはうけたまはれ。瀧口をはなちて、布衣のもの内にまゐる事は、かしこき君の御ときも、かゝる事のはべりけるにや。おほかた、いみじかりし日の見物ぞかし。物見車、大宮のぼりに、ところやは侍りしとよ。さばかりのことこそ、この世にはえ候はぬ。殿ばらのたまひけるは、殿屋大路わたること、はつねなり、藤壺のうへの御つぼねに、つぶとえもいはぬうち出でども、わざとなくこぼれいで、后の宮、内のごぜんなどさしならび、御簾のうちににおはしまして、御覽せし御まへとほりしなん、たふれぬべき心地せしところなむ、のたまひけれ。そのみかは、大路にも宮の車をばかりひきつゞけてたてられたりしは、一町かねては、あたりに人もかけられず、瀧口、候の御前どもに、えりとゝのへさせ給へりし。さるべきものゝ子どもにて、こゝろのかぎり、けふはわが世と、人はらはせき。きらめきあへりし氣色どもなどこそ、人まことにいみじうこそ侍りしか、とて、車のきぬ

○をんな宮ひと、ころ——承子内親王。
 ○いま一所——資子内親王。天祿三年敍一品、寛和二年御落飾。
 ○うけ給ひて——イラせ給ひて。
 ○いまの齋院——選子内親王、天延三年賀茂齋王。
 ○この御一筋——安子の御一統。
 ○この院——選子。

のいろなどをさへ、かたりめたるぞあさましきや。さて、この腹におはしまし、をんな宮ひと、ころこそ、いとかなううせ給ひにしか。いま一所は、入道一品の宮とて、三條におはしましき。うけ給ひて十餘年にやならせ給ひぬらん。うみおきたてまつらせ給ひしたびの宮こそは、いまの齋院におはしませ。齋宮におほくおはしませど、これは殊にうごきなく、よにひさしくたまおはします。たゞこの御一筋の、かく榮え給ふべきとぞ見まうす。むかしの齋宮、齋院は、佛經などのことは忌ませ給ひけれど、この院に、佛法さへあがめ給ひて、朝ごとの御念誦かゝせ給はず。ちかうは、この御寺のけふの講には、さだまりて布施おくらせ給ふめれ。いととらより、神人にならせ給ひて、いかでかゝる事をおぼしめしよりけん、とおぼえ候ふは。加茂まつりの日、一條の大路にそこらあつまりたる人、さながらともに佛とならんと、ちかはせ給ひけんこそ、なほあさましく侍れ。さりとて又、現世の御榮花をとゝのへさせ給はぬか、御禊よりはじめ、三ヶ日の作法、出車などのめでたさは、おほかた御さまの、いというに、

○今の關白殿——頼通。
 ○本院——齋院の居所。紫野にあり。

○入道殿——道長。

○當代——後一條天皇。
 ○東宮——後朱雀天皇。
 ○まつり見せたまつらせ——奉らせの誤。
 ○二所——後一條、後朱雀。
 ○院——齋院選子。

らうらうしくおはしましたるぞ。いまの關白殿、兵衛佐にて、御禊の御前させ給ひしに、いとをさなくおはしませば、例は本院にかへらせ給ひて、人々に祿などはたまはするを、これは川原よりいで給ひしかば、おもひがけぬ御事にて、さる御ころまうけもなかりければ、御前にめしありて、御對面などせさせたまひて、たてまつり給へりける小袿をぞ、かづけたてまつらせ給ひける。入道殿きかせ給ひて、道長、いとをかしくもたまへるかな。祿なからんも便なく、とりにやりたまはんも、ほどへぬべければ、とりわきたるさまをみせ給ふなめり。えせものは、えおもひよらじかし」とぞ、申させ給ひける。この當代や、東宮などの、また宮たちにておはしまし、とき、まつり見せたまつらせ給ひし御祿敷のまへ、すぎさせたまふほど、殿の御ひぎに、二所ながらすゑたてまつらせ給ひて、道長、この宮たち見たてまつらせ給へ」と、申させ給へば、御輿のかたびらより、あか色のあふぎのつまを、さしいでさせ給へりけり。殿をはじめたてまつりて、世人なほ心ばせめでたくおはする院なりや。かゝるしるしを見せたまはず、いか

○大宮——上東門院
彭子。

でかは、見たてまつらせ給ふらんとも、しらまし」とこそ、感じたてまつ
らせ給ひけれ。院より大宮にきこえさせ給へり、

ひにいづるあふひのかげを見てしよりとしつみけるも

うれしかりけり

御かへし、

もろかづらふた葉ながらにきみにかくあふひや神のし

るし成るらん

げにも賀茂の明神などの、うけたてまつり給へればこそは、二代までうち
つゞき、さかえさせ給ふらめな。「このこと、いとをかしうせさせ給へり」
と、よひさ申しに、前帥のみぞ、隆家「追従ふかき老いぎつねかな。あな
愛敬な」と、申し給ひける。まことの後の宮の御おとゝの中の君は、重
明式部の宮のかたにてぞ、おはしまし、そのみこは、村上の御はらにおは
します。この宮のうへ、さるべきことのをりは、もの見せたてまつりにと
て、後のむかへたてまつり給へば、しのびつゝまゐり給ふに、帝はの御覽

○よひさ——いせ
人。

○前帥——藤原隆
家。

○後の宮——安子。

○御おとゝの中の君

——安子の妹、師範
の二女登子。

○重明式部の宮——

い重明式部卿の宮。
重明は醍醐天皇皇
子、二品式部卿重明
親王。

○村上の御はら——
い村上の御はらか
ら。

○帝——村上。

○宮——安子。

○きさいの宮——安
子。康保元年崩御。

○三君——尊卑分
脈、師範女子、三君、
母同家、左大臣高
明室、惟賢俊賢等
母」。

○西宮どの——源高
明。

じ侍り、いとうつくしうおはしましけるを、いといろなる御心ぐせにて、
宮にかくなんおもふと、あながちにせめ申させ給へば、一二度しらずがほ
にて、ゆるし申させ給ひてけり。さて後、御心はかよはせ給ひにけるなる
御氣色なれば、さのみはいかゞはとおぼしめしけん。后さらぬことだに、
このかたさまは、なだらかに、えつくりあはさせ給はざめるなかに、ま
してこれは、よそのことわりは、心づきなうおぼしめしぬべけれど、御あ
たりを、ひろうかへりみたまふ御こゝろふかさに、人のこゝろきゝにくゝ、
うたてあれば、なだらかに、いろにもいはず過ぐさせ給ひけるこそ、いと
かたじけなうかなしきことなれな。さて、きさいの宮もうせおはしまして
後に、めしとりて、いみじう時めかせ給ひて、貞觀殿の内侍のかみとぞ申
しゝかし。世になくおぼえおはして、こと女御、御息所そねみ申しゝかど、
かひなかりけり。これにつけても、世人「九條殿のさいはひ」とぞ申しける。
また三君は、西宮どの、北の方にておはせしを、御子うみてうせ給ひにし
かば、よそ人は、きみたちの御ためあしかりなんとて、御弟の五にあた

○愛宮——尊卑分脈、師輔女子、愛君、母同爲光、高明室、三君之後嫁也。
 ○六君——付子、母贈正一位盛子、安和元年女御。
 ○五人——伊尹、兼通、兼家、爲光、公季。
 ○北野の三位——遠度、母常陸介公萬女。
 ○多武峯 道少將——高光、多武峯少將入道と號す。母雅子内親王。
 ○飯室の權僧正——尋禪、母高光に同じ。裏書參照。
 ○禪林寺の僧正——深覺、母康子内親王。裏書參照。
 ○尋空法師、朝源律師——下の裏書參照。
 ○栗田殿——道兼。
 ○左衛門のかみ——

らせ給ふ愛宮と申し、うつらせ給ひにき。六君は冷泉院の東宮におはしまし、に、まゐらせ給ひなど、をんな君たちは、みなかくおはしまさぶ。をとこ君たちは、十一人の御なか、五人は太政大臣にならせ給へり。それあさましくおどろおどろしき御さいはひなりかし。その御ほかは、右兵衛督忠君、また北野の三位、又大藏卿遠量、多武峯 道少將なり。又法師には、飯室の權僧正、いまの禪林寺の僧正などにこそ、おはしますめれ。法師といへども、世のなかの一の験者にて、佛のごとくに、おほやけわたくし、たのみあふぎ申さぬ人なし。また北野の三位の御子は、尋空法師、朝源律師など也。また大藏卿の御子は、栗田殿の北の方、いまの左衛門のかみのはうへ。この御族、かやうにぞおはしまさへしなかに、多武峯の少將、出家し給へりしほどは、いかにあはれにも、やさしくも、さまざまなる事どものはへしかは。なかにも、みかどの御消息つかはしたりしこそ、おぼろげならずば、御こゝろもやみだれ給ひけん、かたじけなくうけたまはりしか。

兼隆。
 ○みかど——村上。

○九條殿——師輔。
 ○きさいの宮——安子。
 ○馬頭殿——道長の子顯信。

都より雲の八重たつおく山のよ川の水はすみよかるらん
 御かへし、
 九重のうちのみつねはこひしくて雲の八重たつ山はすみらし

はじめは横川におはして、のちに多武峯にはすませ給ひしぞかし。いといみじくはべりし事ぞかし。されども是は、九條殿、きさいの宮などうせおはしまして後の事なり。この馬頭殿の御出家こそ、親たちの榮えさせ給ふことのはじめをうちすて、いといとありがたうかなしかりし御ことよ。とうより、さる御まうけは、おぼしよらせ給ひにけるにや、御はらからのきみたちにくしたてまつりて、正月七夜のほどに、中堂にのぼらせ給へりけるに、さらに御おこなひもせで、おほ殿ごもり給へりければ、殿ばら、「あかつきになどかくてはふし給へる、おきて念誦もせさせ給へかし」と、申させ給ひければ、高光「いま一度に」と、のたまひしを、そのをりは、思

○さきをたかてをさへ——いさをたかくおへ。

ひもとがめられざりき。かやうの御ありさまを、おぼしつゞけけるにやとこそ、このをりには、君達おぼしいで、申し給ひけれ。さりとてうちくじや、いかにぞやなどあり、御けしきもなかりけり。人よりことに、ほこりに、心ちよげなる人がらにてぞおはしましける。この九條殿は、百鬼夜行にもあはせ給へるは、いづれの月といふことは、えうけたまはらず、いみじう夜ふけて、内よりまかでさせ給ふに、大宮よりみなみさまへおはしますに、あはらの辻のほどに、御くるまのすだれうちたれさせ給ひて、師頼御くるまうしかきおろせかきおろせ」と、いそぎおほせらるれば、あやしとおもへど、かきおろしつ。御隨身、御前どもも、いかなる事のおはしますぞと、御車のもとにちかくまゐりたれば、御下簾うるはしくひきたれて、御笏とりてうつぶさせ給へるけしき、いみじきを、人にかしこまり申させ給へる御さまにておはします。師頼御車は榻にたぐ隨身どもは、轅の左右のくびきのもとに、いとちかく候ひて、さきをたかてをさへ。雑色とも、こゑたてさすな。御前どもちかくあれ」と、おほせられ

○こゑたてさすな——いこゑたえさすな。

○元方民部卿——尊卑分脈、「參議菅根男、元方、母石見守氏江女、大納言正三位民部卿」。○御孫——村上天皇第一皇子廣平親王、母元方女。○帝——村上。

て、尊勝陀羅尼をいみじうよみたてまつり給ふ。うしをば御車のかくれかたに、ひきたてさせ給へり。さて時なればかりありてぞ、御すだれあげさせ給ひて、師頼いまは御牛かけてやれ」と、おほせられけれど、つゆ御ともの人々は心えざりけり。のちのちに、師頼しかじかのことのありしなど、さるべき人々にこそは、しのびてかたり申させ給ひけりと。さるめづらしきことは、おのづからちり侍りけるにこそは。元方民部卿の御孫、まうけの君にておはしますころ、帝の御庚申させ給ふに、この民部卿まゐり給へり、さらなり。九條殿候はせ給ひて、人々あまた候ひ給ひて、攤うたせ給ふついでに、冷泉院のはらまれおはしましたるほどにて、さらぬだに、世人いかゞとおもひ申したるに、九條殿、師頼いでこよひ碁つかうまつらん」と、おほせらるゝまゝに、師頼このはらまれ給へるみこ、をここにおはしますべくば、重六いでこ」とて、うたせ給へりけるに、たゞいどにいでくるものか。ありとある人、めを見かはして、めで感じもてはやし給ひ、わが御みづからも、いみじとおぼしたりけるに、この式部卿のけ

○帥殿——伊周。

しきいとあしうなりて、色もいと青うこそなりたりけれ。さて後に靈にいでまして、元方靈「その夜やがてむねに釘はうちてき」とこそ、のたまひけれ。おほかたこの九條殿、いとたゞ人にはおはしまさぬにや、おぼしめしよる行すゑのことなども、かなはせぬはなくぞおはしましける。くちをしかりけることは、又いとわかとおはしましける時、師輔ゆめに朱雀のまへに、左右のあしを、西東の大宮にさしやりて、北んきにて、内裏をいただきてたてりとなん、見えつる」と、おほせられけるを、御前に、なまさかしき女房のさぶらひけるが、女房、いかに御殿いたくおはしましつらむ」と申したりけるが、御夢たがひて、かく御子孫はさかえさせ給へど、攝政關白しおはしまさずなりにしなり。又御すゑも、おもはずなる事のうちまじり、帥殿の御ことなども、かれがたがひたるゆゑにはへめり。いみじき吉想のゆめも、あしざまにあはせつればたがふと、むかしより申しつたへてはべることなり。荒涼して心しらざらん人のまへに、夢がたりな、このきかせ給ふ人々おはしまさざれ。いまゆくすゑも、九條殿の御族のみこそ、

○貫之——紀貫之。望行の子、歌人。

○貞信公——忠平。師輔の父。

○あらもの——いあえもの。

○御かしこまりのこひ——い御かしこまりのよろこび。

○おちかなるべき——いおろかなるべき。

とにかくにつけて、ひろごりさかえさせ給はめ。いとをかしきことは、かくやんごとなくおはします殿、貫之のぬしの家におはしましたりしこそ、なほ和歌はめざましきことなりかすと、おぼえはべりしか。正月一日つけさげ給ふべき魚袋の、そこなはれたりければ、つくろはせ給ふほど、まづ貞信公の御もとにまゐらせ給ひて、かうかうのことのはべれば、うちにこそくまゐるよしを、申させ給ひければ、おほきおとどの驚かせ給ひて、としごろもたせ給へりける、とりいでさせ給ひて、やがてあらものにもとて、たてまつらせ給ふを、ことうるはしく、松のえだにつけさせ給へり、その御かしこまりのこひは、御心のおよばぬにしもおはしまさざらめど、なほ貫之にめさんとおぼしめして、わたりおはしましたるを、まぢつけまうしけむ面目、いかゞおちかなるべきな。

吹く風に氷とけたる池のうへをちよまで松のかげにか
くれん

集にかきいれたる、ことわりなりかし。いにしへよりいまに限もなくおは

○殿——師輔。

○その帝——冷泉。

○源民部卿——源高明の子俊賢。

します殿の、たゞ冷泉院の御ありさまのみぞ、いとこゝろうくちをしき事にてはおはしますといへば、侍されば事の例には、まづその御ときをこそはひかるめれ」といへば、世繼「それはいかでかさうでは侍らん、その帝のいでおはしたればこそ、ながくこの藤氏の殿ばら、いまに榮えおはしませ、道長さまさらかば、このころわづかにわれらも諸大夫ばかりになりいで、とところどころの御前雜役に、つられありきなまし」とこそ、入道殿はおほせらるなれば、源民部卿、「さるかたちしたるまうちぎみたち候はましかば、いかに見るしう」とぞ、わらひ申させ給ふなる。かゝれば、おほやけわたくし、その御時の事をためしとせしめ給ふ、ことわり也。御物のけこはくて、いかゞと覺しめしに、大嘗會の御禊にこそ、いとるはしくて、わたらせ給ひにしか。九條殿なん御うしろをいだきたてまつりて、御輿のうちに候はせ給ひけるとぞ、人申し。げにうつゝにても、いとたゞ人とは見えさせ給はざりしかば、ましておはしませぬあとには、さやうに御まもりにも、そひ申させ給ひつらん。侍さらばことは元方

の卿、桓算とをぞおひのけさせ給ふべきな。世繼「それは又、しかるべきさきのよの報にこそは、おはしましたしけめ。さるは御心いとうるはしくて、世のまつりごとも、かしこくせさせ給ふつべかりしかば、世間に、いみじうあたらしきことにぞ、申すめりし。さてまた今は、故九條殿の御子どもの數、この冷泉院、圓融院の御母、貞觀殿の内侍のかみ、一條の攝政、堀川殿、大入道殿、忠君の兵衛のかみと六人は、武藏守從五位上經邦のむすめのはらにおはしませふ。世の人、をんなはといふことに、この御ことにや。おほかた御はら異なれど、をとこ君たち五人は太政大臣、三人は攝政したまへり。

安子

天慶三年四月、天皇在藩之時、配合、同九年五月七日爲二女御、去五日、從四位下、天德二年十月廿七日爲三皇后、年廿三、元康保元年四月廿九日崩、年卅八、康保四年十一月廿九日、追爲三皇太后、安和二年八月廿九日、爲三皇太

○給ふうつべかりしかば——ふは衍か。

○冷泉院、圓融院の御母——安子。

○貞觀殿の内侍のかみ——登子。

○一條の攝政——伊尹。

○堀川殿——兼通。

○大入道殿——兼家。

○經邦——圓融天皇紀にも出づ。

○五人——伊尹、兼通、兼家、爲光、公季。

○三人——伊尹、兼通、兼家。

太后、
爲平

寬弘七年十月十日出家、十一月七日薨、年五十九、應和四年二月五日壬子、此日爲平親王遊覽北野、子日之興也、平旦天陰、及午剋漸暗、同剋召爲平親王、參議伊尹朝臣於御前、又召覽陪從殿上侍臣、鷹飼等被馬、四位着直衣、五位着狩衣、鷹飼四人着野裝束、又召從親王小童三人、其騎馬等同覽、未刻許、爲平親王、使藏人所雜色藤原爲信獻鮮雉二翼、助信朝臣所捕獲、云、入夜爲平親王、右衛門督藤原朝臣、朝忠、伊尹朝臣等還參候侍所、即出待所給酒、侍臣等執物列立、藤原朝臣問之、即重光朝臣稱親王獻御贄、各稱物名、藤原朝臣次令給御厨子所侍臣、醉酌奏弦歌、良久、贈公卿等祿、先是親王退下不給祿、亥剋入内、登子 右大臣師輔二女、母同安子、

康保二年月日、第七内親王輔子始并登子爲給祿、又以爲外戚、云、敍從五位上、安和二年二月十日任尙侍、初通重明親王、云、薨後入掖庭、遇層盛、安和二年九月、敍從四位上、

天祿元年十一月、敍從三位、四二月、敍從二位、天延三年三月廿九日薨、

應和元年十二月六日、傳聞、左少將高光昨日到橫歌樣川山寺出家之由、御記同二年四月一日、令仰伊尹朝臣可令得度前右近少將高光及相從者二人之由、御記、

康保二年三月十九日、前右近少將高光給臨時度者二人名簿、又仰令受戒高光畢、御記、

天台宗 禪尋 天延二年十二月廿二日、任權少僧都、天元二年十二月廿二日、轉少僧都、

同四年八月卅日、任權僧正、寬和元年二月廿八日、補天台座主、永延三年月日薨亡

寬弘四年二月十五日、勅云謚號慈恩、眞言宗東大寺深覺

長德四年十月廿四日、任權律師、長保四年七月廿六日、任權少僧都、

五年八月七日、補_二東寺別當、寛弘八年四月廿七日、任_二權大僧都、長和六年三月日、轉_二大僧都、十二月廿五日法務、寛仁三年月日、傳_二權僧正、同四年月日轉_レ正、治安三年十二月廿九日、轉_二大僧正、同日爲_二東寺長者、長元四年十二月廿六日、穢職、以_二弟子深觀_一申_レ任_二權少僧都、件深觀依_二花山法皇之皇子_一、不_レ住_二律師_一任_二云云、其後法務并東寺別當猶有_二其恩_一云云、而非職之人、先例不_レ居_二此職_一云云、仍不_レ書_二公文判行_一之由有_レ職、隨又東寺事恣不_二執行_一、長元六年十二月廿二日法務、東寺別當如_レ之、長久四年九月廿五日學去、歳八十九、

尋空 治安元年十二月、任_二權律師_一、長元四年十二月廿六日、轉_二權少僧都_一、六年十二月廿二日轉_レ正、八年七月廿九日卒_レ。

朝源 萬壽四年月日、任_二權師_一、長元四年十二月廿六日轉_レ正、八年十二月廿六日、任_二權少僧都_一、永承五年五月日卒_レ。

紀貫之集云

天慶六年正月藤大納言の御消息に、こゝにありつる魚袋を、つくろはせんとて、細工にとらせたるを、をそくまうでくるあひだ、ひちかくなりにしかば、いぬるついたちの日、えつけずなりにしを、またの日

大殿にまゐりたりしに、このよしをきこしめして、わがむかしより用ざる魚袋をあえものにして、けふばかりつけよとて、給へりしかば、よろこびたてまつりて、用じてまつ_二のえだにつけてかへしたてまつ_一る、そのよろこびのよし、尙侍の御方にいさゝかきこえむとなん、思をしのびて、そのころかきいだしてなむえんとおもふと、のたまへり。

一 太政大臣伊尹 謙徳公

このおとゞは、一條攝政と申しき。是、九條殿の一男におはします。いみじき御集つくりて、豊蔭とよかげとなのらせ給へり。大臣になり、さかえたまひて三年、いとわかくてうせおはしましたることは、九條殿の御遺言をたがへさせ給へるとぞ、人申しける。されどいかでかは、さらでもおはしまさん。御葬送のさたを、むげに略定にかきおかせ給へりければ、いかでかいとさはとて、例の作法におこなはせ給ふとぞ。是はことわりの御しわざぞ

○九條殿——師輔。

○豊蔭——奥儀抄序、「豊蔭、一條攝政集云々」。

○助信の少將——章
卑分脈、「時平公孫、
權中納言敦忠二男、
助信、母三木源等女、
從四位下、内藏頭、右
中將」。
○うつひぬるか——
イうつろひぬるか。
○みかど——圓融。
○春宮——花山。

かし。たゞ御かたち、身のさえ、なにこともあまりすぐれさせ給へれば、御
いのちのえとゝのはせ給はざりけるにこそ。をりをりの御和歌などこそ、
めでたく侍れな。春日の使におはしまして、かへさに女のもとにつかはし
ける、

くればとく行きてかたらむあふことはとをちのさとの
すみうかりしも

御かへし

あふことはとをちの里にほどへしも吉野の山とおもひ
なりけん

助信の少將、宇佐のつかひにてくだられしに、殿上にて餞に菊の花のうつ
ろひたるを題にて、わかれのうたよませたまへる、

さはとほくうつひぬるか菊の花折りてみるだにあかぬ
心を

みかどの御をぢ、春宮の御おほぢにて、攝政せさせ給へば、世中はわが御

○父おミヅ——九條
殿師輔。
○女御——懷子。
○法住寺大臣——爲
光。下の傳に詳し。
○彈正宮——冷泉院
皇子、爲尊親王、母
兼家女贈后超子、二
品彈正尹。
○九君——イ忠君。
忠君の兵衛督師輔の
子。
○六條の左大臣——
源重信。御子の右大
辨は道方。

○世尊寺——一條
北、大宮西。

心になはぬことなく、過差ことのほかにこのませ給ひて、大饗せさせ給
ふに、寢殿のうら板の壁のすこしくろかりければ、俄に御覽じつけて、み
ちの國紙をつふとおさせたまへりけるが、なかなかしろくきよらかに侍り
ける、おもひよるべきことかはな。御家はいまの世尊寺ぞかし。御族のう
ぢ寺にておかれたるを、かやうのついでには、たちいりて見給ふれば、ま
だその紙のおされてはべるこそ、むかしにあへる心ちして、あはれに見給
ふれ。かやうの御榮えを御らんじおきて、御とし五十にたらで、うせさせ
給へるあたらしさは、父おとゞにもおとらせ給はずこそ、世人をしみたて
まつりしか。その御をのこ子、女ぎみたちあまたおはしましき。をんな君
ひとり、冷泉院の御ときの女御にて、花山院の御は、贈皇后宮になら
せ給ひにき。つぎつぎの女君二人は、法住寺の大臣の北の方にて、うちつ
づきうせ給ひにき。九のきみは、冷泉院の彈正宮と申し、御うへにておは
せしを、その宮うせ給ひて後、尼にていみじうおこなひつとめておはすめ
り。また九君の兵衛のかみの北の方にておはせしが、後には六條の左大臣

○女一宮——二品宗子内親王。
○女二宮——二品宗子内親王。

○此の宮——尊子。

○代明親王——醍醐天皇皇子、三品中務卿代明親王。母更衣鮮子。御むすめは惠子。

○殿——伊尹。

○母北の方——惠子。

の御子の右大辨のうへにておはしけるは、四の宮とこそは。また花山院の御いもうとの女一宮はうせたまひにき。女二宮は冷泉院の御時の齋宮にたせ給ひて、圓融院の御ときの女御にまゐり給へりし。ほどなく、うちのやけにしかば、火のみやと世人もつけたてまつりき。さて一二度まゐり給ひて、ほどもなくうせさせ給ひにき。此の宮に御らんせさせんとて、三寶繪はつくれるなり。をとこ君たちは、代明親王の御むすめのはらに、先少將學賢、後少將義孝とて、花ををり給ひし君達の、殿うせ給ひて三年ばかりありて、天延二年甲戌のとし、疱瘡のおこりたるにわづらひて、前少將はあしたにうせ、後少將はゆふべにかくれ給ひしぞかし。一日のうちに二人の子をうしなひ給へりし母北の方の御心地は、いかなりけん。いとこそかなしううけたまはりしか。後少將は義孝とぞきこえし。御かたちいじめでたくおはしまし、年頃はめたる道心者にてぞ、おはしましける。おもくなるまゝに、いくべくもおばえ給はざりければ、母上に申し給ひけるやう、義孝おのれ死に侍りぬとも、とかく例のやうにせさせ給ふな。しばし

○さくらがへし——イまくらがへし、

法花經誦したてまつらむの本意はべれば、かならずかへりまうてくべし」と、のたまひて、方便品をよみたてまつり給ひてぞ、うせ給ひける。その遺言を母北の方わすれ給ふべきにあらねども、おぼえておはしければ、思ふに人のしたてまつりてけるにや。さくらがへしなにと、例のやうなる有様どもにしてければ、えかへり給はずなりにけり、後には母北の方、御ゆめに見え給へる、

しかばかり契りしものをわたり川かへるほどには忘るべしやは

とぞ、よみたまへりける、いかにくやくおぼしけん。さて後程へて、賀縁阿闍梨と申す僧のゆめに、この君たちふたりおはしけるが、兄の先少將は、いたうものおもへるさまにて、此の後少將は、いと心ちよげなるさまにておはしければ、阿闍梨、「きみはなど心ちよげにておはする。母上は、きみをこそは、兄ぎみよりは、いみじく戀ひきこえ給ふめれ」と、きこえければ、いとあたはぬさまのけしきに、

しぐれとははちすの花ぞちりまがふなに古郷に袂ぬる
らん

なとうちよみ給ひける。さて後、小野の宮の實資のおとゞの御はめに、おも
しろき花のかげにおはしけるに、うつゝにもかたらひし御中にて、實資い
かでかくては、いづくにか」と、めづらしがり申したまひければ、

昔契蓬萊宮裏月 今遊極樂界中風

とぞ、のたまひけるは、極樂にうまれ給へるにぞあなる。かやうにも、夢
などしめいたまはずとて、この人の御往生をうたがひ申すべきならず。世
のつねのきんだちのやうに、内わたりなどにて、おのづから女房とかたら
ひ、はかなきことをだに、のたまはせざりけるに、いかなるをりにかあり
けむ、細殿にたちより給へれば、例ならずめづらしくて、物がたりきこえ
させけるに、やうやう夜なかなどもなりやしぬらんと、思ふほどに、た
ちのき給ふを、いづかたへかとゆかしうて、人をつけたてまつりて見せけ
れば、北の陣よりいで給ひけるほどより、法花經をいみじくたふとく誦し

○この翁——世繼。

たまひける。大宮のぼりにおはして、世尊寺におはしましつきぬるをみれ
ば、ひんがしの對のつまなる紅梅の、いみじくさきたるしたに、たゞせ給
ひて、滅罪生善往生極樂といふ。額を西にむかひて、あまたたびつかせ給
ひける。かへりて御ありさまかたりければ、いといとあはれにきゝたてま
つらぬ人なし。この翁も、そのころ大宮なるところにやどりてはべりしか
ば、御こゑにこそおどろきて、いとみじうけたまはりしか。おきいで
て見たてまつりしかば、空はかすみわたりたるに、月はいみじうあかく
て、御直衣のいとしろきに、こき指貫に、よいほどに御くゝりあげて、な
にいろにか色ある御衣どもの、ゆたちより、おほくこぼれいで侍りし御容
體などよ。御かほのいろ、月影いとしろうみえさせ給ひしにはえて、鬢ぐ
きの掲焉にめでたうこそ、まことにおはしましゝか。やがて見つき見つき
に御ともにもまゐりて、御ぬかづかせたまひしも、みたてまつりはべりき。
いとかなしう、あはれにこそ侍りしか。御ともには、わらは一人ぞ候ふめ
りし。また殿上の逍遙はべりしとき、さらなることは、みな心々に、狩装

○この殿——義孝。

○一條の左大臣——
皇胤昭運録「宇多帝
御孫、敦實親王子、
源雅信、母左大臣時
平公女、從一位、左
大臣」。
○御兄の少將——舉
賢。

東めでたうせられたりけるに、この殿はいたう待たれ給ひて、しろき御衣
どもに、香染の御狩衣、薄色の御指貫、はなやかならぬあはひにて、さし
いでたまへりけるこそ、なかなか心にをつくしたる人よりは、いみじうお
はしましけれ。つねの御ことなれば、法花經くちにつぶやきて、紫檀の數
珠の水精のさうづくしたる、ひきかくして持ち給ひける御用意などの、優
にこそおはしましけれ。おほかた、一生精進はじめたまへる、まづありが
たき事ぞかし。なほなほ、おなじ事のやうにはべれど、いみじと見たまへ
き、おきつる事は、申さまほしく。この殿は、御かたちのありがたう、す
ゑの世にも、さるべき人やいでおはしましがたからんとまでこそ。雪のい
みじうふりたりし日、一條の左大臣殿にまゐらせ給ひて、おまへの梅の木
に、雪のいたうつもりたるを折りて、うちふらせ給へりしかば、御うへに
はらはらとかゝりたりしを、御直衣のうらの花なりけるが、かへりて、い
とまだらになりて侍りしに、もてはやされさせ給へりし御かたちこそ、い
とめでたくおはしましるか。御兄の少將も、いとよくおはしき。このおと

○おこし殿——義
孝。
○源中納言保光——
皇胤昭運録「延喜帝
皇子、代明親王子、
源保光、母右大臣定
方女、從二位、號「桃
園中納言」。
○泰清の三位——延
喜帝御孫、有明親王
子。從三位大藏卿源
泰清。
○入道殿——道長。
○高松はらの權中納
言殿——長家。
○丹波守經賴——參
議正四位下源經賴。
○侍從大納言——行
成。
○源民部卿——高明
の子俊賢。

と殿は、かくあまりにうるはしくおはし、をもときて、すこし勇悍にあし
き人にてぞおはせし。その義孝の少將、桃園の源中納言保光卿のむすめの
御はらに、うませたまへりし君ぞかし、いまの侍從大納言行成卿、世の手
かきとの、しり給ふは。この殿の御をのこ、但馬守實經の君、尾張權守良
經の君二人は、泰清の三位のむすめのはらなり。むかひばらの少將行經の
君なり。女ぎみは、入道殿の御子の高松ばらの權中納言殿の北の方にてお
はせしひめ君、うせ給ひにきかし。またいまの丹波守經賴のきみの北の方
にておはす。また大姫ぎみおはしますとか。この侍從の大納言殿こそ、備
後介とてまだ地下にておはせし時、藏人頭になり給へなれ、いとめづらし
きことよな。そのころは、源民部卿殿は職事にておはしますに、上達部に
なり給へければ、一條院、「このつぎにまた誰かなるべき」と、とはせ給ひ
ければ、「行成なんどまかりなるべき人に候ふ」と、奏し申させ給ひけるを、
一條「地下のものはいかゞあるべからむ」と、のたまひければ、俊賢「いとや
んごとなきものに候ふ。地下などおぼしはゞからせ給ふまじ。ゆくすゑに

○朝成の中納言—
勸修寺高藤孫、右大
臣定方の六男、三條
と號す。

も、おほやけになにごともつかへまつらんに、堪へたるものになん。かやうなる人を御覽ごらんしわかぬは、世よのためあしきことに侍りまは。善惡をわきまへおはしまさばこそ、人も心こころづかひはつかうまつれ。このきはになさせ給はざらんは、いとをしき事にこそ候はめ」と、申させ給ひければ、道理のことゝいひながら、なり給ひにしぞかし。おほかた昔むかしは、さきの頭の擧あがりによりて、後の頭はなることにてはべりしなり。されば殿上にわれなるべしなど、おもひ給へりける人は、こよひと聞ききてまゐり給へるに、いづこもとゝかにさしあひ給へりけるを、殿上人たれぞ」と、とひ給ひければ、御なりのし給ひて、行威頭になし給ひたれば、まゐりてはべるなり」とあるに、あさましとあきれてこそ、をぎもせて立ち給たまひたりけれ。げにおもひがけず道理なりや。おほかたこの御族ごぞの頭あらそひに、かたきをつぎ給へば、これもいかゞおはすべからん。みな人しろしめしたることなれど、朝成の中納言と、一條の攝政と、おなじをりの殿上人にて、しなのほどこそ一條殿にひとしからね、みなざえ、ひとおぼえ、やんごとなき人なれな。

○殿—伊尹。

頭になるべき次第いたりたるに、またこの一條殿さらなり、道理の人にておはしけるを、この朝成のきみ申し給ひけるやう、朝成殿はならせ給はずとも、人わろく申すべきにあらず、後のち々にも、御心にまかせさせ給へり。おのれは、このたびまかりはづれなば、いみじうからかるべきことにてなんはべるべきを、のがせ給ひなんや」と、申し給ひければ、伊尹こゝにもさおもふことなり、さらばさり申さん」と、のたまふを、いとうれしとおもはれけるに、いかにおぼしなりにけることにか、やがて問言とひごともなくなり給ひにければ、かくはかり給ふべしやはと、いみじう心やましと、おもひ申されけるほどに、御なかよからぬやうにて過ぎ給ふほどに、この一條殿の御つかうまつり人とかやのために、なめきことしたまひたりける。伊尹本意ほんいなしなどばかりはおもふことも、いかにことにふれてわれなどを、ふかくなめげにもてなすぞ」と、むづがり給ふときよて、朝成あやまたぬよしも申さむ」とて、まゐられたりけるに、はやうの人は、われよりたかき所ところにまうでゝは、こなたへとなきかぎりは、うへにものぼらで、しもにたてる

○はやうの人は—
伊さやうの人は—

○この殿——伊尹。

○笏をおさんて——
イ笏をおさへて。

○この殿——行成。
○殿——道長。

ことにたてるなんありけるを、これは六七月のいとあつく、たへがたきころ、かくと申さで、いまやいまやと中門に立ちてまつほどに、西日もさしかゝりて、暑くたへがたしとはおろかなり、心地もそこなはれぬべきに、朝成「はやうこの殿は、われをあぶり殺さんとおぼすにこそありけれ、やなく参りけるかな」とおもふに、すべて悪心おこるなどはおろかなり。夜になるほどまであるべきならねば、笏をおさんてたちければ、はたうとをれけるは、いかばかりの心をおこされにけるにか。さて家にかへりて、朝成「この族ながくたゝむ、もしをのこ子も、女子もありとも、はかばかしくてはあらせじ、あはれといはんもあらばこそそれをも怨みん」などちかひて、うせ給ひにければ、代々の御悪靈とこそはなり給ひたれ、されば、ましてこの殿近うおはしませば、いとおそろし。殿の御夢に、南殿御うしろ、かならず人のまるるにとほるところよな。そこに人のたちたるを、たれぞとみれど、顔は戸のかみにかくれて、たれとはよくも見えず。あやしうて、道長「たぞたぞ」とあまたゝびとはれて、朝成「朝成に侍り」といらふる

○頭辨——行成。

に、夢のうちにもいとおそろしけれど、ねんじて、道長「などかくてはたち給ひたる」と、とひ給ひければ、朝成「頭辨のまるるゝをまちはべる」と、いふと見給ひて、おどろきて、道長「今日は大事ある日なれば、とくまるるらん。不便なるわざかな」とて、道長「夢に見え給へることあるを、けふは御やまひ申しなどもして、物忌かたくして、なにかまゐり給ふ、こまかにはみづから」と書いて、いそぎたてまつれ給へど、ちがひて、いととくまゐり給ひにけり。まもりのこはくやおはしけん。例のやうにはあらで、北の陣より、藤壺、後涼殿のはざまよりとほりて、殿上にまゐり給へるに、道長「こはいかに、御消息たてまつりつるは、御覽せざりつるか。かゝるゆめをなんみ侍りつるに、いせせ給ふほどに」、手をはたとうちて、いかにそこまかにも問ひ申させ給はず、またふたつものものたまはで、いで給ひにけり。さて御いのりなどして、しばしは内へもまゐり給はざりけり。この物の怪の家は、三條より北、西の洞院よりは西なり。いまに一條殿の御族、あからさまにも入らぬところなり。

○俊賢—以下「もちて参りたりけれ」迄裏書、本文に混入。

俊賢

おほやけに、うるはしくつかうまつりしにより、閻魔王宮にうまれたりと、夢に見えたる人なり。されども、かゞみうち見ては、天上には一定生などぞのたまひける。明年うせんとてのまへのとし、西京に棺つくる法師のありけるをめして、明年のなん月のいくかの日、必ず棺つくりてもてこと、のたまひけるをば、うちの大納言のみきゝたまひける。さのたまひける年月日、うせ給ひにけり。遺言、うせん日葬送せよとありければ、太郎顯基卿、棺なくていかゞとのたまひければ、うちの大納言こそ、去年うせ給ふことありきとて、件の法師のもとへたづねにつかはしたりければ、みな存じて候とて、もちて参りたりけれ。此の大納言殿、よろづにとゝのひ給へるを、和歌のかたや、すこしおくれ給へりけん。殿上に歌銓義といふこといできて、そのみちの人々いかゞ問答すべきなど、歌の學文よりほかのこともなきに、この大納言殿は、ものものたまはざりければ、いかなることぞとて、殿の、「なにはづにさくや此の花ふゆごもり、いかに」と、きこえ

○此の大納言—行成。

○みかゞ—後一條。

させ給ひければ、とばかり物ものたまはで、いみじう覺し案するさまにてもてなして、行成「えしらず」と、答へさせ給へりけるに、人々わらひて、ことさめはべりけり。すこしいたらぬことにも、御たましひのふかくおはして、らうらうしくしなし給ひける御根性にて、みかどをさなくおはしまして、人々に、後一條あそびものまるらせよ」と、おほせられければ、さまたさま、こがねしろがねなど、心をつくして、いかなることをがなと、風流をしいでゝもてまゐりあひたるに、この殿は、こまつぶりに、むらごの緒つけて、たてまつり給へければ、後一條あやしものゝさまや、こはなにぞ」と、とはせ給ひければ、しかじかとなん申す、行成、まはして御覽おはしませ、興あるものになん」と、申されければ、南殿にいでさせおはしまして、まはさせ給ふに、いとひろき殿のうちに、のこらずくるめきありきければ、いみじう興せさせ給ひて、是をのみつねに御覽しあそばせ給へば、こと物どもはこめられにけり。また殿上人、扇どもしてまゐらせするに、こと人々は、骨に蒔繪をし、あるひは、しろがね、こがね、沈、紫且

○賀陽院殿——關白
賴通の邸。
○讚岐前司明理——
大納言重光の子。

のほねにてなん、筋をいれ、ほりものをし、えもいはぬ紙どもに、人のなべてしらぬ歌や、詩や、また六十餘國のうたまくらに名あがりたるところどころ、などをかきつゝ、人々まるらするに、れいのこの殿は、骨の漆ばかり、をかしげにぬりて、黄なるからかみの、した繪、ほのかにをかききほどなるに、おもてのかたには、樂府をうるはしく真にかき、裏には、御筆とどめて草にめでたくかきて、たてまつり給へりければ、うちかへしく御覽じて、御てもはこに入れさせ給ひて、いみじき御寶とおぼしめしたりければ、こと扇どもは、たゞ御覽じ興ずるばかりにて、やみはべりにけり。いづれもいづれも、帝王の御感侍るにますことやはあるべきよな。いみじき秀句のたまへる人なり。この賀陽院殿にて、競馬あるべき日、鼓は讚岐前司明理ぞうち給ひし。一番にはなにがし、二番にはかゞしなどいひしかど、その名こそおぼえね、うつべきかたの鼓を、あしううちさげて、まけし成りにければ、その隨身の、やがて馬のうへにのりながら、ないばらをたちて、見かへるまゝに、隨身あなわざはひや、かばかりのことをだ

○少將たち——前少將舉賢、後少將義孝。

○その中納言——義懷。

○惟成の辨——左大臣魚名の孫、雅材の子、五位の攝政ミ號す。
○帝——花山。

に、しそこなひ給ふよ。かゝれば、明理、行成と一雙にいはれ給ひしかども、一大納言にて、いとやんごとなくて候はせ給ふに、くだりたる讚岐前司ふる受領の、つゞみうちそこなひて、たちたうびたるぞかし」と、放言したいまつりたるを、大納言殿きかせ給ひて、行成、明理の御濫行に行成が醜名、よぶべきにあらず、いとからいことなり」とて、興じたてまつりて、そのころのいひごとにしけるは。また、一條攝政殿の御をのこ子、花山院の御時、帝の御をぢにて、義懷の中納言ときこえて、少將たちの御おなじ腹に。その御時は、いみじうはなやぎ給ひし。帝出家させ給ひてしかば、やがてわれもおくれたてまつらじとて、花山寺までたづねまりてつるを、はためて、法師になり給ひにき。飯室といふところに、いとたふとくおこなひてぞ、かくれ給ひにし。その中納言、文盲にこそおはせしかど、御心だましひいとかしこく、有職におはして、花山院の御時のまつりごとは、たゞこの殿の、惟成の辨として、おこなひ給へれば、いといみじかりしぞかし。その帝をば、「内おとりの外めでた」とぞ、世の人申し。冬の臨

○此の入道殿——道長。

○みかど——花山。

○寺道——馬道の誤寫か。

○いではのらんささへさせ給ふに——いはてはのらんささへさせ給ふに。

○入道中納言——義懷。

時のまつりの日くる、あしきことなり、辰の時に人々まるれと、宣旨くださせ給ふを、さこそおほせらるとも、巳午時にぞおはしますらんなど、おもふ給へけるに、舞人の君達、装束たまはりに、参りおはさうじたりければ、みかどは、御装束たてまつりて、たゞせおはしましたりければ、此の入道殿、舞人にておはしましたけれ、この比かたらせ給ふなるを、つたへてうけたまはるなり。ありく大路などわたるがよかるべきにやと思ふに、みかど、馬をいみじう興ぜさせ給ひければ、後涼殿の北の寺道よりとほさせ給ひて、朝餉のつぼに、ひきおろさせ給ひて、殿上人どもをのせて御覽するをだに、あさましう人々思ふに、いではのらんささへさせ給ふに、すべきかたもなく、さぶらひあひ給へるほどに、さるべきにやはべりけん、入道中納言さしいで給へりけるに、みかど、御おもていとあかくならせ給ひて、ずちなげにおもほしめしたり。中納言も、いとあさましうみたてまつり給へど、人々のみるに制し申すも、中々見ぐるしければ、もてはやし興じ申し給ふさまにもてなしつゝ、みづから下襲のしりはさみて、のり給

○源民部卿——俊賢。

ひぬ。さばかりせばき壺にをりまはし、おもしろうあげ給へば、御けしきなほりて、あしきことにはあらぬことなりけりと、おぼしめして、いみじう興ぜさせ給ひけるを、中納言あさましうも、あはれにもおぼさるゝ御けしきは、おなじ御こゝろに、よからぬことをはやし申し給ふとは、見しりきこえさする人もありければこそは、かく申しつたへたれな。またみづからのり給ふまでは、あまりなどいふ人もありけり。是ならず、ひたぶるに色にはいたくも見えず、たゞ御本性のけしからぬさまに、みえさせ給へば、いと大事にぞ。されば源民部卿は、俊賢、冷泉院のくるひよりは、花山院のくるひこそ、ずちなきものなれ」と、申し給ひければ、入道殿は、道長いと不便なることをも申さるゝかな」と、おほせられながら、いといみじうわらはせ給ひけり。この義懷の中納言の御出家、惟成辨のすゝめきこえられたりけるとぞ。いみじういたりありける人にて、惟成、いまさらによそ人にてまじらひ給はんほど、見ぐるしかりなん」と、きこえさせければ、げにさもと、いとゞおぼしてなり給ひにしを、もとよりおこし給へる道心な

○飯室の僧都——尋
 圓。
 ○玄阿闍梨——イ延
 圓阿闍梨。尊卑分
 脈、「義懷男、(中略)
 延圓、寺、阿闍梨、繪
 師、號繪阿闍梨」。
 ○爲雅——長良の
 裔、權中納言文範の
 子。
 ○定經——平城帝の
 裔、讃岐守清通男、正
 四位下美濃守定經。

らねば、いかがと人おもひきこえしかど、おちみ給へる御こゝろの本性な
 れば、懈怠なくおこなひ給ひて、うせ給ひにしぞかし。その御子は、たゞ
 いまの飯室いむむろの僧都、また玄阿闍梨のきみ、入道中將成信の君也。此の三人、
 備中守爲雅のむすめのはらなり。其の中將のむすめは、定經のぬしの妻に
 てこそはおはすめれ。一條殿の御族は、いかなることにか、御いのちみじ
 かくぞおはしますめる。花山院の御出家の本意有り、いみじうおこなはせ
 給ひ、修行せさせ給はぬところなし。されば、熊野の道に、千里の濱はまとい
 ふところにて、御心地そなはせ給へれば、はまづらに石のあるを御枕まくらに
 て、御殿ごもりたるに、いとちかくあまの鹽しほやくけぶりのたちのぼる心ば
 そさ、げにいかにあはれにおぼされけん。

旅の空よはのけぶりとのぼりなば海士のもしほ火焼く

かとやみん

かゝるほどに、御験もいみじくつかせ給ひて、中堂だうにのぼらせ給ひて、夜、
 験くらべしけるを、こゝろみんとおぼしめして、御心こころのうちに、ねんじ

○御親の院——冷
 泉。
 ○この院——花山。

おはしましたければ、護法つきたる法師、おはします御屏風びやうぶのつらにひき
 つけられて、つぶとうごきもせず、あまりひさしくなれば、いまはゆるさ
 せ給ふをりぞ、つけつる僧そうどものがり、をどりいぬる。はやう院の御護法
 のひきとるにこそありけれど、人々あはれに見奉みたてまつる。それさることに侍はべ
 り、験もしなによることなれば、いみじきおこなひ人なりとも、いかでか
 なずらひ申さん。先生の御戒力に、また國王の位をすて給へる出家の御功
 徳、かぎりなき御ことにこそおはしますすらめ。ゆくすゑまでも、さばかり
 にならせ給ひなん御こゝろには、懈怠せさせ給ふべきことかは。それに、
 いとあやしくならせ給ひにし御心あやまちも、たゞ御御物のけの、したて
 まつりぬるにこそはべりしか。中にも冷泉院の、南みなみの院におはしまし、
 時とき、焼亡ありし夜、御とぶらひにまゐらせ給へりしありさまこそ、ふしぎ
 に候ひしか。御親おきなの院は、御車にて、二條町まちじりのつじにたゞせ給へり。
 この院は、御馬うまにて、いたゞきにかぐみいれたるかた、頭光にたてまつり
 て、花山、いづこにかおはしますと、御てづから、人ごとにたづね申

○秋順——從二位高階成忠の子、但馬守秋順。

○高帽頼勢——高帽は綽名か。頼勢は院隨一の荒僧の名といふ。

させ給へば、そこそこになんときかせ給ひて、おはしますところへちかく、おりさせ給ひぬ。御むまのふちかひなにいれて、御車のまへに、御袖うちあはせて、いみじうつきづきしうるさせ給へりしは、さることやは侍りしとよ。それにまた、冷泉院の御車のうちより、たからかに神樂歌をうたはせ給ひしは、さまざま興あることを見きくかなと、おぼし候ひし。秋順のぬし、秋順庭火いと猛なりや」と、のたまへりけるにこそ、萬人えたへずわらひ給ひにけれ。あて又、花山院の、ひととせ、祭のかへさ御覽せし御ありさまは、たれも見たてまつりけん。まへの日、こといださせ給へりし日の事ぞかし。さることあらんとき、けふはなほ、御ありきなどなくてもあるべきに、いみじき一のものども、高帽頼勢をはじめとして、御車のしりに、おほくうちむれまゐりし氣色ども、いへばおろかなり。なによりも御すすりのいと興ありしなり。ちひさき甘子を、おほかたの玉にはつらぬかせ給ひて、達磨には、大甘子をしたる御數珠いとながく、御さしぬきに具して、いださせ給へり、さるものやは候ひしな。人々紫野の御車に、

○權大納言——行成。

○民部卿殿——俊賢。

めをつけたてまつりたりしに、檢非違使まゐりて、きのふのこといだしたりし童とらふべしと、いふ事いできにけるものか。このころの權大納言、まだそのをりは、わかとおはしましうほどぞかし。人はしらせて、行成かうかうのこと候ふ。とくかへらせ給ひね」と、申させ給へりしかば、そこら候ひつるものども、蜘蛛の巢を風の吹きはらふがごとくに、にげぬれば、たゞ御車ぞひのかぎりにてやらせて、物見ぐるまのうしろのかたより、おはしましうこそ、さすがにいとほしく、かたじけなく、おぼえおはしまし。檢非違使づきや、いといみじう、からう、せめられ給ひてき。かゝればこそ、民部卿殿の御いひごとは、げにとおぼゆれ。さすがに、あそぼしたる和歌は、いづれも人のくちにのらぬなく、優にこそうけたまはれ。

こゝろみにほかの月をもみてしがなわがやどりからあはれなるかと

など、此の御ありさまにおぼしめしよりける事ども、おぼえ侍らず、心くるしうこそ候へ。あてまた、冷泉院に筭たてまつらせ給へるをりのは、

世の中にふるかひもなき竹の子はわがへん末をたてまつるなり

御かへし

年へつる竹のよはひはかへしても此のよをながくなざんとぞ思ふ

かたじけなくおほせられたりと、御集にははべるこそ、あはれに候へ。まことにさる御心にも、いはひ申さんと、おぼしめしけんかなしさよ。此の花山院は風流者にさへこそおはしましたれ。御家つゞらせ給へりしさまなどよ。御車やどりには、いたじき奥にはたかく、はしはさがりて、大なる妻戸をせさせ給へるゆゑは、御車の装束を、さながらたてさせ給ひて、おのづからとみのことをりに、とりあへず戸おしひらかば、からからと、人も手ふれぬさきに、さしいだされんが料と、おもしろくおぼしやりたることぞかし。御調度どもなどのけうらさこそ、えもいはずはべりけれ、六宮のたえいり給へりし御誦經にせられたりし、御硯の箱見給ふべ

○六宮——花山天皇皇子、清仁親王。

○をかしきこく——をかしきこての誤寫。

○入道殿——道長。

○またよふ——イまた世に。

き。海賊に蓬萊山、手長、足長など、こがねしてまかせ給へりし。かばかりの箱のうるしつき、まきゑのさま、唸おかれたりしやうなどの、いとめでたかりしなり。また木だちつくらせ給ひしをりは、花山櫻の花は優なるに、枝さしのたいだしく、もとのやうなどもにくし。梢ばかりを見るなををかしき」とく、中門より外にうゑさせ給へる、なによりも、いみじうおぼしめしよりたりと、人は感じ申しき。また撫子の種を、築地のうへに、まかせ給へりければ、おもひがけぬ四方に、いろいろの唐錦をひきかけたるやうに、咲きたりしなどを見給へしかば、いかにめでたく侍りしかは。入道殿の競馬させ給ひし日、むかへ申させ給ひけるに、わたりおはします日の御よそひはさらなり、おろかなるべきにもあらねど、それにつけても、まことに御車のさまこそ、またよふたくひなく候ひしか。御沓にいたるまで、たゞ人の見物になるばかりこそ。後にはもてあるくところ承りしか。あて御繪あそばしたりし、興あり。さは、はしり車の輪には、薄墨にぬらせ給ひて、おほきさのほどやなどのしるしには、墨をにほ

○おぢたるかたまで
—イおぢたるか
た、また。

はせ給へりし。げにかくこそかくべかりければ、あまりにはしる車は、い
つかはくろきほどやは見ゆる。またたかうな笄かほの皮を、をとおよびごとに
れて、めかかうをして、ちごをおどせば、かほをあかめて、ゆゝしうおぢ
たるかたまで。徳人、たよりなしの家いのうち、作法など、書かせ給へりし
が、いづれもく、さぞありけむとのみ、あさましうこそ候ひしか。この
なかに御覽らんじたる人もやおはしますらむ。

裏書云

或人記云、前一條院御時、賀茂詣日、四條大納言與別當參議齊信民
部卿宰相、同車見物、而花山院令打給、共參内、令申愁、次日入道
殿、左大臣、於紫野見物給、花山院同座紫野殿、召民部卿職事被
レ仰云、只今參内可申也、院座紫野、於此處欲令驛行者、故民
部卿承レ仰少許歩去、又歸被申云、宣旨罷下者、上野可奉敷、其時
故源民部卿、俊賢候殿御車後、申云、如此之事以內侍宣可被下

敷者、御堂令許諾給、仍故民部卿被參内之間、行成大納言宰相
被逢雲林院南大門邊、被問云、坐何處乎、依殿御使參内也、
重被聞事、何事乎、被答云、難申事也者、行成得其心、使入
申院、早可令歸行者、院遂電歸行、其後民部卿歸參、被申云、
聞食り、早可被行者、然而院令歸給り、不能被彈云々

一 太政大臣兼通

このおとど、これ九條殿の二郎君、堀河の攝政ときこえさせき。關白し
たまふこと六年。御母はなのことのなきは、一條殿のおなじにや。この殿の御
袴はかま著に貞信公の御許もとにまゐり給へる、贈物おくりものにそへさせ給ふとて、貫之つらゆきの
ぬしにめしたりしかば、たてまつられたりし、

ことにいでし心のうちにしらるゝはかみのすぢなはひ
ける成りけり

○九條殿——師輔。
○一條殿——伊尹。
○貞信公——忠平。

○きらかに——イきらやかに。
○臨時祭——イ臨時客。

○業遠——天武天皇裔、敏忠の子、正四位下春宮亮高階業遠。
○まるれ夜——まるれる夜の誤寫。

ひきいでものに琴をさせ給へりけるにや。御かたちいときよげに、きらかになどぞおはしまし。堀川院にすませ給ひしころ、臨時祭の日、寢殿のすみの紅梅さかりに咲きたるを、事はて、内へ參らせ給ふさまに、花のしたにたちよらせ給ひて、一枝おしをりて、御かざしにさして、けしきばかり、うちかなでさせ給へりし日などは、いとこそめでたく見えさせ給ひしか。この殿には、後夜にめす卯酒の御さかなには、たゞいま殺したる雉をぞまゐらせけるに、もて參りあふべきならねば、宵よりぞまうけておかれける。業遠のぬしのまだ六位にて、はじめてまるれ夜、御香の櫃もとにゐられたりければ、櫃のうちに、物のほとほととけるが、あやしきに、暗きまぎれなれば、やをらほそめにあけて見給ひければ、雉の雄鳥はかゞまりをるものか、人のいふことはまことなりけりと、あさましくて、人の寢にけるをりに、やをらとりいでて、ふところにさしいれて、冷泉院のやまにはなちたりしかば、ほろほろと飛びてこそいにしか。業遠、しえたりし心地は、いみじかりしものかな。それにぞわれは幸人なりけるとぞおほ

○この殿——兼通。
○式部卿宮元平のみこ——陽成天皇々子元平親王。
○姫君——皇子。

○このをんな——世繼の妻。

○いま一所の姫君——宍子、母藤原有年女。内侍のみは「内侍のかみ」の誤寫か。
○六條の左大臣——敦實親王の御子、源重信。
○讃岐守——正四位下乗方。

えしか」と、かたられける。殺生は殿ばらのみなさせごとなれど、是はむげのむやくごとなり。この殿の御むすめ、式部卿の宮元平のみこの御むすめのはらに姫君、圓融院の御時に參り給ひて、堀河の中宮と申しき。をさなくおはしまし、ほどは、いかなりけるにか、例の御親などのやうに、見奉りなどもしたまはざりければ、御心いとかしく、また御うしろみなどこそは、申しすゝめけめ。物詣、いのりを、いみじうさせ給ひけるにか。稻荷の坂にても、このをんななども見たてまつりけり。いとくるしげにて、御むしおしやりて、あふがれさせ給ひける御すがたつき、指貫の腰ぎはなども、さはいへど、おほくの人よりはけだかく、なべてならずおはしましける。かやうにつとめさせ給ひけるつもりにや、やうやうおとなび給ふまゝに、これよりおとななるむすめもおはしまさねば、ざりとて、后にたて奉らであるべきならねば、かくまゐらせ給ひて、いとやんごとなくて、候はせ給ひしぞかし。いま一所の姫君、内侍のみにならせ給へりし、いまにおはします。六條の左大臣殿の御子の讃岐守のうへにておはすると

- 太郎君——襄書、顯光、忠義公一男、母式部卿元平親王女。
- 惡靈の左大臣——十訓抄に顯光、道長の女を小一條院に奉りたるを怨みて惡靈となりし由見ゆ。
- 女五宮——盛子内親王。
- 廣幡の御息所——廣幡中納言源庶明女。
- 女君一所——元子。
- 爲平の式部卿の宮——上の師輔傳中に詳し。
- 源宰相頼定——尊卑分脈、「爲平親王男、源頼定、參議正二位右兵衛督、母同憲定、高明女」。
- いま一所——延子。
- 小一條院——教明

かや。また太郎君、長徳二年丙申七月廿一日、右大臣にならせ給ひにき。御とし七十八にやならせ給ひけん。うせさせ給ひて、この五年ばかりにやなりぬらん、惡靈の左大臣と申しつたへたる、いと心うき御名なりし。その故どもみなはべるべし。此の御北の方には、村上の先帝の女五宮、廣幡の御息所の御はらぞかし。その御はらに男一人女二人ぞおはしました。を。とこ君は、重家の少將とて、心ばへ有職に、世のおぼえおもくて、まじらひしほどに、ひさしくおはしますまじかりければにや、出家してうせ給ひにき。女君一所は、一條院の御ときの承香殿の女御とておはせしかば、すゑには、爲平の式部卿の宮の御子、源宰相頼定の君の北の方にて、あまたの君達おはすめり。そのほどの御ことどもは、みな人しろしめしたらん。その宰相うせ給ひにしかば、尾になりておはします。いま一所は、いまの小一條院のまだ式部卿の宮と申しをり、婿にとりたてまつらせ給へりしほどに、春宮にたせ給へりしを、うれしきことにおぼしむかど、院にならせ給ひにしかば、高松殿の御匣殿にわたらせ給ひて、御心ばかりは通

- 親王。
- 高松殿の御匣殿——高松殿は道長の室明子、御匣殿はその女寛子、このこゝに師尹傳中に出づ。
- 女御——延子。
- 堀川の攝政殿——兼通。
- 御二郎——朝光。
- 兵部卿有明——醜醜天皇々子、二品兵部卿有明親王。
- 中宮——嬪子。
- この殿——朝光。
- ち、殿——兼通。
- 貞觀殿の内侍のかみ——登子。上の師輔傳中に出づ。

はせ給ひながら、よからせ給ふことたえにしかば、女御も父おとども、いみじうおぼしなきなげきしほどに、御やまひにも成りにけるにや、うせ給ひにき。そのはらに宮たちあまたところおはします。また堀川の攝政殿の御二郎、兵部卿有明の御むすめのはらの君、中宮の御一つ腹におはせず。是はまた、閑院の左大將朝光と申しをり、すべていみじかりし御世おぼえにて、御まじらひのほどなど、ことのほかのきらめき、胡籙の水晶の管も、この殿のおもひより、しいで給へるなり。なにがしの行幸に、つかうまつり給へりしに、この胡籙おひ給へりしは、朝ひかりにかどやきあひて、さるめでたきことやははべりし。いまは目なれにたれば、めづらしからず人も思ひてはべるぞ。なに事につけても、はなやかにして、いでさせ給へりし殿の、ち、殿うせ給ひにしかば、世中おとろへなどして、御なやみもおもくて、大將も辭し給ひてこそ、くちをしかりしか。さてたゞ、按察の大納言とぞきこえさせし。和歌などこそ、いとをかしくあそばしむか。四十五にてうせ給ひにき。北の方には、貞觀殿の内侍のかみの御腹、重明の

○女君——姚子。

○まうのほり給ふことむ——むは「も」の誤寫か。

○父大納言——朝光。

○二郎三郎君——登朝、相經。

○右京大夫——師經。

○堀河殿——兼通。

○源帥——源高明。

○皇后宮——妍子。

○左兵衛のかみ——爲光の子公信、治安元年左兵衛督。

○兼定——尊卑分脈には「正光男、兼定、大藏卿、陸奥守、右京大夫、從四位上、號「町尻」」さあり。

○またおもての中納言——イ北面の中納言。

○時光——兼通の二男、母大江維時女。
○右京の大夫——尊卑分脈、「兼通男遠光從四下左京大夫母典侍寛子」。
○このおきぎ——兼通。
○東三條殿——兼家。

○いなぶねの——下の裏書参照。

式部卿宮の御なか姫君ぞ、おはせしかし。その御腹にをとこ君三人、女君のかぐやくごとくなるおはせし。花山院の御時まるらせ給ひて、一月ばかり、いみじくときめき給ひしを、いかにしてけることにかありけん、まうのほり給ふことむとまり、みかどもわたらせ給ふことたえて、御ふみだに見えきこえず成りにしかば、三月ばかりけはひてこそは、いでさせ給ひにしか。また、さあさましかりし事やはありし。御容などの、よのつねならずをかしげにて、おぼしなげくも、見たてまつり給ふ父大納言、御せうとの君たち、いかゞおぼしけん。その御ひとつ腹のをとこ君三人、太郎君は、いまの藤中納言朝經卿におはすめり。人に重くおもはれ給ふめり。二郎三郎君は、馬頭、少將などにて、みな出家しつうせ給ひき。この右馬の入道の御男子なり、今の右京大夫。また堀河殿御子、大藏卿正光ときこえしが御むすめ、源帥の御なかの君の御はらこそかし。いまの皇后宮の御匣殿とて候ひ給ふ。たゞいまの左兵衛のかみの北の方。上野の前司兼定の君ぞかし。まことや、またおもての中納言とかや、世の人の申し、時

光の卿それ。また右京の大夫にておはせし。此の大夫の御子ぞかし、いまの仁和寺の別當律師尋清君。堀河殿の御すゑかばかりか。このおとど、すべて非常の御心ぞおはしまし、かばかりすゑたえず榮えおはしましける東三條殿を、ゆゑなきことにより、官位をとりたてまつりし、いかに悪事なりしかは。天道も不安思食しけんを、そのをりの帝、圓融院にぞおはしまし。かゝる嘆きのよしを、長歌によみて、奉り給へりしかば、帝の御かへり、「いなぶねの」とこそ、おほせられければ、しばしばかりを、おぼしなげきしぞかし。

拾遺集卷第九云

圓融院の御時に、大將をとられはべりて、治部卿に罷り成り侍りて、うちにもひさしくまるりはべらで、奏せさせ侍りける、あはれわが、いづくの宮の、みや人と、そのかずならぬ、身をなして、おもひしことは、かけまくも、かしこけれども、たのもし

き、かげにふたゝび、おくれたる、ふたばのくさを、吹く風の、
 あらきかたには、われよりて、せばきたもとを、ふせぎつゝ、ち
 りもすゑじと、みがきては、たまの光を、たれかみん、とおもふ
 心に、おほけなく、かみつえだをば、さしこえて、花さく春の、
 宮人と、なりしときはの、いかばかり、しげきかげとか、たのま
 れし、すゑの世までと、おもひつゝ、こゝのかさねの、そのなか
 に、いつきすゑしも、こととしても、たれならなくに、をやまだの、
 ひとにまかせて、われはたゞ、たもとそぼつと、みをなして、ふ
 た春三春、すぐしてき、その秋冬の、あさぎりの、たえまにだに
 も、とおもひしを、みねの白雲、よこさまに、たちかはりぬと、
 みてしかば、身をばかぎり、おもひにき、いのちあらばと、た
 のみしは、人におくるゝ、成りけりと、おもふもしるく、山か
 はの、みなしもなりし、もろ人を、うごかぬきしに、まさりあげ
 て、しづむみくづも、はてはては、かきながされし、かみな月、

うすき氷と、とちられて、とまれるかたも、なきわぶる、なみだし
 づみて、かぞふれば、冬もみつきに、成りにけり、ながきよなよ
 な、しきたへに、ふるすやすまず、明暮らし、おもへどもなほ、
 かなしきは、わが身ひとつの、ためならずと、やそうち人の、あ
 るゝよの、ためしなりとぞ、さわくなる、ましてかすがの、すぎ
 村に、いまだ枯れたる、えだあらじ、大原おほのべの、つぼすみれ、
 つみをかしたる、ものならば、てる日もそらに、たゞしてん、も
 しもくもれる、こゝろあらば、てる月みよと、いふことを、とし
 のをはりに、きよめずば、わが身ぞつひに、くちぬべき、谷のむ
 もれぎ、えだもほも、さやゝみなん、としのうちに、春吹くかぜ
 も、こゝろあらば、そでのこほりを、とけとふかなん
 是が御かへし、たゞいなふねのと、ありければ
 いかにせんわが身くだれるいなふねのしばしばかりの
 いのちたえずば